

足立区教育委員会会議録

会議名	平成26年第8回足立区教育委員会定例会					
開会月日	平成26年8月7日(木)		場所	教育委員会室		
会議時間	(開会) 午前・午後 3時00分 ~			(閉会) 午前・午後 5時50分		
休憩時間	① (休憩) 午前・午後 時 分 ~		② (休憩) 午前・午後 時 分 ~		(再会) 午前・午後 時 分	
委員 の 出席	委員長	花岡 惠三	出席	委員	桑原 勉	出席
	委員	小川 正人	出席	委員	小川 清美	出席
	教育長	青木 光夫	出席	出席委員5名、欠席委員0名		
出席 説明 員	鈴木 一夫	教育次長	出席	三橋 雄彦	子ども家庭部長	出席
	石居 聡	学校教育部長	出席	鳥山 高章	子ども家庭課長	出席
	荒井 広幸	教育政策課長	出席	荻原 貞二	子ども・子育て支援課長	出席
	絵野沢秀雄	学校適正配置担当課長	出席	橋本 太郎	子ども・子育て施設課長	出席
	稲本 望	学校施設課長	出席	寺島 光大	青少年課長	出席
	山田美砂緒	学校改築担当課長	出席	西野 知之	こども支援センターげんき所長	出席
	山中 寛	学校改築担当課長	出席	渡邊 勇	子ども支援担当課長	出席
	望月 義実	学務課長 おいしい給食担当課長	出席	浅見 信昭	学力定着推進担当課長	出席
	浮津 健史	教育指導室長	出席	市川 保夫	幼児プロジェクト推進担当課長	出席
	川原井隆之	教職員課長	出席	増田 和貴	保健予防課長	出席
	永井 章子	生涯学習振興公社事務局長	出席			
	書記	山崎 弘孝	庶務係長	楠山 慶之	庶務係主査	矢神 功義
秋元 康裕		教育政策担当係長	齊藤 一裕	統括指導主事	尾股 さゆり	教育指導係長
長野 直子		教育指導係主任	渡邊 梨絵	教育指導係主任	佐藤 充弘	子ども家庭係主査
傍聴者	17名					
会議 に 付 し た 議 題	別紙、会議次第の通り。					

平成26年8月7日

足立区教育委員会

午後 3 時 0 0 分開会

○委員長 本日は、多数の傍聴人においていただいております。

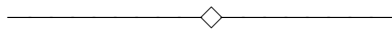
傍聴人の皆様へ申し上げます。会議中の撮影や録音については、委員の自由な意見、協議を妨げる可能性がありますので、禁止いたします。

撮影や録音、その他進行の妨げになる妨害行為のあった場合は、足立区教育委員会傍聴人規則により退席をしていただきますので、ご注意ください。

それでは、ただいまから、本年第 8 回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

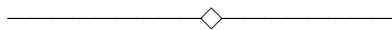
本日の出席委員数は定足数であります。よって、会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



○委員長 初めに、会議録署名委員の指名をいたします。

本日の会議録署名に、青木委員、小川清美委員をご指名いたしますので、よろしく願いをいたします。



○委員長 これより議事日程に入ります。

日程第 1、第 5 3 号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第 1、第 5 3 号議案平成 2 7 年度足立区立小学校使用教科用図書の採択について。

以上。

○委員長 第 5 3 号議案について、石居学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 お手元の資料、2 ページをお開きください。

第 5 3 号議案、平成 2 7 年度足立区立小学校使用教科用図書の採択についてご説明をさせていただきます。

平成 2 6 年度は、小学校使用教科用図書の採択でございます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同施行令に基づきまして、平成 2 7 年度から、足立区立小学校で使用する教科用図書の採択を行うものでございます。

教科及び種目でございますが、文部科学省から通知されました、平成 2 7 年度使用小学校用教科書目録に掲載されている教科書のうちから、記載の 9 教科 1 1 種目でございます。

採択にあたりまして、小学校全 7 0 校から研究報告及び学校長から推薦された副校長、教員で構成する教科用図書調査委員会における調査研究の成果をもとに、小学校長 3 名、中学校長 1 名、小学校の保護者代表 4 名、計 8 名で構成する教科用図書選定委員会が慎重に検討したものでございます。

これまでの教科用図書の調査研究における検討結果でございますが、足立区立小学校使用教科用図書採択要綱に従いまして、5 月 2 3 日に、第 1 回選定委員会を開催し、具体的な教科書の調査研究作業に入りました。

教科用図書の展示につきましては、教科書センターとして位置づけております、こども支援センターげんき及び東京芸術センターにおきまして、6 月 3 日から 6 月 1 2 日までの特別展示期間と、6 月 1 3 日から 6 月 2 6 日までの法定展示期間を設け、土曜、日曜日を含む 2 4 日間で、延べ 1, 1 7 0 名の方々にごらんいただきました。

また、各小学校から、6 月 1 8 日までに提出された研究報告書と教科用図書調査委員会による専門的な立場からの調査研究をまとめた調査報告書が、7 月 2 日に、教科用図書選定委員会に提出されました。

この報告を受けまして、さらに十分な審議を重ね、7 月 2 3 日の第 5 回教科用図書選定委員会で

採択資料をまとめ、7月24日に、教育委員会に提出されたものでございます。

採択資料につきましては、事務局から各委員の皆様にご送付をさせていただきました。

本日は、同委員会から提出された採択資料を受けて、小学校教科用図書の採択をお諮りするものでございます。

なお、採択結果につきましては、8月31日までに、東京都教育委員会に報告をいたすこととなっております。

私からは以上でございます。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

議事進行にあたり、採択の進め方に対する意見や総体的な質問などがあれば、ご発言をいただきたいと思っております。

小川清美委員。

○小川清美委員 審議の進め方についての提案です。

各委員とも、これまで、それぞれの教科書を調査してきました。7月24日に、教科用図書選定委員会に出されました採択資料や調査委員会の報告書、各学校の研究報告、それから区民の皆様のご意見、東京都教育委員会作成の調査研究資料なども読ませていただきました。

本日の採択は、各種目の教科書について、それぞれの委員が意見を出し合った上で進めていくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長 今、小川委員から採択の進め方について提案をいただきました。各委員が、これまでどのような視点を重視して検討されてこられたのかということも含めて、ご意見をお伺いできればと思います。

小川正人委員。

○小川正人委員 今回の教科書の採択の作業に関わって、少しこれからの採択作業の審議に対する私の姿勢を発言したいと思います。

私は、これまでは、自分の研究の仕事を通じて教科書を読んできたほうだと思うのですが、今回は教育委員として採択する責任を担っているということで、今まで以上に、しっかり各教科の教科書を読み込んできました。

今回、読んでみての感想ですが、従来の学習指導要領と、新教育課程の学習指導要領改定以降の違いは、地域教育課程の課題である活用探究の学習や発展的な学習、補充的な学習など、そうしたことも自由に行っており、そういう方向が打ち出されていますので、新教育課程のモットーでは、各会社の教科書づくりというのは、大幅な創意工夫の余地が与えられているというふうに感じております。実際、教科書を読んでみて、それぞれの会社の教科書は、新教育課程の新しい課題にどう対応するかということで、いろいろ工夫がされた教科書が多かったのかなというような印象でした。

その分、教科書を読んでいておもしろかったのですが、そういう各会社が創意工夫をして、特色ある教科書づくりの努力が見える教科書も多かったものですから、その中からどの教科書を採択するかで、かなり私自身としても迷った教科が幾つかあります。

今回、教育委員会が採択作業をする際に、教科書採択の基本方針として、新たに5つのテーマの柱で、19の調査項目を設定して、それらの調査項目に沿って、各教科書の特徴を整理し評価しました。今日はそのデータに基づいて審議するわけですが、その19の調査項目の評価で、大きな差がほとんど生じない教科も幾つかありました。私は19の調査項目の評価で、大きな差が生じない教科書については、日々、授業で教科書を扱う学校や教師が、子どもの実情に沿って、創意工夫ができる授業や学習指導のその幅広さを可能にしている教科書であるかどうかということを、今回、最終の判断基準としてきました。

恐らく皆さんも、ある教科については、かなり迷いながら最終的な判断をされると思いますので、そうした各自の率直な評価を出し合いながら、最終的にどの教科書を選ぶかということを引きちんと決めていくことが、いいのではないかと思います。

以上です。

○委員長 桑原委員。

○桑原委員 私は、今回、初めて教科書採択にかかわらせていただくことになりました。

これまで、膨大な量の調査・研究資料を読ませていただきました。前にある見本となる教科書については、自分たちのころと比べて版も大きくなりましたし、写真やイラストが多彩に取り入れられており、非常にカラフルになり、子どもたちにとっては、わかりやすい教科書になっているんだなというのを特に感じました。

本日は、私なりの視点で捉えて各教科書の特色や、足立の子どもたちに適した教科書を採択するというのを念頭に置いて、発言したいと思えます。よろしく願いいたします。

○委員長 教育長。

○教育長 私も、前回、中学校の教科書採択に加わりましたが、今、桑原委員がおっしゃった内容と同じで、随分カラフルになったと感じました。それから、解説も非常に細かく丁寧になっていたということを感じました。

今回は小学校なので、余計にカラフルさ加減はあるかなと感じていますが、一方で、科目によっては、その辺のバランスというか、そういった見やすさも含めて考えなければいけないのかなということを少し感じました。

内容的には、小川正人委員がおっしゃったように、幅が必要なのかなと思います。特に、教科書は子どもたちにとってわかりやすいことは非常に重要であります。一方で、教える側がどう使うかという点も押さえておかなければいけないです。

特に、足立は若い教員が多いわけですので、そういう意味では、若い教員たちも十分活用できる。そして、ベテランもある程度これを使って、よい授業ができるという意味での幅ということでしょうか、基礎的な部分がわかりやすいことも重視しながら、足立の場合は若手が多いということも踏まえて、足立スタンダードという、いわば授業の進め方についての、まとまった資料も各学校教員に配付して、それを徹底していこうという方向で今、進めておりますので、それとの兼ね合いといったものも、見ていきたいと考えております。

○委員長 ありがとうございます。

私も、足立区の児童の発達段階や、教員が系統を立てて指導をできるなど、足立区の実態に即した教科書、また、足立区の子どもたちに適した教科書を選ぶことを第1と考えてきました。

各委員のご発言に同意をいたします。

それでは、第53号議案平成27年度足立区立小学校使用教科用図書の採択について、私も含めた委員全員の意思に基づき、採択することにいたします。

これより9教科11種目の教科書を審議しますが、教科別、種目別に、質疑あるいは意見を出し合っていただき、逐次、決定することといたします。それぞれ、委員の方々のご協力をよろしくお願いいたします。

まず、教科、国語、種目、国語について審議いたします。

発行者は、東京書籍、学校図書、三省堂、教育出版、光村図書、以上5社です。

質疑または意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

小川清美委員。

○小川清美委員 私は、この5社の中から選定委員会が比較をして、3社が同様の評価で上がってきているのですが、その中で、東京書籍を推薦した

いと思っています。

その理由は、私は幼児教育を専門にしている人間ですから、幼稚園の基礎から1年生になったときのことを考え、1年生の教科書に注目しました。

そうしますと、どの教科書も絵本が随分出ているのですが、その中で、東京書籍だけがもとの絵本と同じ挿絵が採用されていて、幼稚園、保育所の子どもたちは、これまで読んできた絵本が、また小学校の1年生の教科書に同じように載っているのは、親しみがあっていいのではないかなと思います。

ほかの社は、素材は同じですが、全く異なる挿絵になっており、1年生を少し見て、東京書籍がいいのではないかというふうに思った次第です。

以上です。

○委員長 桑原委員。

○桑原委員 私も、東京書籍がよいと考えております。

私、子どもたちには、古典、中でも漢文、できれば論語を学ばせたいし、学んでほしいと思っております。古典については、中学校や高等学校への学習にもつながるものだと思っています。

東京書籍は、漢文で書かれた17条憲法にも触れておりまして、子どもたちにとって、日本語と漢文の関係を理解させるのには、とてもよい教材ではないかと思ひまして、東京書籍がよいと思います。

○委員長 小川委員。

○小川正人委員 まず、国語の教科書を選ぶ視点ですが、皆さんご承知のとおり、国語は今後の新教育課程が重視している活用、探究の学習や、表現活動の土台とも言える、言語活動のいわゆる基盤、核となる教科だと考えます。

そういう点で、私は国語の教科書の内容をどう評価するかは、言語活動のベースである読み、読み取りを中心としながらも、書く、話す、聞くと

いうそういう学習も、バランスよく教科書の中に構成されているかどうかということに基づいて、この5つの会社の教科書を比較しました。

読むことを軸としながらも、書くこと、話すこと、聞くこと、そのバランスよく構成されているという点では、やはり東京書籍と光村かなと。学校図書、三省堂、教育出版は、その読む、書く、話す、聞くというのが、東京書籍や光村と比べるとバランスが少し劣るのかなというような感想を持ちました。

私は、東京書籍と光村、どちらにするか、正直言って迷っています。東京書籍のよいところといえば、1年生から6年生までの総ページ、ページ数の合計がやはり一番多くて、1,974ページ、なおかつその単元が466ということで、非常にページ数とその単元数が多くなっています。

それに対して、例えば光村の場合は、ページ数は1,706ページで、単元数が348ということで、東京書籍と比べるとページ数は少なく、なおかつ単元の数も少なくなります。

そういう点で、東京書籍は、先ほど言ったように、非常にボリュームのあるページ数と単元数のもとで、読むことをベースにしながらも、書くこと、話すこと、聞くことというふうな単元についても、それなりのスペースを割きながら、丁寧な記述という構成をしているということで、やはり言語活動の多様な取り組みを可能にする事例も記載されていて、教師の側にも、また、児童の側にとっても、非常にめり張りある活用の仕方ができるのかなと。それが、東京書籍の長所かなと私は感じました。

ただ、私は、光村も捨てがたくて、光村というのは、国語の光村と言われるように、取り扱う教材の質の高さもあります。教材をじっくり読み込ませて、授業、学習を進めるというふうな点ですぐれているかと思ひます。

先ほど言ったように、東京書籍と比べてページ数が200弱、光村は少ないし、単元の数にしても、100以上少ない分、光村は一つ一つの教材、例えば、文学的な文章や質の高い文章を取り上げています。

一つ一つじっくり取り組ませて読み込みさせながら、言語の能力を育んでいくという教材構成は、東京書籍と光村図書の良さで、この2つは、5つの中ではいいと私は思っています。

この2つの中で、皆さんの意見を聞いた上、推薦していきたいと思えます。

○委員長 それについてご意見ございますか。

青木教育長。

○教育長 区民の意見のまとめにも、東京書籍、光村がいいと、両方がいいというふうなご意見もいただいているところ等がありますが、わかりやすさという意味では、単元の数が細かく、ある意味、ステップを踏んでいるというほうが、教えやすく学びやすいことにつながるのかなという感じは、私もいたします。

ただ一方で、国語の光村といわれ、基準が高いというふうな評価もあるようで、そこは、なかなか判断が難しいことかもしれませんが、先ほど、冒頭で申し上げたように、足立スタンダードということも通じて、なるべくベーシックなというか、基礎的なところをしっかりと押さえていきたい、まず、それを重視したいという考え方に立つと、どちらかという、やはり多くの子どもが学びやすく、教師が使いやすいものを優先したほうがいいのではないかと思います。

○小川正人委員 私は、今の教育長のご意見に反論するつもりはないですが、2つの教科書会社を取り上げる教科書で扱う、例えば、小学校5年生の国語で、「大造じいさんとガン」というのが、光村と東京書籍、同じように入っているのですが、東京書籍は、この物語の最初の物語を始める十数

行あるイントロにあたることを、カットして掲載しているのですね。

光村の場合には、やはりこの「大造じいさんとガン」のそういう最初の導入の十数行が、物語をスタートするに当たって、非常に重要なイントロダクション、導入部分だということで、これを削除しないで、そういうこの物語をスタートするにあたっての状況説明を行いながら、物語をスタートしています。

その作品の大切さというのを損なわないように、一つ一つの文章、作品というのを大切にしながら、文学的な余韻を感じさせながら読み込ませるとい、そういう精神というものが、光村の教科書ではあるのかなと思います。

基本的に、足立の先生方は、今、足立スタンダードの取り組みに沿って、工夫して授業を展開しているので、そういう授業づくりの流れからすると、多分、東京書籍のほうが、学びやすいのだろうなという思いもあります。

光村は、この一つ一つの作品を大切にすると、こういう個性も捨てがたいというふうにも思います。少ししつこいようですが、発言だけはおきたいと思えます。

○委員長 青木教育長。

○教育長 スタンダードの関係は、他の教科書も、見比べてみましたが、各学年の上版には、必ずノートづくり方というのが、東京書籍の場合がありますが、目当てだとか、まとめとか、この辺の流れは、まさに足立スタンダードとぴったりあてはまる感じですので、その意味でいくと、他社も、考え方として似たような、ノートについてのページを割いている箇所もちろんありますが、そういう意味では、今の足立スタンダードの内容に、いろいろな意味で合致しているのは東京書籍かと思えます。

アンケート調査や選定委員会の報告書の中にも、

東京書籍の特色として書いてありますが、多層指導モデルのM I Mに関する記述について、詰まる音などはどの会社の教科書も載っているのですが、足立区が今、進めているM I Mに則した形で東京書籍の場合は書かれております。全体的に、幾つかのポイントと、現実にスタンダードとの親和性については、非常にあると感じましたので、私としては東京書籍を推薦しようと思っています。

○委員長 私も、東京書籍を推薦したいと思います。

理由は、各単元の初めに学習の見通しが上げられて、年間の言葉の力というのは、つながるのわかります。

言葉の力である話すこと、聞くこと、そして書くこと、読むこと、これは基礎学力の基盤であると思います。また今、話が出ていましたが、区のスタンダードに沿っているのではないかなと思います。

言語活動を意識した単元構成にしている。基礎・基本をしっかり押さえているのではないかな。また、単元を細かく設定したり、めり張りある単元構成をしたりするなど、段階を踏んで力をつけさせる工夫が狙いではないかと、そう思っています。

他にはございますか。

(なし)

では、ここで意見がないようですので、教科、国語、種目、国語について採択をします。

東京書籍ということで推薦をされました。東京書籍を採択することに賛成の方の挙手を求めたいと思います。

(賛成者挙手)

5名全員です。よって、東京書籍を採択することに決定いたします。

次に、教科、国語、種目、書写について審議いたします。

発行者は、東京書籍、学校図書、三省堂、教育

出版、光村図書、日本文教出版、以上6社です。

質疑または意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

小川清美委員。

○小川清美委員 私は、日本文教出版を推薦したいのです。

というのは、書写は1年生からあるのですが、筆を持つのは3年生のようなので、その入門期に、この日本文教出版が、「なかよくなるう」という単元で、それで字をすぐに書くのではなくて、渦巻きや波線を書くというページがあります。

ほかのところも、ないわけではないのですが、そこは、「なかよくなるう」ということではなくて、書くという観点から、ちょっとした絵が描かれていたりするのですが、「なかよくなるう」というのはいいのではないかと思いました。

本来でしたら、国語は、今、東京書籍が選定されましたから、書写もそうなるのかなとも思うのですが、日本文教出版を推薦したいと思います。

○委員長 小川委員。

○小川正人委員 私は、基本的には、書写は国語と連動しているので、採択された東京書籍と連動して、書写も、東京書籍でいいのではないかと。そういう原則ではないのですが、そういうふうな考え方でよろしいのかなと思っています。

何か東京書籍の書写の内容に大きな問題があれば、別に国語と連動をする必要はないと思うのですが、基本的には国語での狙いと同じように、書写でも、書く表現の学習について配慮していると思います。その点で東京書籍を見ますと、文章以外にも、いろんな言語活動の取り組み等々について、例えば観察記録のつけ方などにも配慮して、国語と連動しながら言語活動の学習を進めていく配慮がありますので、国語の採択と同じように、書写においても東京書籍でいいのではないかと思います。

います。

○委員長 ほかにございますか。

青木教育長。

○教育長 私も、東京書籍かなと思います。

選定委員会も、内容的な点について、伝統的な言語文化を大切にしていこうということで、百人一首や俳句、竹取物語、枕草子などを取り上げており評価できると思います。

○委員長 私も、東京書籍を推薦いたします。

国語で東京書籍を採択したと考えれば、書写についても、国語学習との関連から、東京書籍が使いやすいのではないかなと思います。

ほかになれば、教科、国語、種目、書写について採択したいと思います。東京書籍と日本文教出版が推薦されました。

最初に、東京書籍を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

4名です。

次に、日本文教出版を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

1名です。よって、東京書籍を採択することに決定をいたします。

次に、教科、社会、種目、社会について審議いたします。

発行者は、東京書籍、教育出版、光村図書、日本文教出版、以上4社です。

質疑または意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

桑原委員。

○桑原委員 私は、日本文教出版がよいと考えております。

理由は、議会や福祉関係の話について足立区が取り上げられておりますし、足立区が取り上げられている記載については、きっと、子どもたちが

身近に感じてくれるのではないかなと思うからです。

領土や人権についてもわかりやすく記載されているので、日本文教出版がいいのではないかと思います。

○委員長 ほかにありますか。

小川委員。

○小川正人委員 私も読み比べてみたのですが、最終的には、今、桑原委員もお話ししていた日本文教出版がいいのかなと思いました。

調査項目もいろいろ比較して、資料等々もそれほど内容的に大きな評価の差はないのですが、特に、現代史に関してこの4つの教科書は、これくらい流動化、激動化するのが現代史で、こういった中で生きていく子どもたちに必要な重要な知識として、どういう記述がされているのかということとを4社で比べてみました。やはり現代史に関する記述の内容等々については、日本文教出版が、かなりページ数も割いており、非常に丁寧に記載されているなど感じました。

日本の戦争開始までの動き、また、戦後の復興の歩み、また、世界の中における日本のあり方ということで、国連の働き方や国際社会の中の日本等々についても、他と比較して日本文教出版が、特に書かれていると感じましたし、あと、そうした学びをベースにしながら、考える学習というか、発展的な学習について、日本文教出版の教科書は、取り上げられているところが多いと思いました。

別にページ数が多いことが、教科書の質を決めるとは思いませんが、それが、例えば現代史に関する記述で、非常に丁寧に記載されているというようなところは、ある一定量のページ数の保障がなければ、カバーできないことであって、その点では、日本文教出版は総ページ数が832ページであるのに対し、教育出版は788ページ、光村は716ページということでした。東京書籍は

850ページぐらいあるのですが、日本文教出版はページ数も確保しながら、必要なことについては丁寧に記述をされているところは好感を持ちました。

それとやはり社会科というのは、地域とか社会を子どもが身近に感じながら、社会に対する認識と、その社会的な活動にも参画する力を育てていくことが重要ですので、それは6年生の段階で、足立区の事例がこれほど教科書に紹介されているということは、その段階で、足立という自分の地域の具体的な事例を学びながら、そうした社会的な仕組みや社会参画の重要性ということを身につけていくことは、足立の教育行政にとって、これは捨てがたいと思います。やはり私は、日本文教出版でよろしいのではないかなというふうに思います。

○委員長 小川清美委員。

○小川清美委員 小川先生のお話に繋がるのですが、6年生の下のところで、「私たちの暮らしと政治」の2ページから13ページまで、全部足立区なのですね。

足立区の方々の写真もたくさん出ていて、これは足立区の子どもにしてみたら、教科書は自分たちの区のことを書いてあるのかなと誤解するぐらいだろうと思うのです。しかし、これは全国的な教科書ですから、ほかの区でも、これを採択されれば、この足立区の事例が幾つかわかるわけですが、やはり身近に住んでいる区のことを教科書で勉強できるのは、足立区の子どもにとって、本当に誇りになるのではないかなと考えています。

私も、この日本文教出版を推薦したいというふうに考えています。

○委員長 青木教育長。

○教育長 確かに見比べますと、足立区議会の写真が載っていたり、足立の地図や民生児童委員さんが載っていたり、足立区の子どもたちにとって、

すごく親しみの持てる内容だと思います。

この辺、単純に喜んでいいのかと考えはしましたが、しかし、親しみやすいということも重要です。それから内容的な部分でも、環境保全や、これは選定委員会の指摘にもありますが、「大きくジャンプ」という項目がありますが、結構新しい課題やノーベル賞受賞者のことなど、日本人が世界に貢献・活躍しているというようなことも、積極的に教材として取り上げられているので、足立区が載っていることはもちろんですが、内容的にも、日本文教出版がよろしいのではないかなと思います。

このことはアンケート調査にも、そういった点をプラスに評価している意見が幾つかあったこともありましたので、よろしいのではないかなと思います。

○委員長 ほかにございますか。ありませんか。いいですか。

(なし)

ほかにないようですので、教科、社会、種目、社会について採択をいたします。

日本文教出版が推薦をされました。日本文教出版を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

5名全員です。よって、日本文教出版を採択することに決定いたします。

次に、教科、社会、種目、地図について審議いたします。

発行者は、東京書籍、帝国書院、以上2社です。

質疑または意見がありましたら、委員のご発言を求めます。

小川委員。

○小川正人委員 これは2社しかないのですが、東京書籍の地図帳も帝国書院の地図帳もそれぞれ工夫されていて、それぞれがおもしろかったのですが、帝国書院のこの形というのは、私が小さいときも、

この地図帳を使った記憶が非常にあり懐かしいというか、地図帳の定番という感じで、安心感、信頼感があります。やはり地図帳の基本は、日本地図や世界地図の分量が、きちんと中に盛り込まれるということなので、例えば日本地図の枚数からすると、帝国書院が101、これに対して東京書籍が70、世界地図の枚数というのが、帝国書院が21、東京書籍が16。

また、土地利用図ですかね、これも帝国書院が34、東京書籍が6ということで、やはり地図帳、地図の最も重要な情報データが、しっかり情報としても分量としてもきちっと盛り込まれているということで、帝国書院かなと思っています。

ただ、東京書籍の地図帳に関しては、新しい取り組みなのかなと思うのですが、いろいろ工夫されて、読みやすい、見やすく工夫されているところもあるのも事実だと思います。

実際、例えば東京の地図を見ると、帝国書院は、東京都全体です。中心部を中心として大体10万分の1の地図を掲載しているのですが、東京書籍は、首都圏、東京の23区を中心にしながら、5万分の1の折り込みが地図なので、これは見た目からすると、何か東京書籍のほうが、すごくインパクトがあり、工夫されているなというふうに思うのです。しかし、先ほど言ったように、地図帳の一番ベーシックな情報データというのは、日本地図や世界地図など、その辺をしっかり分量として確保されていることかと思っていますので、何度も言うように、日本地図では、帝国書院が101に対して東京書籍が70、世界地図についても21対16云々というようなことで、基本的な重要データを、帝国書院がしっかり入れているということで、私は帝国書院がよろしいのかなと思っています。

○委員長 小川清美委員。

○小川清美委員 私も帝国書院を推薦したいのです

が、東京書籍は、今、小川先生が、東京都というか、東京の中心部の地図があるのですが、東京都全体の地図がないのですね。

やはり4年生は、東京都を勉強するときに、東京都全体の地図がないと、イメージしにくいと思います。

あとは、防災マップづくりの手順や例示、そういうのも書いているのが帝国書院ですので、帝国書院の地図帳を推薦したいと思います。

○委員長 ほかに意見ありますか。

青木教育長。

○教育長 私も、帝国書院がいいと思います。

色使いなんか、どちらかというと、東京書籍のほうは明暗というか、ただ、これもさっき冒頭お話したとおり、色使いについてはいろいろありますので、どうしても見慣れた帝国書院という感じがしますが、両方ともユニバーサルデザインには配慮されているということですので、そういった意味では、問題はもちろんない、適切なんだろうが、地図の成り立ちだとか、わかりやすさ、これは選定委員会の評価の中にも示されていますが、そういった点は、帝国書院のほうが丁寧に書かれているということで、帝国書院がいいと思います。

○委員長 ほかにございますか。

(なし)

ないようですので、教科、社会、種目、地図について採択いたします。

推薦がありましたのは、帝国書院のみです。帝国書院を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

5名全員です。よって、帝国書院を採択することに決定いたします。

次に、教科、算数、種目、算数について審議いたします。

発行者は、東京書籍、大日本図書、学校図書、

教育出版、啓林館、日本文教出版、以上6社です。

質疑または意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

桑原委員。

○桑原委員 私は、東京書籍を推薦します。

理由は、問題に振り返りマークがついておりまして、子どもが、自分一人でも巻末の振り返りコーナーを見て、家庭であっても、自分で学び直しができていることになっていると思うからです。

それと、あと、「算数マイノートをつくらう」というページには、子どもの主体的な学習を促すところがあるかと思います。ですから、東京書籍がよろしいのではないかと思います。

○委員長 小川委員。

○小川正人委員 私は違うのですが、私は啓林館が良かったです。本当に読み物としてもいろいろ工夫されていました。啓林館は算数の教科書としては、いろいろユニークな面がありました。

もう少し丁寧に説明しますと、一つは、啓林館の算数は、いわゆる活用の学習、問題解決型学習というような、考える力を活かして記述させる学習など、いわゆるPISA型学力に象徴されるような思考力、読解力の育成にも力を入れていくという、基礎・基本をベースにしながら活用の学習、問題解決というような部分に、かなり主眼を置いたつくりをなされているところが、極めて特徴的かなと思っています。

そして、基礎・基本の算数の取り組みを軽視しているのかというと、決してそうではなくて、いろいろ研究されており、算数で小学生の子どもたちがつまずきやすいところについては、その学年を超えて、何回も何回も繰り返ししながら教科書で扱って、学年を通して、そういうつまずきやすい基礎・基本については、小学6年全体を通じて繰り返し学習を確認しながら積み重ねていくという、そういう配慮も、啓林館の算数の教科書はさ

れているかなと感じます。

そういう点では、基礎・基本の定着へのさまざまな取り組みの配慮と、それだけに終わらないで、その活用、問題解決型学習、もう一歩高めの取り組みを目指すような、非常に意欲的な教科書かなというふうに私は思っています。

もう一つ、読んでいておもしろいのは、コーナーとして「学びを生かそう」や「算数実験室」「もっと練習」ということで、発展的な学習や、補足的な学習の配慮や、読み物としてもおもしろかったのですが、「算数資料集」というようなコーナーがあり、生活の中における算数的、数学的な思考等々について工夫して記載され、算数とか数学のおもしろさ、興味・関心を育てていくような話を紹介しながら、算数の学びは、生活に密着して、なおかつ楽しいものであるという子どもの算数へのとっつきやすさという、そういうことにも配慮されているような教科書作りにもなっていると思います。

今足立は、基礎・基本の定着ということで、区全体としても努力されていますが、さらに、そういう基礎・基本の定着の上に、次に活用の学習へと広げていくためにも、啓林館の教科書は先生方の指導の努力を促すようなものかもしれないというような、これからの足立区のそういう取り組みの方向性を考えて、数学も算数においても、啓林館というのは意欲的な本ですが、そういう方向で、啓林館の算数を採択してもいいのではないかなと私は思っています。

○委員長 ほかに。

小川清美委員。

○小川清美委員 私は、東京書籍を推薦したいと思います。

といいますのは、区民の皆様のご意見の中にも、少しあったと思うのですが、うちの子どもには、どうも算数はやさしいようだ、もっと難しい問題

がやりたいってというような、そういうご意見があったと思うのです。実は、この東京書籍は今度のテキストから、2年生から算数自習コーナーが巻末につけられているのですね。

ここは、「指導者、保護者の方々へ」とわざわざ書いていまして、算数自習コーナーは、自ら進んで取り組むことを目的としたコーナーで、全ての児童が一律に学習する必要がありません。

復習するものと、それから少し難しい問題と両方が、好きなお子さんは、どんどんやっていけるかなと思うのですが、こういうような段階もあるので、もちろん、今、小川正人先生がおっしゃったように、啓林館のテキストでやっていきたいなと思っている方もいらっしゃるかもしれないのですが、それよりやりやすく、そしてさらに、子どもたち自身がやっていきたい人にとってはやっていける、そういうコーナーがそれぞれ全部、6年生までありますので、そうすると、東京書籍のほうが、子どもには理解しやすいのかなというふうに考えています。

以上です。

○委員長 私も、東京書籍を推薦します。

現在、使用されている教科書と比較して読んでみたのですが、大変内容が変わってきていることはわかりました。

各単元が、問題解決学習の流れに沿った展開をしている。また、例えの示し、見通し等振り返りが充実していて、足立スタンダードに沿っているのかなと思います。

また、ページも、問題数が多いのは、教師も柔軟に活用できると考えます。

そのほかにありますか。

青木教育長。

○教育長 私も、東京書籍がいいと思います。

小川正人先生の推薦されている啓林館は、やはり区民アンケートにも出てきますが、少し難しい

という評価もあるようです。そういった意味では、東京書籍はベーシックなものを押さえつつ、発展的な課題も、今回は新しく取り込んでいるというところですので、スタンダードにも合っているということから、東京書籍でよいのではないかと思います。

○委員長 ほかにございますか。

各委員が推薦するそのほかの意見ありましたら、ほかにはありませんか。

(なし)

それでは、教科、算数、種目、算数について採択いたします。東京書籍、啓林館が推薦をされました。

最初に、東京書籍を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

4名です。

次に、啓林館を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

1名です。よって、東京書籍を採択することに決定いたします。

次に、教科、理科、種目、理科について審議いたします。

発行者は、東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、啓林館、以上5社です。

質疑または意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

桑原委員。

○桑原委員 私は、東京書籍を推薦いたします。

各教科書は、実験の危険性等に触れているのですが、比較して見ていると、東京書籍がいいのかなと思います。

教育出版の中には、危険な実験が写真で記載されていて、少し使用には不安が残ると思います。いかがでしょうか。

○委員長 どうですか。

小川委員。

○小川正人委員 理科も、悩みながら選びました。

前も言ったのですが、ページ数の多い少ないというのは、決定的な判断基準ではないのですが、ただ、丁寧な記述をするという点では、ある程度の分量というのが必要で、5つの会社の教科書それぞれ読み比べてみますと、ページ数の多い教科書、例えば教育出版、東京書籍ないしは啓林館ですかね。例えば、具体的なページ数は省きますが、この3社はページ数が多いので、各単元の記述の内容も詳しく丁寧に取り上げていますし、こういう実験や観察にかかわるような、いろんな写真や図なども、この3つの会社が非常に多く記載されていて、この3社がまずはいいと思いました。

啓林館が、ワークシート形式の別冊をつくって工夫されているので、これはこれとして私はおもしろかったのですが、意外にも、現場からのいろんなアンケートというか声を聞くと、教科書とは別にワークシート形式をとっていると、子どもが紛失したり、忘れてくる可能性も非常に多くなり、学習指導上、いろいろな問題も引き起こしそうだという指摘があったのですね。

これは私も少し意外で、確かに小学校低学年、中学年で考えられることもあるので、その辺は少し考えるべき点かなというふうに思いました。

あとは、理科ですので、基本的には子どもの身近な自然現象をベースにしながら、子どもがさまざまな自然現象に対して疑問を持ち、なぜそういうことが生じているのだろうかとかという不思議、疑問というものを子どもに感じさせながら、その疑問がなぜ生じてきているのかということで、観察や実験を行い、また、その観察や実験のさまざまな試行錯誤からその結果を引き出して、そして自分の考え方を整理していくという、そういう一連の学習のプロセスをしっかりと理科の教材構成と

してされているかどうか非常に重要で、この点については、いろんな教科書は、そういう手順というのは踏んでいるのですが。

先ほど言ったように、ページ数の多い東京書籍と教育出版では、そういう学習の手順というのが非常に丁寧にされていますし、なおかつページ数が多い分、実験・観察等々について、すごく丁寧な写真とか説明もされていて、非常にこの2つが秀でて、そういう疑問から入って観察・実験、そして、そこから結果を引き出して、そこで課題、考え方を整理して、子どもが自分の結論を導き出すという手順等については、東京書籍と教育出版は丁寧にされているなという印象を受けました。

ただ、この2つを丁寧に読んだのですが、最初の導入のところ、子どもに疑問を問かけるという課題設定の内容が、教育出版は、少し誘導的で、子どもはこういう発想をしないのではないかなどという箇所が幾つか目につきました。

例えば、何で物が燃えるかという、単元があったのですが、東京書籍は、瓶の中にろうそくを入れて、それでふたをすると、ろうそくが消える。何でろうそくの火がふたをすると消えるのだろうか。この瓶の中で何が起きているのだろうかということで、物が燃えるには何が必要かっていうことを考えさせる不思議さを提示するのです。

教育出版は、ランタンが燃えています。何で燃えていますかね。注意して見ると、上と下に穴があいていますよねというふうに、物が燃えるためには何が必要ですかと、こうやるのですよね。これは、ランタンを見て、穴があいているねと普通、子どもは、そういうふうに食いつかないと思うのです。

他にも、口の中の食べ物の変化とか、植物がどういう条件で育つかというテーマに関しても、東京書籍と教育出版を比較してみると、東京書籍のほうは、子どもの普通の感覚で疑問を持たせるよ

うな導入をしているのに対して、教育出版は少し、今言ったように大人の目線というか、少し誘導的な記述がすごく多くて、そういう意味では学習の手順は、東京書籍と教育出版、それぞれさっき言ったように流れをきちんと追っていて、説明も詳しいのですが、今言ったような、子どもに疑問、不思議を抱かせる重要な導入のところが、東京書籍と教育出版が違ってきているので、そういうことを考えると、東京書籍のほうが良いということ、最後は東京書籍を推薦したいと思います。

○委員長 ほかにございますか。

小川清美委員。

○小川清美委員 今、詳しく小川委員がおっしゃってくださったのですが、私も、東京書籍を推薦したいのですが、少し簡単に言いますと、確かめのページの設問が、「わかったかな」、「できるようになったかな」、「考えよう」というふうに、その設問の狙いがわかりやすく示されていますので、子どもが取り込みやすいのではないかと思います。

以上です。

○委員長 ほかにございますか。

青木教育長。

○教育長 私も、東京書籍が良いと思います。

これも、選定委員会のコメントにもありますが、先ほど申し上げている目当て、取り組み、まとめという流れ、これに沿って説明しやすい教科内容になっておりますし、特に、小学校理科の場合は、苦手な子どもが多いということがありますので、こういうスタンダードに準じた教えやすさといいましょうか、そういったところも重要な要素になってくるかなと思いますので、東京書籍で良いと思います。

○委員長 そのほかございますか。よろしいですか。

(なし)

ほかにないようですので、それでは、教科、理

科、種目、理科について採択いたします。東京書籍が推薦されました。東京書籍を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

5名全員です。よって、東京書籍を採択することに決定いたします。

次に、教科、生活、種目、生活について審議いたします。

発行者は、東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、光村図書、啓林館、日本文教出版、以上7社です。

質疑または意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

小川清美委員。

○小川清美委員 東京書籍を推薦したいと思います。

人とかかわりを多く入れているということと、あと、親子で一緒に取り組める「べんりてちょう」とか、「ポケットずかん」などがついているので、使いやすいのではないかなというふうに思います。

それと、区民の方たちのアンケートの中に、教科書のプラスチックですが、それが入っているのは、そのアレルギーのお子さんは使えないだろうということがあったのですが、多分、東京書籍は、大丈夫だろうと思うのです。少し確認をしたいと思うのですが、大日本図書は、それが入っているのを確認しました。確認後、また再度、発言させてください。

○委員長 青木教育長。

○教育長 私は、教育出版を推薦したいと思います。

巻末資料に、気をつけることはまとめて書いてあるということで、生活習慣のルールが身につくだろうということです。

アンケートにも、生活については、教科書を使うという場面というよりも、資料のボリュームとか、そちらを充実したほうが良いということもありましたので、そういったことも含めて、教

育出版を推薦します。

○委員長 小川委員。

○小川正人委員 それぞれの会社が工夫されているのですが、私の評価の視点としては、生活科は、小学校低学年では、自分の身近な自然とか生活とか遊びなどを通して、その学習への興味・関心、そして意欲を育んでいくという、そういう学習の土台をつくっていく教科だと思っています。

そういう点では、子どもが主体的に学びをしていくのを促し、かつサポートしていくような構成と内容になっているかなというところが、やはり重要だと思うのです。ほかの教科書会社も、そういうふうな工夫はいろいろとされているのですが、私は教育出版が、そういうねらいで、なおかつ子どもが主体的に自然や遊び、生活にかかわりながら、多様な興味・関心、そうした学びへの意欲を育んでいく、そうしたものを促していくようないろんな工夫が、教育出版の教科書にはあったかと感じました。

例えば、「ふりかえる」や「おうちでチャレンジ」、「はっ見ヒント」というコーナーを設けて、その單元ごとに、子どもが重点学習の評価、確認をしながら、進めていくというようなこと。

もう一つは、そうしたものをやりながら、発展的な学習とか、ほかの教科へのつなぎということも、意識したような構成にもなっているのかなと思います。

例えば、各単元で学んだ遊びや自然、生活というふうに、子どもが、お父さん、お母さん、家族がそのサポートをしながら学んでいけるように、各領域の本の紹介も丁寧にフォローをしているなというふうな感じがしました。

そういう点で、私は教育出版の教科書がいいように思います。

○委員長 ほかは。

桑原委員。

○桑原委員 私も、教育出版でいいのではないかと思います。小川正人先生と同じことになってしまうのかもしれないのですが、子どもにとってわかりやすくなっているのではないかなと思います。

活動後のうがい・手洗いがイラストでわかりやすくされていたり、巻末の「ぐんぐんポケット」は、振り返り学習をしやすい情報が、まとまっているのではないかなと思うからです。

○委員長 ほかにございますか。

小川委員。

○小川清美委員 さっきのプラスチックのことですが、私が推薦したい東京書籍には、そのページがありませんでした。今、ほかの委員の方々が推薦されている教育出版は、ないわけではないのですが、ページをめくるのが紙なので、部分的に真ん中が少し、そこにさわらなければ、プラスチックのアレルギーのお子さんでも大丈夫なのかなというふうに判断をしています。

○委員長 ほかによろしいですか。

(なし)

では、ないようですので、それでは、教科、生活、種目、生活について採択いたします。東京書籍、教育出版が推薦をされました。

最初に、東京書籍を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

1名です。

次に、教育出版を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

4名です。よって、教育出版を採択することに決定いたします。

次に、教科、音楽、種目、音楽について審議いたします。

発行者は、教育出版、教育芸術社、以上2社です。

質疑または意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

小川清美委員。

○小川清美委員 私は、教育芸術社を推薦したいと思います。

まず、理由は2つあるのですが、その1つ目は、楽譜のページなのですが、楽譜のページの枠、楽譜というより枠といたらいいでしょうか、そこが白地なのですね。もう一つは色がついているのです。

楽譜そのものが浮き上がって見えやすいのは、白地かなと考えることと、もう一つは、実は、教育出版のほうに曲数は多いです。特に足立区は、音楽専科の先生による授業というのは、低学年からは、多くもないというふうに伺っています。

音楽が、どちらかといったら不得意な先生方が、1年生からの音楽を担当されなければならない。そういうときには、やはり負担感を感じないで授業が進められるのは、とても大事かなと考えていますので、曲数が少ないのですが、それだけ楽しい体験に、子どもたちにとってなればいいかなと思ひ、教育芸術社を推薦したいと思います。

○委員長 ほかに。

桑原委員。

○桑原委員 私は、教育出版を推薦します。

2つ理由がありまして、1つ目は、国歌の説明が写真入りで詳しくあるのは、子どもたちにとっては、わかりやすいのではないかなと思うからです。

もう一つは、「歌は世につれ世は歌につれ」という言葉がありますが、世代を超えて伝えていく唱歌を意識的に記載してほしいなと思っております。

教育出版では、「おぼろ月夜」と親しみやすい唱歌が、子どもたちに伝えていきたいという唱歌が、多く取り上げられているのではないかなと思

うからです。

○委員長 小川委員。

○小川正人委員 私も、教育出版を推薦するのですが、先ほど、小川清美委員は、曲数の少ないほうの教育芸術社を推薦されたようですが、私は、逆の理由で、曲数が多い教育出版のほうがいいのかなと思います。

実際、6年間の鑑賞の曲数を調べてみると、教育芸術社が90曲で、教育出版のほうに124曲ということで、曲数が多いことで、その多種多様な、また多くのジャンルの音楽に触れる機会が多いよう工夫されていて、音楽の楽しさとか、そういうさまざまな音楽についての知識を学べるかと思ひます。

今、家庭で自由に音楽も聞けるようになっていきますので、学校でそういうふうな音楽の曲数云々って話は、あまり説得力がないのかもしれませんが、ただ、クラシックなどを含め、ある程度、学校で強制的な環境の中で、いろんな音楽を聞かせる、そういうふうなことが、小学校時代にあってもいいのかなという、そういう点では多様な音楽、多様なジャンルの音楽に触れて、音楽の幅広さや知識を得て学べるというふうなことが、あってもいいのではないかなと、そういう全く逆の理由で教育出版を推薦します。

音楽の専科の先生云々というような話もありましたが、その辺はいろんな工夫で、先生方が可能な限りで対応できる曲がありますので、取捨選択しながら、今後も柔軟な対応は可能なのではないかなと思います。

○委員長 青木教育長。

○教育長 私は、教育芸術社がいいのではないかなと思います。

こちらにも、国歌や唱歌についてはきちんと取り上げられておりますし、各学習目標というのが、ページの端にわかりやすく示されているというこ

とで、使いやすいのではないかなということと、あと冒頭、教科書がカラフルということを行いました。小川清美委員もおっしゃったように、楽譜などは、わかりやすくシンプルになっていたほうが、いいのではないかなという気がいたします。

それから、これは、アンケートの中で複数の方が、教科書の重さを指摘されていて、教育出版よりも教育芸術社のほうが軽いと、そういう意味で扱いやすいということなのだと思いますが、そう言ったこともありました。

いろいろ考えますと、教育芸術社のほうが、よいのではないかなということですが、

○委員長 私も、教育芸術社を推薦します。

大事なことが吹き出しで示されている。また、振り返りのページのポイントが記されているなど、子どもがわかりやすく学びやすいのではないかなと考えます。

そのほかでございますか。

(なし)

ないようですので、それでは、教科、音楽、種目、音楽について採択いたします。

教育出版、教育芸術社ともに推薦をされました。

最初に、教育出版を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

2名です。

次に、教育芸術社を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

3名です。よって、教育芸術社を採択することに決定いたします。

次に、教科、図画・工作、種目、図画・工作について審議いたします。

発行者は、開隆堂、日本文教出版、以上2社です。

質疑または意見がありましたら、ご発言をお願い

いたします。

小川委員。

○小川正人委員 2つしかないので、2つを比較しながら、いろいろ比べながら読んでみました。

最初に、結論を言うと日本文教出版の教科書を推薦したいと思います。

幾つか理由があって、一つは、図画・工作ということで、いろんな領域があるわけですが、その単元ごとの学習の狙いというのが、例えば絵であらわす活動や、工作であらわす活動ということで、単元ごとに領域マークというのがあり、単元における学習の狙いというのは、最初に非常にわかりやすく提示されています。

あと、実際のその表現の活動等々、使ってみよう、材料や用具等々、そういう材料と、つまり図画・工作にかかわる材料と用具も、詳しい説明がされていますし、あと、全体を通じて、この教科書で取り上げているさまざまな作品数についても、これは日本文教出版のほうが多くなっています。

ですから、いろんな作品に触れるというような点で、日本文教出版のほうがいいのかなと思います。

一つは図画・工作というのは、表現活動というか、作品をつくるというようなことと、もう一つは、美術の鑑賞というのを実際、言葉を通じながら、自分の感じたことを、考えたことを表明するという、そういう言語と表現の活動ということが、図画・工作においても重要だと思うのです。日本文教出版の場合には、そういう言語活動の充実を図るような、具体の観賞の活動量というのが、いろいろ工夫されているのかなと。

例えば、美術館での観賞活動を通じて、鑑賞で身につけるべき力というか、どう表現するか、そうした問いかけも工夫されていると感じました。

さらに、外の世界について、例えば美術館にも、いろんな社会的活動や、そういう図画・工作の社

会的な広がりがあったりすると、つまり社会との
かかわり、そういうふうなことについても、興
味・関心を高める内容を工夫されていて、非常に
バランスがとれたものになっているのかなという
ふうには感じました。

日本教育出版を推薦したいと思います。

○委員長 桑原委員。

○桑原委員 私も、日本文教出版を推薦したいと思
います。多様な写真が掲載されておりますし、ま
た、作品のつくり方もわかりやすく書かれている
ので、基本形は誰にでもつくれるような配慮がさ
れていると思うからです。

○委員長 ほかにございますか。

小川清美委員。

○小川清美委員 今、中身については、小川委員、
桑原委員からのと同じです。私も、日本文教出版
を推薦したいです。

本当に単純な理由です。もう一つの教科書と比
べまして、とにかく見やすいという、これは子ど
もたちにとって、とても大事だと思っていますの
で、2つしかないので比べようもないですが、日
本文教出版を推薦したいと思います。

○委員長 ほかに。

私も、日本文教出版を推薦したいと思います。

巻末に「使ってみよう、材料と用具」というの
を提示して、安全性への配慮をまとめてあるのが
よいところかなと思います。

ほかにはないですか。

(なし)

では、なければ教科、図画・工作、種目、図
画・工作について採択いたします。推薦がありま
したの、日本文教出版のみです。日本文教出版
を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

5名全員です。よって、日本文教出版を採択す
ることに決定いたします。

次に、教科、家庭、種目、家庭について審議い
たします。

発行者は、東京書籍、開隆堂、以上2社です。

質疑または意見がありましたら、ご発言をお願
いいたします。

桑原委員。

○桑原委員 私は、開隆堂を推薦します。写真が豊
富でわかりやすいということと、食育やお弁当に
関する内容が盛り込まれ、子どもの意欲を高めて
いると思います。

区のおいしい給食の取り組みにある、子どもた
ちのレシピづくりの参考にもなると思います。

○委員長 ほかにありますか。

小川清美委員。

○小川清美委員 これも2冊なのですが、ページ数
は、開隆堂のほうが少ないのですが、とにかく必
要な情報を見やすくまとめてあって、わかりやす
くつくられていると思います。

ただ、東京書籍の巻末の持続可能な社会に関し
てのページがあることは、とても大事だと思っ
て評価したいところなのです。

ただ、あまりにもほかのページが、開隆堂のほ
うが、子どもにとって見やすいかなというふうに
思いましたので、開隆堂を推薦したいと思います。

○委員長 小川委員。

○小川正人委員 私も、結論から言えば開隆堂で
すが、比較して、やはり家庭科の狙いですね。つま
り身近な衣食住という、生活の自立していく力を
育てていくというのが家庭科の狙いだと思うので
す。学びのプロセスが、児童の衣食住にかかわる
ような、自立のプロセスを、きちんと学びの過程
を通じて培うような工夫がされているかというよ
うなことで、教科書を2つ比べてみました。

そういった点では、開隆堂の教科書は、例えば
单元ごとに必ず振り返ろう、生かそうというよう
に、目当てをはっきりさせて、実際、学んで、そ

の衣食住の生活の自立に係るような知識というのをきちんと身につけているかどうかというのをチェックして、さらにそれを普段の生活の中で生かしていくように、ある意味、発展的な学習も意識しながら、例えばチャレンジコーナーのようなものも設けて、実際、家庭や地域に取り組みをさせるような促し等を進めて、非常に導入からそういうチャレンジコーナーまで、教材が体系的に構成されている点でいいのではないかなと思います。

さらに、言語活動もこの教科書には意識されていると。学んだことをベースにしながら、話し合いの活動もするというようなことも工夫されていて、非常に狙いある教科書というふうに思いました。

○委員長 3人の委員から、推薦する教科書について意見がありました。

ほかにございますか。

(なし)

それでは、教科、家庭、種目、家庭について採択いたします。推薦されたのは開隆堂のみです。開隆堂を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

5名全員です。よって、開隆堂を採択することに決定いたします。

次に、教科、体育、種目、保健について審議いたします。

発行者は、東京書籍、大日本図書、文教社、光文書院、学研、以上5社です。

質疑または意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

小川委員。

○小川正人委員 保健については、どういう教科書がいいのかは、確たる評価の基準はないのですが、ただ5つの教科書の同じ単元を比較してみて、学習のめり張り、と、使われているデータ等々が、情

報としてもきちんと必要なものが入っているかどうかを見ると、学研が実際、身近な自分の生活の中で、いろんなその単元にかかわるようなことを振り返りながら、その単元で扱う事柄の重要性をいろんなデータを使いながら、子どもに示して理解させています。

最後に、活用ということでその学んだ知識を使って、いろんな単元の知識を自分の頭で整理しながら、この問題について、どういうふうに対応していけばいいのだろうというふうな考えるコーナーを、単元ごとに工夫している部分は、非常にめり張りがあると思いました。

ほかの教科書も、版も少し大きくて情報量も多いですし、あと、保健でするので、いろんな必要な情報がイラスト、写真等々も使って、非常に巧みに組み込まれていて、非常に使いやすいし理解しやすいものになっているのかなと感じました。

○委員長 ほかに。

小川清美委員。

○小川清美委員 その保健という授業が、とても授業数少ないのに、かなり中身的には、たくさん子どもたちは理解しなければいけないという、とても大変な学習だなと思っています。

実は、結論から言いますと、私も学研がいいと思います。

イラストが本当に豊かにあるのですが、そのイラストが大変工夫されている。子どもたちにとっては、見やすく理解しやすい構成に至っていると考えています。

○委員長 そのほかに。

青木教育長。

○教育長 私も、学研がいいかなと思います。

思春期の体を学ぶ、体つきといいましようか学ばせる、そういう場面が、どの教科書にもありまして、それぞれ各社特有の表現をされています。

学研は、服を着せる、そういった形で、ある意

味、発達段階に応じた配慮とかあり、実はアンケートにも感想は複数ありましたが、その精査というか、その辺の違いを本当に率直に表現することに対して、かなり神経質というか、過敏に反応している意見も複数ありました。

私は、そこまで慎重になる必要はないのかなと思います。ただ、与えられた、示された教材が、足立のいろいろな子ども、それから子どもを教える教師のある意味、力量とか経験もあるのだらうと思うのですが、さまざまな環境の、先ほど少し申し上げた振れ幅なのですね。それが、想定されるんだらうと思うのです。

どういう授業環境の中で、どういう教材が使われることが、より多様な条件というか環境に適切に対応できるのか、そういった教科書が持っている、この幅というかそういうものを考えると、いろんな表現がイラストで各社、展開されていますが、結論的には、学研の内容が、ある意味、いろいろな形で、バランスや配慮をとっていると判断できると思いますので、私としては学研がいいと思います。

○委員長 私も、学研を推薦したいと思います。

まず、見やすい、理解しやすいかな。5年の心の健康、悩みや不安への対処の学習についての箇所ですが、学研、大日本図書、それから東京書籍が充実しているかなと。悩みの相談先や窓口を紹介しているところについては、学研が多いかなというような感じを持ちました。

あと、まとめの後の活用の欄に取り組みせることで、子どもの思考力、それから表現力、それを伸ばすことができると考えます。

そのほかにありますか。

(なし)

では、それでは、教科、体育、種目、保健について採択いたします。学研のみ推薦がありました。学研を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

5名全員です。よって、学研を採択することに決定いたします。

以上で、第53号議案平成27年度足立区立小学校使用教科用図書の採択について審議を終了いたします。

私から一言、述べさせていただきます。

展示会でご意見をいただいた区民の皆様をはじめ、この間、ご尽力いただきました調査委員、選定委員、各学校の教師、そして事務局や教育委員の皆様には、心から御礼を申し上げます。

本日の採択に至るまでには、自分自身も、何度も教科書を読み直すなどして準備をしておりました。おかげさまで、常に厳正、中立な立場で臨むことができたと思っております。

これも皆様のご協力のおかげと感謝する次第であります。本当にありがとうございました。

—————◇—————

○委員長 では、次に、日程第2、第54号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第2、第54号議案平成27年度足立区立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について。

以上。

○委員長 第54号議案について、石居学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 恐れ入ります。教育委員会資料の13ページをお開きいただきたいと思います。

第54号議案でございます。案件につきましては記載のとおりでございます。

学校教育法附則第9条に、特別支援学校及び特別支援学級においては、当分の間、文部科学大臣の選定を経た教科用図書、または文部科学省が著作の名義を有する教科用図書以外の教科書を使用

することができるという規定がございます。

これらに基づき、2の(1)から(3)に記載する教科書目録及び図書一覧から、足立区立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の発達状況に合った図書を選定いたしました。

図書選定の状況でございますが、足立区立小学校使用教科用図書採択要綱及び足立区立中学校使用教科用図書採択要綱に従いまして、学校教育法附則第9条図書委員会を設置し、各特別支援学級の設置校が選定した図書を審査いたしました。

結果として、添付させていただいております平成27年度足立区立小・中学校特別支援学級使用教科用図書選定一覧につきまして、採択していただきたく、ご審議をお願いいたします。

私からは以上でございます。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより、本案の審議に入ります。

第54号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員の発言をお願いいたします。ございますか。

青木教育長。

○教育長 ただいま、学校教育部長から説明があったとおりでございますが、これは、学校現場の教師や、個々の児童生徒の発達段階に合った図書を選定していくということでございますので、このまま採択をしていただければよろしいのではないかなど、このように思います。よろしく願いいたします。

○委員長 何かないですか。

(なし)

ないようですので、これより第54号議案平成27年度足立区立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択についてを採決いたします。

本案は、いずれも原案とおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

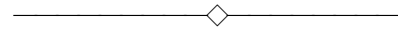
(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することに決定いたします。

それでは、ここで10分程度の休憩に入りたいと思います。続きは5時再開いたします。よろしく申し上げます。

(休憩)

○委員長 それでは、審議を再開いたします。



○委員長 日程第3、第55号議案について議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第3、第55号議案足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の進達について。

以上。

○委員長 第55号議案について、三橋子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 お手元の14ページ以降が議案でございますが、42ページの説明書に基づきまして説明させていただきます。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

制定の理由につきましては、子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業について、区が認可を行うにあたっての基準を定めるものでございます。

対象事業につきましては、表の2段目の地域型保育事業の家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業でございます。

今回は認可でございまして、この下の表にありますとおり、地域型保育事業の認可権者が区であることから、この条例を定めるものでございます。

43ページの制定の主な内容でございます。

(1)につきまして、乳児室の広さに関する部分につきましては、小規模3種類、AからCござ

いますが、全て国基準については、満2歳未満は、乳児室、または保育室は1人につき3.3平米以上でございますが、区の基準を国の基準のとおりにしたいということでございます。

なお、小規模には、認証保育所B型からの移行も想定されますが、区の基準は2.5平米以上でございますが、こちらにつきましては、国の基準どおりということで考えてございます。

2番目の事業所内保育所でございますが、乳児室につきましては、国基準は1人につき1.65平米以上でございますが、現在の都基準が3.3平米以上ということでございますので、質を下げないために、区基準としましては、乳児室1人につき3.3平米以上の広さになります。

(2) 職員の配置に関する部分でございますが、小規模B型、事業所内保育につきましては、国基準は保育士の割合が半数以上でございますが、現行の職員配置基準が6割以上となっていることから、区の基準は国の基準を上回って、保育士の割合は6割以上でございます。

施行日につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第55号議案についてご質問、ご意見ありましたら。

小川委員。

○小川正人委員 基準を国の基準に合わせたり、国の基準に上乗せした基準ということで、乳幼児の広さないし職員の配置に関する提案ですが、こういう見直しをするということは、保育の質を維持するという点では、私も賛成なのです。ただ、例

えば職員配置が、国基準が半数以上であるのを国の基準に区は上乗せして、6割以上にした場合、それを維持できなくて、廃止に追い込まれるような事態や縮小するような懸念というのはないという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長 今のご質問でございますが、現在の保育士の配置基準につきましては、6割以上という中で運営していただいております。その辺は、運営事業所も重々承知の上でやっておりますし、それから、保育所の配置、保育所の形態も、なかなか手がいないというような状態ありますが、保育士の確保もしっかりと行っていただいておりますので、新制度化になったとしても、確保ができずに廃業になるということというのは、ないと考えております。

○小川正人委員 わかりました。

○委員長 ほかに。

(なし)

他にないようですので、これより、第55号議案足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の進達についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方に挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案どおり決することにいたします。

○委員長 次に、日程第4、第56号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第4、第56号議案足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の進達について。

以上。

○委員長 第56号議案について、三橋子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 資料の44ページ以降が議案でございますが、77ページの説明資料に基づきまして説明させていただきます。

件名、所管部課名は記載のとおりでございますが、この件名の特定という言葉の説明をまずさせていただきます。区が新制度の施設型給付の対象になることを確認するといったところが、特定の意味合いでございます。

なお、1番の制定の理由でございますが、先ほどありましたように、認可を受けるためにはその事業者に対して、この制度を対象とするという確認が必要になるものから、この条例を制定するものでございます。

2番で、制定の主な内容でございます。

(1)の①で、利用定員に関する事項につきましては、表にありますとおり、特定教育・保育施設につきましては、認定こども園、保育所につきましては20人以上、幼稚園につきましては最低利用定員数の設定なしでございます。

次のその下の特定地域型保育事業につきましては、家庭的保育事業が1人以上5人以下、小規模保育室A・Bが6人以上19人以下、小規模保育室C型につきましては6人以上10人以下でございます。

なお、これについては、表外にございますが、当該基準の施行の日から起算して5年を経過するまでは、6人以上15人以下の経過措置がございます。

続いて、居宅訪問型保育事業につきましては定員1人、事業所内保育事業につきましては上限設定なしでございます。

次のページにいきまして78ページ、②の運営に関する事業につきましては、この5つの項目等

がございます。正当な理由のない提供拒否の禁止(応諾義務)が定めてございます。

次に、提案を上回る利用の申し込みがあった場合は選考でございます。なお、選考につきましては、幼稚園、認定こども園につきましては抽選、その他は申し込み順等の選考で、認可保育所等につきましては、保育の必要がある方については、保育を受け入れる必要性の高い方というふうに通考の違いがございます。

次ににつきましては、区が行うあっせん、調整及び要請に対する協力ということで、できる限り協力をしなければならないと定めるものでございます。

続きまして、特定教育・保育施設等との連携です。特定地域型保育事業につきましては、特定教育保育施設、幼稚園、保育園、こども園と連携して、保育園の質を高めるという内容でございます。

利用者負担の徴収につきましては、直接、施設が利用した負担の徴収をすることを定めるものでございます。

3番、施行日につきましては、子ども・子育て支援法の施行の日から施行でございます。

私からの説明は以上でございます。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第56号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発見をお願いします。

(なし)

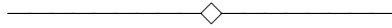
ないようですので、これより第56号議案足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の進達についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のと

おり議決することに決定いたします。



○委員長 次に、日程第5、第57号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第5、第57号議案足立区における保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例の進達について。

以上。

○委員長 第57号議案について、三橋子ども家庭部長から説明をお願いします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 79ページが議案でございますが、81ページの説明資料に基づきまして説明をいたします。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

改正の理由でございますが、子ども・子育て支援法施行規則で、保育の必要性の認定事由が定められたところがございます。

今までは児童福祉法によりまして、保育に欠ける事由を条例で定めるということでしたが、今言いましたとおり、内閣府令で当該事由が定められたことから、当該条例の内容を改正するものでございます。

83ページをごらんいただきたいと思います。

内容で左側でございます。旧のところ、第5条で保育の実施基準で、保育に欠けるという基準はありましたが、新のほうで、第4条に、子ども・子育て支援法施行規則で基準を定めるものでございます。

具体的な内容につきましては、82ページの表に定められたとおり、左側の3施設につきまして、一元的に右側で統一の基準ということで、災害復旧や、虐待やDVのおそれがあるといった追加の基準を含めて規定しているものでございます。

施行年月日につきましては、3にありますとお

り、子ども・子育て支援法の施行の日からでございます。

私からの説明は以上でございます。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第57号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

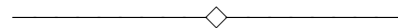
(なし)

ないようですので、これより第57号議案足立区における保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例の進達についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決することに決定いたします。



○委員長 次に、日程第6、第58号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第6、第58号議案足立区立認定こども園条例の一部を改正する条例の進達について。

以上。

○委員長 第58号議案について、三橋子ども家庭部長から説明をお願いします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 資料の87ページの議案でございます。

説明につきましては、88ページの説明資料に基づきまして説明いたします。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

改正の理由でございますが、子ども・子育て支援法施行規則で、保育の必要性の認定事由を定められたことから、こども園条例につきましても、

必要性の基準を条例で定めるものから、その子ども・子育て支援法施行規則に変えるといったところを定めるものでございます。

施行日につきましては、子ども・子育て支援法の施行の日からでございます。

私から説明は以上です。

- 委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第58号議案について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

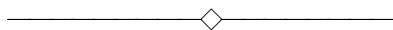
(なし)

ないようですので、これより第58号議案足立区立認定こども園条例の一部を改正する条例の進達についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することに決定いたします。



- 委員長 次に、日程第7、第59号議案を議題といたします。

庶務係長。

- 庶務係長 日程第7、第59号議案足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の進達について。

以上。

- 委員長 第59号議案について、三橋子ども家庭部長から説明をお願いします。

子ども家庭部長。

- 子ども家庭部長 91ページが議案でございます。92ページの説明資料に基づきまして説明いたします。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

改正理由につきましては、地方公務員法が改正され、配偶者同行休業制度が新設されました。この同行制度につきましては、職員が外国での勤務

その他条例で定める事由により、外国に住所または居所を定めて滞在する、その配偶者と当該住所または居所において生活をともにするための休業でございます。幼稚園教員も適用されます。

その改正の内容でございますが、配偶者同行休業中の職員には、いかなる給与も支給しない旨を定める内容でございます。

施行年月日につきましては、平成27年1月1日からでございます。

私からの説明は以上です。

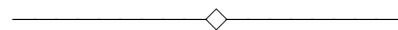
- 委員長 ただいま説明がありましたので、これより、本案の審議に入ります。第59号議案について、ご意見あればよろしく申し上げます。

(なし)

ないようですので、これより第59号議案足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の進達についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決することに決定いたします。



- 委員長 次に、日程第8、第60号議案を議題といたします。

庶務係長。

- 庶務係長 日程第8、第60号議案足立区学校法人の助成に関する条例の進達について。

以上。

- 委員長 第60号議案について、三橋子ども家庭部長から説明をお願いします。

子ども家庭部長。

- 子ども家庭部長 94ページが議案でございます。説明は、97ページの説明資料に基づきまして説明させていただきます。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

制定の理由につきましては、(2)にありますとおり、今まで、区立保育園を完全民営化する際には、足立区の社会福祉法人の助成に関する条例に基づきまして、建物その他の工作物の無償譲渡というのは、社会福祉法人に限られておりましたが、今回の条例を制定することによりまして、幼稚園を運営する学校法人につきましても、民営化の対象をするという趣旨でございます。

施行年月日は、平成27年4月1日でございます。

私からの説明は以上でございます。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第60号議案について、ご質問、ご意見がありましたらよろしくお願いたします。

小川委員。

○小川正人委員 こういう見直しをしたのは、何か国の法令改正に関連したものという理解でいいですか。

○委員長 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長 国等の動きではございません。区としてこの条例を制定するということになりません。

○小川正人委員 その理由をもう少し詳しく説明いただけますか。

○委員長 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長 今、先ほど部長が申し上げましたが、区立の保育園につきまして民営化する場合、今までは社会福祉法人のみということで行ってまいりました。

結局、区立の保育園が私立保育園になっていくという形ではございましたが、今、国のほうでも、認定こども園を進めていきたいということもございまして、そういう流れの中で、社会福祉法人だけではなく、幼稚園を運営されている学校法人にも、手を挙げていただく機会を増やし、認定こども園を誘導していくというご提案をするものでございます。

○小川正人委員 わかりました。

○委員長 ほかにございませんか。

小川清美委員。

○小川清美委員 株式会社までは広げるつもりはないでしょうか。

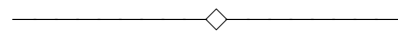
○委員長 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長 現在、完全民営化する場合につきましては、社会福祉法人または学校法人ということで、限定をさせていただきたいと思っております。

○委員長 ほかにないようですので、これより第60号議案足立区学校法人の助成に関する条例の進達についてを採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することに決定いたします。



○委員長 次に、日程第9、第61号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第9、第61号議案足立区社会教育委員条例の一部を改正する条例の進達について。以上。

○委員長 第61号議案について、三橋子ども家庭部長から説明をお願いします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 議案は、98ページでございますが、99ページの説明資料に基づきまして説明をいたします。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

改正理由につきましては、社会教育法の社会教育委員の構成といった条項が廃止されました。ここで、社会教育委員の委嘱の基準が定められてい

ましたが、それが新たに区の条例で委嘱の基準について定めることになったところでございます。

この改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律といった、地域主権改革のところででき上がったところであります。

改革推進法の中で、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省で定める基準を参酌するものというところがございますので、改正内容につきましては、国の参酌基準のとおり、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の行動に資する活動を行う者、並びに学識経験者などの者から委嘱するという条例を定めるものがございます。

施行年月日については、公布の日から施行でございます。

私からの説明は以上でございます。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第61号議案について、ご質問、ご意見がありましたらよろしくお願いいたします。

小川委員。

○小川正人委員 質問というか要望ですが、これまで足立区が生涯学習、スポーツ・文化とともに、スポーツ等々の利用規程が区長部局に移管されたという、そういう改革の経緯はあることは知っていたのですが、そういうこともあって、社会教育委員の活動は、この前までは休止されていましてね。

社会教育委員のやることは、あくまで教育委員会の所掌事務にかかわることで、かなり限定されたものになるのだと思うのですが、社会教育委員が、こういう形で再スタートすることで、区長部局の生涯学習と、この社会教育委員の活動や教育委員の活動が、うまく連携しながらやれるような工夫というのをぜひ今後、検討していただければと思います。これは要望というようなことでは

が、よろしくお願いいたします。

○委員長 要望ということでよろしいですか。

○小川正人委員 はい。

○委員長 ほかにございますか。

(なし)

ないようですので、これより第61号議案足立区社会教育委員条例の一部を改正する条例の進達についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することに決定いたします。

—————◇—————

○委員長 次に、日程第10、第62号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第10、第62号議案損害賠償請求に関する和解の進達について。

以上。

○委員長 第62号議案について、石居学校教育部長から説明をお願いします。

学校教育部長。

○学校教育部長 資料101ページをお願いいたします。

区立中学校の部活等中の事故についてでございますが、相手方から和解の申し出が出たということございまして、今般、和解の進達を行うものでございます。

相手方、損害賠償額は記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、平成19年7月16日に、当時の区立中学校1年生が、河川敷で野球部の練習中に熱中症を発症し、その後、熱中症後遺症ということで、症状の固定診断を受けたものでございます。

その概要に交渉してまいりまして、今般、和解

が成立することとなったもので進達をお願いする
ものでございます。

以上です。

- 委員長 ただいま説明がありましたので、これより
本案の審議に入ります。第62号議案について、
ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

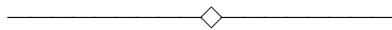
(なし)

ないようですので、これより第62号議案損害
賠償請求に関する和解の進達についてを採決いた
します。本案は原案のとおり決することに賛成の
方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のと
おり議決することに決定いたします。

本日の議案審議につきましては、これで全て終
了いたします。



- 委員長 それでは、続いて、各所管からの報告事
項をお願いします。

質疑、ご意見は終了して、まとめてお願いをい
たします。

初めに1と2について、荒井教育政策課長、よ
ろしくお願いします。

教育政策課長。

- 教育政策課長 私からは、まず、子ども元気基金
活用事業の実施結果についてご報告をいたします。

資料102ページをお開きください。

本事業は、学校や保育園からのアイデアにより
まして、新しい学び、または体験のモデルケース
を生み出すこと、また、その中から、よいものは、
教育委員会の事業として実施をしていくことを目
的に、平成23年度からの3年間の期間限定で実
施をさせていただきました。

昨年度で終了した事業でございますが、昨年度
までの3年間で、記載のとおり378件の事業を
実施させていただいたところでございます。

最終年度にあたりまして、この378件につき
まして、一つは効果性に関する視点、もう一つは
事業の継続性に関する視点、この両面から評価を
行いましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、効果性に関する評価でございますが、評
価の視点は、記載の4点でございます。子どもた
ちの意欲の向上、あるいは成長に役立ったもの、
または、教員の指導力向上に役立ったもの。少し
変わったところでは、地域等、これは大学等も含
めてでございますが、そうしたところとの関係づ
くりで寄与した事業、残念ながら、計画時に予定
していた効果は得られなかったというものも、
2件でございますがございました。それぞれの評
価に該当する事業は、その下の表に記載のとおり
でございます。

こちらから読み取れます分析、あるいは今後へ
の展望につきましては記載のとおりでございます
が、ほとんどが子どもたちの意欲向上、成長に寄
与したということでございまして、子ども元気基
金の所期の目的は達成されたものというふうに考
えてございます。

また、各事業を通して私どもで得られました、
子どもたちの興味や関心のあり方や意欲への結び
つき方などに関する知見については、今後も、私
どもの事業に活かしてまいりたいと考えてござい
ます。

1つ飛ばしまして、外部の先駆的な取り組みを
私どもの事業に生かすという事業もございまして、
外部の事業をそのまま取り入れたのではなくて、
足立区に移植するにあたって、そのふさわしい形
はどうかだということ、中身を十分に検証
した上で入れさせていただきました。こうした経
験も、今後の学校の経営支援や、あるいは教員指
導に活かしてまいりたいと考えているところで
ございます。

続きまして、103ページでございます。

継続性に関する評価でございますが、評価の視点は、記載の5点でございます。一つは、教育委員会の事業に反映できたもの、または参考とさせていただいたもの。

もう一つは、地域や大学等との連携により、今後も個別に継続をしていかれるもの。

Cは、物品の活用により継続、これは元気基金を使っていただいた物品を活用しながら事業を続けていけるというものでございます。

次が、ノウハウの蓄積により継続ということで、これは教員あるいは保育士が、基金の事業を通じて自分たちに蓄積したノウハウを使って、自ら継続していくというものでございます。

最後が、改善への気づき、手がかりということでございますが、残念ながら、基金があった当時と同じような形で事業を進めていくことは困難になりましたが、基金事業を通じて得た経験が、今後の改善への手がかりとなったといったようなものでございます。

それぞれに該当する事業数については、その下の表に記載のとおりでございます。

(2)番では、教育委員会の事業に反映させていただいた主なものを記載させていただきました。

千寿桜堤中学校で行いました民間塾を活用した学力向上の取り組みは、足立はばたき塾ということで、事業化を既にさせていただいているところでございますし、また、昨年度、基金を使って実施させていただきました中学校1年生の夏合宿につきましては、今年度から教育委員会の事業ということで、予算化をさせていただいているところでございます。

1つ飛ばしまして、絵本活動の推進プロジェクト、これは基金を使って、全保育園に絵本を整備させていただいたところでございますが、各園におきましては、読み聞かせのみならず、絵本の貸し出し等も含めて、それぞれの園で工夫をしながら

取り組みをさせていただいているところでございます。

104ページをお開きください。

ここからは、それぞれ地域、大学との連携により継続する事業、物品の活用により継続する事業等々、それぞれ主なものでございますが、例示をさせていただいているところでございます。

それぞれ各事業の詳細につきましては、別途、お配りをいたしました、子ども元気基金の実績の報告書、少し厚いとじ物になってございますが、そちらにまとめてございますので、後ほどお読み取りをいただければと考えてございます。

今後の方針でございますが、教育委員会の取り組みといたしまして事業化したものについては、基金事業から得られた知見を活用し、より効果的に実施をしてみたいと思っております。また、各学校、保育園で、独自の取り組みとして継続する事業につきましても、そのノウハウにつきましては、この報告書を全園、全校に共有することによって、広めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、105ページ、学校運営協議会設置校の指定についてご報告を申し上げます。

現在、足立区には、学校運営協議会設置校、いわゆるコミュニティスクールですが、9校ございますが、10校目といたしまして、この9月1日に、足立区立西新井第一小学校を指定させていただくというものでございます。

詳細は記載のとおりでございます。

私からは以上です。

○委員長 次に、3について、絵野沢学校適正配置担当課長、お願いします。

学校適正配置担当課長。

○学校適正配置担当課長 お手元の資料の106ページ、107ページをごらんください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

大きく鹿浜小学校及び鹿浜地域の中学校の適正配置計画の実施状況、進捗状況について報告をいたします。

(1) 番、統合地域協議会の開催状況ですが、8月28日に第8回を予定しております。

主な議事内容ですが、前回、第7回の際に、13案まで校章のデザインを絞らしていただきました。この第8回の際に最終選考として、1つの案に絞りたいというふうに考えております。

また、新しい校歌についても、検討、協議の時間をとりたいと考えております。

ニュースですが、こういった協議会の動き、決定事項等を地域に情報提供するために発行しております。

また、(3)になりますが、鹿浜小学校の敷地に、新しい統合新校の校舎の計画及び上沼田小学校の改修の必要がございますので、保護者向けの説明会を実施したことを記載させていただいております。

開催日時等は資料のとおりでございます。

今後、この統合新校において基本構想・基本計画を策定した上、鹿浜小学校の近隣住民の皆さんに対して、中高層条例に基づく説明会を開催させていただき予定をしております。

次ですが、大きな2番で、鹿浜地域の中学校の今度適正配置実施計画の状況でございます。

開催日、第6回を7月17日、また予定でございますが、第7回を10月16日に開催いたします。

協議事項ですが、新しい校章のデザインの募集、後ほど説明させていただきますが、第6回、そして、第7回の予定で、校章デザインの第1次選考を行いたいと考えております。

隣のページに移りますが、デザインの募集については、平成26年8月28日から9月25日まで公募を実施するというので、協議会で決定を

させていただきました。

募集方法、応募方法等については記載のとおりでございます。

いただいたデザインの中から、第1次選考及び最終選考、2回のステップを踏んで、最終的に1案に決定したいと考えております。

第1次選考では、ここで10案程度に絞りたいと考えているところでございます。

また、第1次選考で選考された候補作品については、デザイナーにより補正を行うとしております。

(3) ですが、小学校と同様ですが、地域及び保護者の皆さんに、統合ニュースを発行させていただいております。

今後の方針ですが、引き続きさまざまな案件につきましては、協議会を通して協議を進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○委員長 次に、4と5について、稲本学校施設課長。

学校施設課長。

○学校施設課長 お手元108ページをごらんください。

件名、所属部課名につきましては記載のとおりでございます。

平成24年9月14日に、東京地方裁判所へ訴えを提起いたしました土地境界確定については、下記のとおり判決が確定いたしましたので報告するものでございます。

判決日でございますが、平成26年6月5日でございます。

事件番号は記載のとおりでございます。

判決の内容でございますが、区側が所有する土地と相手方所有の土地との境界の区側主張のとおり線と確定すべきであるという判決をいただき

ました。

本件訴えの提起につきましては、平成24年8月10日、専決処分をいたしまして、同年9月21日に議会報告済みでございます。

今後の方針につきましては、学校敷地境界に設置してある老朽化したしました万年堀の撤去改修工事を、速やかに行うものでございます。

続きまして、109ページをごらんください。

件名、所管部課名につきましては記載のとおりでございます。

鹿浜中学校及び第八中学校の統合改築に伴う設計等業務の委託業者が決定いたしましたので、報告するものでございます。

委託業者でございますが、株式会社都市環境設計、渋谷区代々木に位置してございます。

委託金額・期間につきましては記載のとおりでございます。

主な委託業務でございますが記載のとおりで、基本構想・基本計画書作成から地盤調査等がございます。

5番目、スケジュールにつきましては、26年、27年が基本構想・基本計画等設計、各種業務でございます。

それから、28年、29年につきましては、八中におきまして解体を行って、統合校をつくるというところでございますので、こちらの現場の管理業務等でございます。

今後の方針でございますが、地元、統合協議会等との十分な協議の上、事業期間の厳守など、学校運営に支障を来さないよう業務を遂行していくところでございます。

私からは以上でございます。

○委員長 次に、6について、浮津教育指導室長、お願いします。

教育指導室長。

○教育指導室長 110ページ、111ページをお

開きください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

平成26年度7月分の学校事故状況ということで、管理下が7件、管理外が4件、合計11件となっております。

事故内容です。交通事故5件の中、管理外で4件、管理内が1件になっています。その中で、3件、管理外ですが、自転車での事故がございます。

次、授業中のけがについて、運動会の時期ということもございましたので、運動会練習でけがをした件が2件報告されてございます。

休憩中、放課後のけがについては、下校中が2件、それから、昼休み、友達と遊んでいてというようなのが1件報告されております。

3、各学校への事故防止の指導については、学校管理内外を含めた事故発生状況、特に自転車等の事故が多く報告されておりますので、学校が始まってから、安全指導の徹底を図ってまいりたいと思います。

休み時間等の過ごし方についても、改めて校長会等を通じて周知徹底を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○委員長 次に、7について、鳥山子ども家庭課長、お願いします。

子ども家庭課長。

○子ども家庭課長 112ページをお開きいただきたいと思います。

件名、所管部課名につきましては記載のとおりです。

初めに、第2期あだち次世代育成支援行動計画の実績評価でございます。25年度における各事業の目標達成状況の評価を行ったところでございます。

(1)の表に、主な事業の目標達成状況を記載

させていただきました。

113ページでございますが、全事業247項目中、A・B・C判定で行いまして、「概ねできた」、それから、「ある程度できた」が241件、「余りできなかった」というのが5項目でございます。

5項目の原因につきましては記載のとおり、預かり児童数が少なかったなどの理由になってございます。

詳細につきましては、別添資料のとおりでございますので、後ほど別途、お目通しいただければと思います。

次に、子ども施策3カ年重点プロジェクトの実績評価でございます。

これにつきましては、主な事業については、表に記載をさせていただきましたので、ごらんいただきたいと思っております。

114ページ、評価でございますが、「概ねできた」が44項目、「ある程度できた」が8項目でございます。

詳細につきましては、別添の資料をごらんいただければと思います。

今後の方針でございますが、両事業とも、目標につきましては、今年度100%に達成できるように、努力していきたいと思っております。

それから、27年度から開始されます、子ども・子育て支援法に基づく事業実施計画でございますが、次世代育成支援行動計画のかなりの部分が、こちらのほうに移行するという形になってございます。

これまで、次世代育成事業計画や、それから3カ年重点プロジェクトで成果や課題を分析しておりますので、そういった成果・分析を今年の計画に反映してまいりたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○委員長 次に、8について、萩原子ども・子育て

支援課長、お願いします。

子ども・子育て支援課長。

○子ども・子育て支援課長 115ページをおあげください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

事故内容でございますが、7月決定分の保育料決定通知書等の送付の際に、誤って他の保護者の決定通知を同封して郵送した事故が1件、発生いたしました。

事実経過でございますが、7月22日に、保育料決定通知書等を保育所経由及び郵送で送付いたしました。対象件数1万5,908件、このうち保育所経由が1万3,708件、郵送が2,200件となっております。

その後、7月24日に、保護者から郵送で届いた封筒に、他の保護者の通知が入っているとの連絡が入りました。調査しましたところ、他の保護者分を同封して送ってしまったことを確認いたしました。

誤送付先の保護者に連絡し謝罪し、誤送付した通知書を回収いたしました。本来、送付すべき保護者に誤送付があったことを連絡し、謝罪いたしまして、再発防止に努めることを伝え、了承を得たところでございます。

発生原因でございますが、封入前にリストと通知を照らし合わせて、決定通知書が正しく出力されているかチェックを行い、その後、封入を行っていましたが、封入後、リストとのチェックを行っていなかったため、誤って2通を同封したことに気がつかず発送してしまったものでございます。

もう一つの理由といたしましては、リストのチェック及び封入を数人の職員で手分けして行っていました。通知総数と発送総数のチェックを行っていませんでした。現在の処理手順では、通知別の紙リストでチェックして、手作業で複数種類の通知書を名寄せし封入しているため、リスト上

の送付件数を管理していないことが、未チェックの理由でございます。

今後の方針でございますが、各通知のリストを結合して名寄せリストを作成し、発送件数がわかるようにいたします。

また、作業手順をマニュアル化するとともに、作業状況チェック表を作成し、作業に漏れがないか、確認しながら処理を進められるようにしていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○委員長 次に、9について、橋本子ども・子育て施設課長。

子ども・子育て施設課長。

○子ども・子育て施設課長 では、資料の116ページをおあけください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

平成26年7月16日、区立北保木間保育園でいたしました。腸管出血性大腸菌、O-26、こちらの園内感染についてご報告をいたします。

対象施設は記載のとおりでございます。

2、経過でございますが、まず、7月16日に、1歳児2名が、このO-26を発症したことが確認をされました。同日、竹の塚保健総合センターが、全ての園児・職員を対象に検査を開始するとともに、園内の消毒の指導を行ったものでございます。

また、2日後の7月18日、さらに、1歳児で1名がO-26を発症したことが確認されました。

7月22に保護者説明会を開催いたしまして、対応の状況や、感染予防の対策につきまして、衛生部と子ども家庭部で説明を行ったものでございます。

3、原因でございますが、発症した園児の1人が、その数日前に、家族と焼肉店を訪れております。そこで、家族が生レバーの喫食をしております。当該園児は喫食しておりませんが、恐らく菜

箸やトング、そういったものを介して、この菌が感染した可能性が疑われているところです。

現在の状況でございますが、このO-26を発症した園児3名は、全て体調が回復しております。7月30日時点では、2名、登園しておりますが、8月1日時点では、3名全て登園という形になっております。

また、この3名以外の児童及び職員29名、全員について検査の結果としては、全て陰性の結果が出ているところでございます。

今後の方針でございますが、感染予防のため、各部屋・トイレ等共用部分の消毒、換気、手洗いの励行などの強化をしているものでございます。

以上でございます。

○委員長 次に、10について、荻原子ども・子育て支援課長をお願いします。資料は別冊となります。

子ども・子育て支援課長。

○子ども・子育て支援課長 追加資料をごらんください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

足立区待機児童解消アクション・プランについて、本年4月の各地域における待機児童の状況や保育需要等の分析結果をもとに改定いたしましたので、ご報告いたします。

別添のアクション・プランでございますが、今回は、要点をご説明させていただきたいと思っております。

まず、解決すべき課題でございます。

分析の結果、次の課題が明らかとなりました。一つが、フルタイム就労世帯の待機児童は47名となったものの、依然として解消されていないという状況でございます。

続いて、大規模開発されている地域の保育需要は、これまでの10%から15%程度まで伸びています。特に、千住大橋駅周辺地域では、30%程度まで急増している集合住宅が出現しております。

それから、3番目として、日暮里・舎人ライナー沿線、つくばエクスプレス沿線、土地区画整理事業により、町の整備が進んでいる地域では、保育需要が伸びる傾向があると、この3点が解決すべき課題ということで上げております。

保育需要の動向でございますが、保育需要は、対象年齢人口の増減にかかわらず、平成20年度以降、増加傾向でございます。これまでの推移から保育需要率は、28年4月で、ゼロ歳から5歳児全体で38.6%程度まで増加していくと見込まれております。

次の2ページをごらんください。

施設整備等の基本的な考え方でございますが、表にございますように、認可保育園、東京都認証保育所、小規模保育室、家庭福祉員、この4つの保育施設の種類に応じて保育計画を適用させていただくことになります。

まず、認可保育園でございますが、大規模開発、沿線開発等により全年齢にわたり相当多数の保育需要が集中している地域に設置いたします。

それから、東京都認証保育所でございますが、待機児童の状況などから、相当数の低年齢児の保育需要が見込まれる地域に設置いたします。

小規模保育室につきましては、待機児童の状況などから、低年齢児のまとまった保育需要が見込まれる地域に設置いたします。

家庭福祉員につきましては、区内全域で低年齢児の待機児童が発生していることから、区内全域を対象として設置する、こういった計画を進めていきたいと考えております。

年度別整備計画でございます。

今回の26年度、27年度の2年間で、907名の定員整備をいたします。保育施設等の新規整備による定員増員は758名、それから既存施設の増改築等による定員増員は149名見込みでございます。

その下は、施設整備に伴う定員数の推移、または今後の計画を記載しております。

そして、その下の(2)の施設種別ごとの年度別整備計画でございますが、この中で、今回のアクション・プランで、新たに計画されたものだけを紹介したいと思います。

それは、認可保育所は、平成27年度の新規1園ということで、千住地域に140名の認可保育所を設置するというものでございます。

3ページでございますが、小規模保育室のところで平成26年度では、1ブロック・千住地域で2室30名、それから2ブロックの新田地域で15名、それから13ブロックの舎人、東伊興地域で15名、こちらの設置と、平成27年度に保育需要の高いところに新規2室を計画するというところが新しい計画となっております。

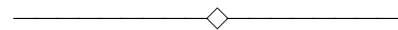
今後の方針でございますが、年度別整備計画に基づきまして、事業者選定や施設整備、東京都への設置申請手続など、各施設の進捗管理の徹底を行うことで、着実な定員数の確保を図り、増加する保育需要に対応してまいります。

そして、2番目として、平成26年度の施設整備経費については、第三回足立区議会定例会において補正予算を計上する予定でございます。

私からは以上でございます。

○委員長 各所管からのただいまの報告事項につきまして、各委員のご質問、ご意見ありましたらお願いします。よろしいですか。

(なし)



○委員長 ないようですので、以上をもちまして、本年第8回足立区教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後5時50分閉会

平成 26 年 第 8 回
足立区教育委員会定例会

日 時 平成 26 年 8 月 7 日 木曜日 午後 3 時 00 分開議
会 場 足立区役所 13 階大会議室 B

1 議事日程		頁
日程第 1	第 53 号議案 平成 27 年度足立区立小学校使用教科用図書の採択について	1
日程第 2	第 54 号議案 平成 27 年度足立区立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について	3
日程第 3	第 55 号議案 足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の進達について	14
日程第 4	第 56 号議案 足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の進達について	44
日程第 5	第 57 号議案 足立区における保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例の進達について	79
日程第 6	第 58 号議案 足立区立認定こども園条例の一部を改正する条例の進達について	87
日程第 7	第 59 号議案 足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の進達について	91
日程第 8	第 60 号議案 足立区学校法人の助成に関する条例の進達について	94
日程第 9	第 61 号議案 足立区社会教育委員条例の一部を改正する条例の進達について	98
日程第 10	第 62 号議案 損害賠償請求に関する和解の進達について	101

2 報告事項

- ① 子ども元気基金活用事業の実施結果について 《荒井 教育政策課長》 …102
- ② 学校運営協議会設置校の指定について 《荒井 教育政策課長》 …105
- ③ 足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の進捗状況について
《絵野沢 学校適正配置担当課長》 …106

- ④ 西新井小学校及び区道と隣接する相手方所有地との土地境界確定について
《稲本 学校施設課長》 …108
- ⑤ 鹿浜・第八中学校統合改築に伴う設計等業務委託事業者の決定について
《稲本 学校施設課長》 …109
- ⑥ 学校事故報告について（平成26年7月分）
《浮津 教育指導室長》 …110
- ⑦ 第2期あだち次世代育成支援行動計画及び子ども施策3ヵ年重点プロジェクトの
実績報告について
《鳥山 子ども家庭課長》 …112
- ⑧ 保育料決定通知書の発送誤りについて
《荻原 子ども・子育て支援課長》 …115
- ⑨ 区立北保木間保育園における腸管出血性大腸菌O26の園内感染について
《橋本 子ども・子育て施設課長》 …116
- ⑩ 足立区待機児童解消アクション・プランの改定について
《荻原 子ども・子育て支援課長》 …別添

3 その他報告資料

- ① 「居住実態が把握できない児童」に関する調査結果（東京都発表）について [子ども家庭課]…117
- ② 足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会の検討状況について [子ども家庭課]…119
- ③ 東京都認証保育所の新規開設時期の再変更について [子ども・子育て支援課]…125
- ④ 行事实施結果・行事实施予定 [青少年課]…126
- ⑤ 伊興遺跡公園展示館の設備工事に伴う休園・休館について [地域文化課]…128
- ⑥ 行事实施結果・実施予定 [生涯学習振興公社]…129

第53号議案

平成27年度足立区立小学校使用教科用図書の採択について
上記の議案を提出する。

平成26年8月7日

提出者 足立区教育委員会教育長 青木光夫

平成27年度足立区立小学校使用教科用図書の採択について
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条並びに同施行令第14条の規定に基づき、平成27年度足立区立小学校使用教科用図書を採択する。

（提案理由）

区立小学校の使用教科用図書は、平成23年度から使用される教科用図書を平成22年度に足立区教育委員会により採択している。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令により採択の期間は4年間とされており、平成27年度から使用する小学校用教科用図書を採択する必要があるため、この案を提出いたします。

第 5 3 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 6 年 8 月 7 日

件 名	平成 2 7 年度足立区立小学校使用教科用図書の採択について
所管部課名	学校教育部 教育指導室
内 容	<p>1 提案理由 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同施行令に基づき、平成 2 7 年度から使用する小学校用教科用図書を平成 2 6 年 8 月 3 1 日までに採択する必要があるため。</p> <p>2 採択内容 (1) 採択種目 (9 教科 1 1 種目) 国語・書写・社会・地図・算数・理科・生活・音楽・図画工作・家庭・保健 (2) 採択する教科書 「小学校用教科書目録 (平成 2 7 年度使用)」に登録されている教科書のうちから採択する。</p> <p>3 各委員会の開催状況 足立区立小学校使用教科用図書採択要綱に基づき、教科用図書選定委員会、教科用図書調査委員会、教科用図書研究会を設置し、調査・研究を行った。 (1) 教科用図書研究会 5 月 2 7 日 区立小学校長へ研究会報告書の作成依頼 (2) 教科書展示 6 月 3 日～6 月 1 2 日 特別展示 6 月 1 3 日～6 月 2 6 日 法定展示 (3) 教科用図書調査委員会 5 月 3 0 日 第 1 回調査委員会 7 月 1 日 第 2 回調査委員会 (4) 教科用図書選定委員会 5 月 2 3 日 第 1 回選定委員会 7 月 8 日 第 2 回選定委員会 7 月 1 5 日 第 3 回選定委員会 7 月 1 6 日 第 4 回選定委員会 7 月 2 3 日 第 5 回選定委員会</p> <p>4 採択資料 7 月 2 4 日 選定委員会から教育委員会へ採択資料を提出。</p>
今後の方針	採択結果を、平成 2 6 年 8 月 3 1 日までに東京都教育委員会へ報告する。

第54号議案

平成27年度足立区立小・中学校特別支援学級使用教科用図書
の採択について

上記の議案を提出する。

平成26年8月7日

提出者 足立区教育委員会教育長 青木光夫

平成27年度足立区立小・中学校特別支援学級使用教科用図書
の採択について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条の規定に基づき、別頁のとおり、平成27年度足立区立小・中学校特別支援学級で使用する使用教科用図書として採択する。

（提案理由）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び学校教育法附則第9条の規定に基づき、平成27年度の区立小・中学校特別支援学級使用教科用図書を採択する必要があるため、この案を提出いたします。

平成27年度小・中学校特別支援学級使用教科用図書選定一覧

(国語)

No.	一般図書名	発行者名	調査研究資料番号
1	もじのえほん あいうえお	あかね書房	A01
2	五味太郎のことはとかずの絵本 かたかな絵本 アイウエオ	岩崎書店	国語87
3	五味太郎・言葉図鑑(3) かざることは(A)	偕成社	O03
4	エリック・カールの絵本 月ようびはなにたべる?—アメリカのわらべうた	偕成社	T06
5	五味太郎・言葉図鑑⑥ ぐらしのことは	偕成社	国語90
6	五味太郎・言葉図鑑① うごきのことは	偕成社	国語91
7	10分で読めるお話 一年生	学研	619
8	10分で読めるお話 二年生	学研	620
9	10分で読めるお話 三年生	学研	621
10	10分で読めるお話 四年生	学研	622
11	レインボーことは絵じてん	学研	国語98
12	ことはのおけいこ	くもん出版	514
13	小学ドリル国語 2年生の言葉と文のきまり	くもん出版	647
14	ことはえほん	グランまま	006
15	レオ・レオニの絵本 スイミー	好学社	A01
16	さ・え・ら図書館/国語 話してみようよ	さえら	517
17	三省堂こどもことは絵じてん小型版	三省堂	524
18	三省堂こどもひらがなとかずの絵じてん小型版	三省堂	532
19	こどもマナーとけいご絵じてん	三省堂	A05
20	14ひきのシリーズ 14ひきのとんぼいけ	童心社	526
21	14ひきのシリーズ 14ひきのあさごはん	童心社	H01
22	ゆっくり学ぶ子のための 国語5	同成社	502
24	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」1(改訂版)(ひらがなのことは・文・文章の読み)	同成社	A01
25	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」2(改訂版)(かたかな・かん字の読み書き)	同成社	A02
23	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」3(改訂版)(文章を読む、作文・詩を書く)	同成社	A03
26	ゆっくり学ぶ子のための 国語4	同成社	A04
28	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」入門編1(改訂版)(表象形成・音韻形成・発声・発音)	同成社	国語50
27	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」入門編2(改訂版)(ひらがなの読み書き)	同成社	B02
29	ぐらしに役立つ国語	東洋館	002
30	こどものとも 傑作集 はじめてのおつかい	福音館	H56
31	あいうえおうさま	理論社	A01
32	あっちゃんあがつたべものあいうえお	リーブル	001
33	小学国語習熟プリント1年生	清風堂書店	528
34	小学国語習熟プリント2年生	清風堂書店	529
35	小学国語習熟プリント3年生	清風堂書店	530
36	認知発達教材レベルアップ せいかつ(上)	こぼと	515
37	基礎・基本ことはの練習帳 小学校低学年1・2年生	フォーラム	530
38	こども語源じてん	講談社	国語123
39	国語☆☆☆☆	東京書籍	C-711
40	漢字で鍛える日本語力4巻 暮らしと文化の漢字1	学研	785
41	世界の絵本(新)にじいろのさかな	講談社	520
42	どの子も日本語がぐんぐんUP徹底音読プリント	小学館	713
43	よみきかせおはなし絵本2 むかしばなし・名作20	成美堂出版	578
44	子ども版声に出して読みたい日本語5ややくしや寿限無寿限無言葉あそび	草思社	512
45	子ども版声に出して読みたい日本語6春はあけぼの祇園精舎の鐘の声古文	草思社	514

平成27年度小・中学校特別支援学級使用教科用図書選定一覧

(書写)

No.	一般図書名	発行者名	調査研究資料番号
1	もじのえほん あいうえお	あかね書房	A01
2	もじのえほん かたかなアイウエオ	あかね書房	A02
3	もじのえほん かんじ(1)	あかね書房	A03
4	もじのえほん かんじ(2)	あかね書房	書写19
5	五味太郎のことばとかずの絵本 漢字の絵本	岩崎書店	E01
6	下村式となえて書く漢字ドリル 漢字練習ノート小学1年生新版	偕成社	654
7	下村式となえて書く漢字ドリル 漢字練習ノート小学2年生新版	偕成社	655
8	下村式となえて書く漢字ドリル 漢字練習ノート小学3年生新版	偕成社	722
9	下村式となえて書く漢字ドリル 漢字練習ノート小学4年生新版	偕成社	725
10	下村式となえて書く漢字ドリル 漢字練習ノート小学5年生新版	偕成社	802
11	多湖輝のNEW頭脳開発 4歳 ひらがな	学研	519
12	多湖輝のNEW頭脳開発 5歳 ひらがな	学研	520
13	2年のかん字ドリルじてん	学研	772
14	新レインボーかんじ絵じてん	学研	793
15	漢字カード1集	くもん出版	557
16	ひらがなことばカード1集	くもん出版	560
17	小学ドリル国語 1年生のかん字	くもん出版	641
18	小学ドリル国語 3年生の漢字	くもん出版	643
19	小学ドリル国語 4年生の漢字	くもん出版	644
20	小学ドリル国語 1年生のひらがな・カタカナのかきかた	くもん出版	658
21	小学ドリル国語 1年生のかん字のかきかた	くもん出版	659
22	小学ドリル国語 2年生のかん字の書き方	くもん出版	660
23	小学ドリル国語 3年生の漢字の書き方	くもん出版	661
24	かん字集中がくしゅう小学2年生	くもん出版	670
25	漢字集中学習小学3年生	くもん出版	671
26	漢字集中学習小学4年生	くもん出版	672
27	漢字集中学習小学6年生	くもん出版	674
28	小学ドリル国語 1年生のカタカナ	くもん出版	722
29	カタカナおけいこ	くもん出版	A05
30	漢字おけいこ	くもん出版	A06
31	書きかたカード「ひらがな」	くもん出版	C01
32	くもん式のひらがなカード	くもん出版	書写2
33	パズルなぞなぞで楽しく学習 2年生の漢字160字マスタープリント	小学館	735
34	基礎学力向上プリント 徹底反復新漢字100日プリント1年	小学館	942
35	徹底反復たかしま式 視写プリント小学1・2年	小学館	970
36	漢字がたのしくなる本シリーズ 漢字がたのしくなる本ワーク3部首あそび	太郎次郎社	A03
37	子どもがしあげる手づくり絵本 あいうえおあそび上ひらがな50音	太郎次郎社	C03
38	漢字がたのしくなる本ワーク②あわせ漢字あそび	太郎次郎社	書写26
39	漢字がたのしくなる本ワーク③部首あそび	太郎次郎社	書写27
40	漢字がたのしくなる本ワーク①基本漢字あそび	太郎次郎社	書写25
41	あいうえおえほん	戸田デザイン	003
42	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」②	同成社	国語107
43	ていねいに書くクセがつく子どものえんぴつ文字練習帳	PHP	633
44	高嶋式子どもの字がうまくなる練習ノート	PHP	書写11
45	あいうえおうさま	理論社	A01
46	あっちゃんあがつくたべものあいうえお	リーブル	001
47	なぞらずにうまくなる子どものひらがな練習帳	実務教育出版	501
48	くりかえし漢字練習プリント小学1年	喜楽研	508
49	くりかえし漢字練習プリント小学2年	喜楽研	509

50	くりかえし漢字練習プリント小学3年	喜楽研	526
51	漢字が楽しくなる本ワーク1 基本漢字あそび	太郎次郎社	書写25
52	漢字が楽しくなる本ワーク2 あわせ漢字あそび	太郎次郎社	書写26
53	漢字が楽しくなる本ワーク3 部首あそび	太郎次郎社	書写27
54	鉛筆で書いて読む日本の童話	ポプラ社	942
55	漢字学習ステップ8級改訂二版	漢字能力検	503
56	漢字学習ステップ9級改訂版	漢字能力検	504

平成27年度小・中学校特別支援学級使用教科用図書選定一覧

(社会)

No.	一般図書名	発行者名	調査研究資料番号
1	地図記号かるた	学研	661
2	ちびまる子ちゃんのはじめてのぎょうじ絵じてん	学研	681
3	ジュニア都道府県大図鑑ジオ	学研	878
4	はじめてのちずえほん にほんちずのえほん	金の星社	604
5	くもんのせいかつ図鑑 お店カード 一町のお店と公共施設一	くもん出版	社会18
6	はじめてちずかん1 ドラえもののせかいちず	小学館	社会37
7	はじめてちずかん2 ドラえもののにほんちず	小学館	社会38
8	いちばんわかりやすい 小学生のための学習日本地図帳	成美堂出版	004
9	書いて、ぬって楽しく学べる 小学生の地図ドリル日本編	成美堂出版	587
10	マグネットつきはじめてのにほんちず	成美堂出版	612
11	につぼんちず絵本	戸田デザイン	社会24
12	辞書びきえほん歴史上の人物	ひかりのくに	644
13	みぢかなかがくシリーズ 町の水族館・町の植物園ーさかなやさんとやおやさんー	福音館	L01
14	みぢかなかがくシリーズ 町たんけんーはたらく人みつけたー	福音館	M06
15	フレーベル館の図鑑 NATURA ちきゅうかんきょう	フレーベル	社会36
16	新版 はじめましてせかいちず	平凡社	502
17	新版 はじめましてにほんちず	平凡社	B02
18	ミキハウス音のでるおしごとえほん レジスター	三紀商行	560
19	はじめて手にする世界地図 イエティを探せ	ゆまに書房	社会29
20	満点学習まんが 日本の歴史	学研	707
21	ルールとマナーを学ぶ子ども生活図鑑(3) 地域・社会生活編	国土社	544
22	子どもとマスターする49の生活技術 イラスト版子どものマナー	合同出版	502
23	自立生活ハンドブック11 ひとりだち(改訂版)	育成会	506
24	自立生活ハンドブック9 あたらしいほうりつの本(2012改訂版)	育成会	511
25	調べ学習に役立つ世界の地図	成美堂出版	社会23
26	せかい地図絵本	戸田デザイン	社会25
27	くらしに役立つ社会	東洋館出版	001
28	どんどん知りたくなる! こども世界地図	永岡書店	551
29	私たちの進路 あしたへのステップ	日本教育研究出版	502

平成27年度小・中学校特別支援学級使用教科用図書選定一覧

(算数・数学)

No.	一般図書名	発行者名	調査研究資料番号
1	算数たんけん(3) 2けたのたしざんひきざん	偕成社	782
2	算数たんけん(4) くりあがりくりさがり2けたのたしざんひきざん	偕成社	715
3	算数たんけん(5) かけざんとかげざん九九	偕成社	716
4	算数たんけん(6) 3けた4けたのたしざんひきざん	偕成社	783
5	エリックカールかずのほん1・2・3 どうぶつえんへ	偕成社	A02
6	算数たんけん7 わりざんわかったよ	偕成社	算数60
7	やさしいかずかぞえ	くもん出版	520
8	小学ドリル算数 2年生の数・りょう・図形	くもん出版	628
9	小学ドリル算数計算 4年生の分数・小数(改定3版)	くもん出版	783
10	けいさん集中がくしゅう小学1年生改訂版	くもん出版	822
11	ドラえものの算数おもしろ攻略たし算・ひき算(改訂新版)	小学館	615
12	ドラえものの算数おもしろ攻略かけ算・わり算(改訂新版)	小学館	616
13	1から100までのえほん	戸田デザイン	002
14	ゆっくり学ぶ子のためのさんすうドリルA 2けたまでのたしざんひきざん	同成社	503
15	ゆっくり学ぶ子のためのさんすうドリルB 3～4けたのたしざんひきざん	同成社	506
16	ゆっくり学ぶ子のためのさんすうドリルC かけ算	同成社	504
17	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」1 (量概念の基礎、比較、なかま集め)	同成社	C01
18	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」2 (1対1対応、1～5の数、5までのたし算)	同成社	C02
19	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」3 (6～7までのたし算、ひき算、位取り)	同成社	C03
20	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」4 (くり上がり、くり下がり、2けたの数の計算)	同成社	C04
21	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」5 (3けたの数の計算・かけ算・わり算)	同成社	C05
22	絵本・いつでもいっしょ2 どうぶつなんびき?	ポブラ	N02
23	算数がすきになる絵本3 かけ算まほうつかい	大月書店	510
24	初級算数習熟プリント小学1年生(新指導要領対応)	清風堂書店	556
25	初級算数習熟プリント小学2年生(新指導要領対応)	清風堂書店	568
26	初級算数習熟プリント小学3年生(新指導要領対応)	清風堂書店	557
27	初級算数習熟プリント小学5年生(新指導要領対応)	清風堂書店	566
28	はじめてのさんすう入学準備&1年生入門ワーク	喜楽研	554
29	わかってできる算数プリント小学1年生新指導要領対応版	フォーラム	517
30	1から10まで…ひっくりかえしてもういちど	大日本絵画	632
31	わらべきみかのスキンシップ絵本5 かずのえほん	ひさかたチャイルド	算数43
32	数学☆☆☆☆	教育出版	C-711
33	教育技術mook 徹底反復百ます計算2	小学館	908
34	くらしに役立つ数学	東洋館出版	003
35	さんすうだいすき あそぶ・つくる・しらべる2年	民衆社	A02
36	まなぼう!さんすう 低学年用上1年改訂版	数研出版	502
37	学ぼう!算数 低学年用下2年改訂版	数研出版	503
38	学ぼう!算数 中学年用上3年改訂版	数研出版	504
39	学ぼう!算数 中学年用下4年改訂版	数研出版	505
40	学ぼう!算数 高学年用上5年改訂版	数研出版	506
41	学ぼう!算数 高学年用下6年改訂版	数研出版	507
42	グレーゾーンの子どもに対応した算数ワーク中級編1	明治図書	506
43	グレーゾーンの子どもに対応した算数ワーク上級編1	明治図書	509
44	わかるさんすう 1	むぎ書房	数学47
45	さんすうだいすき あそぶ・つくる・しらべる 小学校3年	民衆社	数学50

平成27年度小・中学校特別支援学級使用教科用図書選定一覧

(理科)

No.	一般図書名	発行者名	調査研究資料番号
1	絵本図鑑シリーズ⑧ やさいのずかん	岩崎書店	理科9
2	星が光る 星座早見図鑑	偕成社	663
3	ニューワイドずかん百科 科学	学研	594
4	実験おもしろ大百科	学研	840
5	はっけんずかんどうぶつ	学研	C04
6	ふしぎ・びつくり!?こども図鑑 くさばな	学研	理科65
7	やさしいからだのえほん①からだのなかはどうなっているの?	金の星社	E01
8	小学館の図鑑NEO 科学の実験	小学館	835
9	きっず ジャポニカ・セクション 10才までに知りたい!なぜ?どうして?科学のふしぎ	小学館	855
10	小学館の子ども図鑑ブレNEO楽しく遊ぶ学ぶふしぎの図鑑	小学館	884
11	小学館の図鑑NEO 飼育と観察	小学館	理科55
12	202シリーズ たべもの202	ひかりのくに	D01
13	福音館の科学シリーズ 昆虫いさななかまたち	福音館	G01
14	福音館の科学シリーズ 野の草花	福音館	G06
15	ふしぎをためすかがく図鑑 かがくあそび	フレーベル	D03
16	ふしぎをためすかがく図鑑 しぜんあそび	フレーベル	理科63
17	絵本図鑑シリーズ8 やさいのずかん	岩崎書店	F08
18	ニューワイド学研の図鑑 増補改訂 人のからだ	学研	505
19	21世紀こども百科科学館	小学館	582
20	いきもの探検大図鑑 NATURE-PAL	小学館	609
21	福音館の科学シリーズ 地球その中をさぐる	福音館	G03
22	福音館の科学シリーズ 道ばたの四季	福音館	G04
23	フレーベル館の図鑑ナチュラ どうぶつほにゆうるい/はちゆうるい	フレーベル館	563
24	ふしぎをためすかがく図鑑 かがくあそび	フレーベル館	D03
25	フレーベル館の図鑑ナチュラ ひとのからだ	フレーベル館	G09
26	葉っぱのフレディーいのちの旅ー	童話屋	501
27	小学理科か・ん・ぺ・き 新しい教養のための理科基礎編	誠文堂新光社	理科61

平成27年度小・中学校特別支援学級使用教科用図書選定一覧

(生活)

No.	一般図書名	発行者名	調査研究資料番号
1	子どものマナー図鑑(1)ふだんの生活マナー	偕成社	Z01
2	新版ふしぎ・びつくり!?こども図鑑 くさばな	学研	567
3	学研の図鑑for kids ひとりでするよ!図鑑	学研	812
4	小学館の子ども図鑑ブレNEO 楽しく遊ぶ学ぶせいかつ図鑑	小学館	840
5	202シリーズたべもの202	ひかりのくに	D01

平成27年度小・中学校特別支援学級使用教科用図書選定一覧

(生活※)

No.	一般図書名	発行者名	調査研究資料番号
1	ぼくとわたしのせいかつえほん	グランまま	61
2	からだのえほん2 すつきりうんち	あかね書房	532
3	あかね書房の学習えほん えいごえほんぞうさんがっこうにい	あかね書房	I07
4	星がひかる星座早見図かん	偕成社	663
5	子どもの生活(3) マナーをきちんとおぼえよう!	偕成社	Q03
6	エリックカールの絵本 うたがみえる、きこえるよ 4	偕成社	T02
7	エリックカールの絵本 できるかな?—あたまからつまさきまで	偕成社	T07
8	ひとりのできるもん 1 たのしいたまご料理	金の星社	F01
9	ひとりのできるもん 3 やさしいやさい料理	金の星社	537
10	げんきをつくる食育えほん1たべるのだいすき!	金の星社	K01
11	東京パノラマたんけん	小峰書店	F04
12	子どもとマスターする49の生活技術 イラスト版子どものお手伝い	合同出版	508
13	イラスト版気持ちの伝え方 コミュニケーションに自信がつく44のトレーニング	合同出版	522
14	イラスト版子どものソーシャルスキル 友だち関係に勇気と自信がつく42のメソッド	合同出版	528
15	こどももののなまえ絵じてん	三省堂	508
16	かこさとしからだの本2 たべもののたび	童心社	E02
17	くらしに役立つ社会	東洋館	001
18	話す力が身につく あいうえおのほん	ひかりのくに	507
19	こどものずかんMio9 ひとのからだ	ひかりのくに	C09
20	こどものずかんMio12 きせつとしぜん	ひかりのくに	C12
21	しかけ絵本の本棚 からだのなかとそと	評論社	B25
22	幼児絵本シリーズ くだもの	福音館	B06
23	福音館の科学シリーズ 昆虫ちいさななかまたち	福音館	G01
24	福音館の科学シリーズ 道ばたの四季	福音館	G04
25	福音館の科学シリーズ ぼくらの地図旅行	福音館	G05
26	福音館の科学シリーズ ただいまお仕事中大きくなったらどんな仕事をしてみたい?	福音館	G10
27	みちかなかがくシリーズ 町たんけん—はたらく人みつけた—	福音館	M06
28	フレーベル館の図鑑ナチュラ はるなつあきふゆ	フレーベル	G12
29	こどもきせつのぎょうじ絵じてん増補新装版	三省堂	A03
30	ニューワイド学研の図鑑 増補改訂 人のからだ	学研	L12
31	いっしょにごはんたべよ	平凡社	生活67

※小学校特別支援学級において知的障害及び知的障害を併せ有する児童を教育する場合は、知的障害特別支援学校小予部の教科である生活を選定することができる。この場合、小学校の社会・理科・生活・家庭の各教科の検定済み教科書は選定できない。

(音楽)

No.	一般図書名	発行者名	調査研究資料番号
1	CD付き楽器カード	くもん出版	G03
2	うたえほんⅢ	グランまま	501
3	歌でおぼえる手話ソングブック-ともだちになるために-	鈴木出版	502
4	音と光のでる絵本 たのしいどうよう	成美堂出版	538
5	CDつき楽しく歌える英語の歌	成美堂出版	O05
6	メロディえほんICピアノえほん四季のうた	大日本絵画	A01
7	たんたんタンバリンリズム えほん	永岡書店	575
8	リズムにあわせて、うたいながらたたこう！たいこでドン！ドン！スペシャル	永岡書店	586
9	CDと楽譜でわかる みんなの手話ソング	ナツメ社	502
10	音楽☆☆☆☆	東京書籍	C-711
11	混成合唱曲集クラス用NewChorusFriends5訂版	教育芸術社	512
12	和楽器にチャレンジ1 和太鼓を打ってみよう	汐文社	音楽30
13	改訂版 こどものあそびうた・わらべうた絵本132曲	ブティック	音楽26
14	「赤とんぼ」から「涙そうそう」まで 童謡・唱歌・みんなのうた	新星出版	504
15	歌のミュージックランド(4訂版)楽しい歌とコーラス	教育芸術社	510
16	CD付き 楽器カード	くもん出版	G03
17	子どもに大人気 手あそび指あそび改訂版	ドレミ楽譜	507
18	10+1人の絵本作家オリジナルソング集 うたのパレット	偕成社	004
19	世界の歌声	教育芸術社	503

平成27年度小・中学校特別支援学級使用教科用図書選定一覧

(図画・工作)

No.	一般図書名	発行者名	調査研究資料番号
1	あそびの絵本 ねんどあそび	岩崎書店	A06
2	あそびの絵本 クレヨンあそび	岩崎書店	A07
3	あそびの絵本えのぐあそび	岩崎書店	A17
4	エンバリーおじさんの絵かきえほん しもんスタンプえかいてみよう	偕成社	F01
5	エリック・カールの絵本(ぬりえ絵本) わたしだけのほらぺこあおむし	偕成社	T03
6	あそびのおうさまBOOKはじめてきるほん	学研	G08
7	あそびのおうさまずかん12 リサイクルこうさく	学研	I12
8	あそびのおうさまBOOK ぬって	学研	O01
9	たのしい紙こうさく7 紙でつくるカード・ポスター	小峰書店	546
10	ヒダオサム造形のココロ	チャイルド	533
11	切り紙 12か月	童心社	602
12	らくがき絵本 PART2 五味太郎 25%	ブロンズ新	501
13	パズル布絵本 形(かたち)	ロンパース	505
14	直観こども美術館 見てごらん！名画だよ	西村書店	505
15	たのしい図画工作⑨うごくおもちゃ	国土社	図工50
16	楽しみながら才能を伸ばす！小学生の絵画 とっておきレッスン	メイツ出版	図工57

平成27年度小・中学校特別支援学級使用教科用図書選定一覧 (技術・家庭)

No.	一般図書名	発行者名	調査研究資料番号
1	坂本廣子のひとりでクッキング(1) 朝ごはんをつくろう!	偕成社	X01
2	子どもマナー図鑑1 ふだんの生活のマナー	偕成社	家庭21
3	子どもマナー図鑑3 かけるときのマナー	偕成社	家庭22
4	ひとりでできるもん! 1たのしいたまご料理	金の星社	F01
5	ひとりでできるもん! 4 うれしいごはん、パン、めん料理	金の星社	F04
6	げんきをつくる食育えほん1 たべるのだいすき!	金の星社	K01
7	ひとりでできるもん② おいしい肉、豆、魚料理	金の星社	家庭10
8	子どもとマスターする54の生活技術 イラスト版修理のこつ	合同出版	503
9	子どもとマスターする37の調理の知識 イラスト版台所のしごと	合同出版	505
10	小学館の子ども図鑑プレNEO 楽しく遊ぶ学ぶせいかつ図鑑	小学館	840
11	新・子どもクッキング	女子栄養大	001
12	はじめてのおさいほう1 まっすぐぬう	汐文社	535
13	子どもの生活(3) マナーをきちんとおぼえよう!	偕成社	Q03
14	坂本廣子のひとりでクッキング(7) おべんとうつくろう!	偕成社	X07
15	中学技術家庭をひとつひとつわかりやすく。	学研	827
16	母と子の手づくり教室 母と子の園芸教室 野菜をつくろう	さ・え・ら書房	D07
17	自立生活ハンドブックⅡ わたしにであう本 じぶんらしく生きる	育成会	技術28
18	自立生活ハンドブック11 ひとりだち(改訂版)	育成会	506
19	はじめてのキッチン 小学生からおとなまで	文化出版局	514
20	ときには腕をふるってみよう遊びと創造 絵でわかるクッキング	三松	501
21	絵を見て学べるやさしい料理教室 私たちの調理	ニチブン	家庭38

平成27年度小・中学校特別支援学級使用教科用図書選定一覧 (保健・保健体育)

No.	一般図書名	発行者名	調査研究資料番号
1	子どもの健康を考える絵本④からだがすきなたべものなあに?	偕成社	保健12
2	子供の生活⑥じょうぶなからだになれるよ!	偕成社	保健13
3	やさしいからだのえほん1 からだのなかはどうなっているの?	金の星社	E01
4	やさしいからだのえほん4 むしばはどうしてできるの?	金の星社	J04
5	げんきをつくる食育えほん! たべるのだいすき! -みんなげんき-	金の星社	保健9
6	子どもとマスターする49の生活技術 イラスト版子どものマナー	合同出版	502
7	イラスト版10歳からの性教育 子どもとマスターする51の性のしくみと命のだいじ	合同出版	525
8	小学館の子ども図鑑プレNEO楽しく遊ぶ学ぶげんきの図鑑	小学館	925
9	21世紀幼稚園百科⑪ からだのふしぎ	小学館	B11
10	自立生活ハンドブック 16性・Say・生	育成会	514
11	自立生活ハンドブック4 からだ!!げんき!?	育成会	A04
12	改訂新版体験を広げるこどものずかん9 からだとけんこう	ひかりのくに	I09
13	かがくのとも傑作集 きゆうきゆうばこ	福音館	保健16
14	からだの不思議がわかる!	実業之日本	514
15	子どもたのしいかがく よい歯つよい歯かわいい歯	大日本図書	保健15
18	中学保健体育をひとつひとつわかりやすく。	学研	826
19	子どもとマスターする58のからだの知識 イラスト版からだのしくみとケア	合同出版	504
20	運動が得意になる43の基本レッスン イラスト版体育のコツ	合同出版	515
24	シリーズ生活を学ぶ6 わたしたちのからだ	福村出版	A06
25	図説新中学校体育実技	大日本図書	505
26	認知発達教材レベルアップ 集中力注意力アップのためのトレーニングシート	こぼと	525

(美術)

No.	一般図書名	発行者名	調査研究資料番号
1	あそびの絵本 紙ねんどあそび	岩崎書店	A08
2	あそびの絵本 きりがみあそび	岩崎書店	A21
3	かこさとし うつくしい絵	偕成社	003
4	エリック・カールの絵本(ぬりえ絵本) ごちゃまぜカメレオン	偕成社	TO5
5	たのしい紙こうさく7 紙でつくるカード・ポスター	小峰書店	546
6	たのしい工作教室 小学生のたのしい工作教室2	さえら書房	509
7	あーとぶつく2 モネの絵本ー太陽とおいかけっこー	小学館	528
8	あーとぶつく ひらめき美術館第1館	小学館	533
9	やさしい大人の塗り絵 野菜と花編	河出新社	504
10	やさしくおれるたのしいおりがみ	東京書店	001
11	あそびひろば4 はりえあそび	ポプラ社	A04
12	ペーパーランド3 とびだすカード	ポプラ社	C03
13	海の工作図鑑 貝・石・砂・海草・草花でつくる	いかだ社	511
14	かんたん、ふしぎ。切り紙ブック	日本文芸社	505
15	ぴんきいしろつぶちゃんのらくがきえほん あそぼ!	ジュラ出版局	美術23
16	ビジュアルかるた世界の名画	学研マーケティング	美術33

平成27年度小・中学校特別支援学級使用教科用図書選定一覽

(英語)

No.	一般図書名	発行者名	調査研究資料番号
1	レインボーことば絵じてん	学研	002
2	新学研の英語ずかん 4巻おもしろかいわひとくち表現集	学研	E01
3	あかね書房の学習えほん ことばのえほんABC	あかね書房	I03
4	小学ドリル英語 アルファベットとローマ字	くもん出版	663
5	小学ドリル英語 たのしい英単語	くもん出版	664
6	小学ドリル英語 やさしい英語入門	くもん出版	665
7	CD付きくもんの読み聞かせ えいごえほん1	くもん出版	699
8	CDつき 楽しく歌える英語のうた	成美堂出版	004
9	CDつき小学校の英語レッスン 絵でみて学ぼう英会話	成美堂出版	523
10	CDつき絵で学ぶ小学校の英語レッスン ABCから英会話まで	成美堂出版	588
11	和英えほん	戸田デザイン	001
12	英和じてん絵本	戸田デザイン	504
13	英語のゲーム 音で遊ぼう	三省堂	英語22
14	英語ってだいすきCD付テキスト	むさし書房	521

第 5 4 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 6 年 8 月 7 日

件 名	平成 2 7 年度足立区立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について
所管部課名	学校教育部 教育指導室
内 容	<p>1 提案理由 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同施行令並びに学校教育法附則第 9 条に基づき、特別支援学級においては、個々の児童・生徒にあった図書を、平成 2 6 年 8 月 3 1 日までに採択する必要があるため。</p> <p>2 採択する教科書 特別支援学級に在籍する児童・生徒の発達状況にあった図書を、次の中から選定し教科書として採択する。 (1) 「特別支援学校用 (小・中学部) 教科書目録 (平成 2 7 年度使用)」 (文部科学省) に記載の図書中、知的障害者用教科書 (2) 「平成 2 7 年度用 一般図書一覧」に記載の図書 (3) 「平成 2 6 年度用 一般図書契約予定一覧」に記載の図書 ※ (3) については、平成 2 7 年度用と読み替える。</p> <p>3 図書選定の状況 足立区立小学校使用教科用図書採択要綱及び足立区立中学校使用教科用図書採択要綱に基づき、学校教育法附則第 9 条図書委員会を設置し、選定図書の審査を行った。 6 月 2 0 日 特別支援学級設置校へ図書選定依頼 7 月 1 1 日 図書委員会開催 7 月 1 4 日～1 8 日 図書委員会での審査に伴う選定理由の聴取</p> <p>4 審査結果 7 月 2 5 日 平成 2 7 年度小・中学校特別支援学級使用教科用図書選定一覧を教育長に提出。</p>
今後の方針	採択された教科用図書の名称・必要数等を、学務課から来年度の使用教科書需要数報告として都に報告する (9 月中旬予定)。

第 5 5 号議案

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の進達について

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 8 月 7 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 2 1 条）

第 2 章 家庭的保育事業（第 2 2 条—第 2 6 条）

第 3 章 小規模保育事業

第 1 節 小規模保育事業の区分（第 2 7 条）

第 2 節 小規模保育事業 A 型（第 2 8 条—第 3 0 条）

第 3 節 小規模保育事業 B 型（第 3 1 条・第 3 2 条）

第 4 節 小規模保育事業 C 型（第 3 3 条—第 3 6 条）

第 4 章 居宅訪問型保育事業（第 3 7 条—第 4 1 条）

第 5 章 事業所内保育事業（第 4 2 条—第 4 8 条）

付則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。
- (2) 乳児 法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。
- (3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者（法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童）をいう。
- (4) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。
- (5) 家庭的保育事業 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (7) 居宅訪問型保育事業 法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (8) 事業所内保育事業 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (9) 家庭的保育事業等 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。

（最低基準の目的等）

第3条 この条例に定める基準（次項及び次条において「最低基準」という。）は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障す

るものとする。

- 2 足立区（以下「区」という）は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と家庭的保育事業者等）

第4条 家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

- 3 足立区教育委員会（以下「教育委員会」という）は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

（家庭的保育事業者等の一般原則）

第5条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

- 3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

- 5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに付則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護

者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(家庭的保育事業者等と非常災害)

第7条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)

第8条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)

第9条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第11条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分

又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設

等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、区市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣

旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

(4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

(5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1) 連携施設

(2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保

育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業者等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 提供する保育の内容
 - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに保育の提供を行わない日
 - (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
 - (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに家庭的保育事業等の利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項
- (家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第19条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第20条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、

必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第21条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 家庭的保育事業

(設備の基準)

第22条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、教育委員会が適当と認める場所（次条第1項において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

- (1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。
- (2) 前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上であること。
- (3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- (4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- (5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。
- (6) 前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.

3 平方メートル以上であること。

(7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。

(職員)

第23条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1) 調理業務の全部を委託する場合

(2) 第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、教育委員会が行う研修（教育委員会が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると教育委員会が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（教育委員会が行う研修（教育委員会が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第34条第2項において同じ。）とともに保育する場合には、5人以下とする。

(保育時間)

第24条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

(保育の内容)

第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(保護者との連絡)

第26条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3章 小規模保育事業

第1節 小規模保育事業の区分

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第2節 小規模保育事業A型

(設備の基準)

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第33条第4号及び第5号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3

平方メートル以上であること。

(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段

		<p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
4階以上の階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所A型の調理設備(次に掲げる要件のいずれかに

該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。) 以外の部分と小規模保育事業所 A 型の調理設備の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のも
のが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、
かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な
措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所 A 型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ
を不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児
の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設
備が設けられていること。

ク 小規模保育事業所 A 型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のもの
について防火処理が施されていること。

(職員)

第 29 条 小規模保育事業所 A 型には、保育士、嘱託医及び調理員を置か
なければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業
所 A 型又は第 16 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小
規模保育事業所 A 型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の
合計数に 1 を加えた数以上とする。

(1) 乳児 おおむね 3 人につき 1 人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第30条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第30条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（A型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」と読み替えるものとする。

第3節 小規模保育事業B型

（職員）

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として教育委員会が行う研修（教育委員会が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち6割以上は保育

士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第32条において準用する次号」と読み替えるものとする。

第4節 小規模保育事業C型

（設備の基準）

第33条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき

3. 3平方メートル以上であること。

(3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

(4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。

(5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

(7) 保育室等を2階以上に設ける建物は、第28条第7号に掲げる要件に該当するものであること。

(職員)

第34条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(準用)

第36条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第36条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（C型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育

事業者（C型）」と読み替えるものとする。

第4章 居宅訪問型保育事業

（居宅訪問型保育事業）

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

- （1） 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- （2） 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- （3） 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育
- （4） 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと教育委員会が認める乳幼児に対する保育（設備及び備品）

第38条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（職員）

第39条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、1人とする。

（居宅訪問型保育連携施設）

第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の教育委員会の指定する施設を適切に確保しなけ

ればならない。

(準用)

第41条 第24条から第26条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあり、並びに第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは、「居宅訪問型保育事業者」と読み替えるものとする。

第5章 事業所内保育事業

(利用定員の設定)

第42条 事業所内保育事業を行う者は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上のその他の乳児又は幼児(法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。)の定員枠を設けなければならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上70人以下	20人
71人以上	20人

(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)

第43条 事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。第4

5 条及び第 4 6 条において「保育所型事業所内保育事業」という。) を行う事業所 (以下「保育所型事業所内保育事業所」という。) の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室 (当該保育所型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第 4 号において同じ。) 及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 3. 3 平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満 2 歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場 (保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)、調理室及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児 1 人につき 1. 9 8 平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児 1 人につき 3. 3 平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等を 2 階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
---	----	--------

2 階	常用	<ol style="list-style-type: none"> 1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第 1 項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備

		<p>(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
--	--	--

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

(準用)

第46条 第24条から第26条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「第43条に規定する保育所型事業所内保育事業を行う者(第46条において準用する次条及び第26条において「保育所型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と読み替えるものとする。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として教育委員会が行う研修(教育委員会が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち6割以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者(第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第48条において準用する第4号において同じ。)」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合において

は、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第4号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

（連携施設に関する経過措置）

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると教育委員会が認める場合は、第6条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員に関する経過措置）

第4条 第31条及び第47条の規定の適用については、第23条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第31条第1項及び第47条第1項に規定する保育従事者とみなす。

（小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置）

第5条 小規模保育事業C型にあつては、第35条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以

上15人以下とすることができる。

(提案理由)

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 5 5 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 6 年 8 月 7 日

件 名	足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の進達について																					
所管部課名	子ども家庭部子ども家庭課 子ども・子育て施設課																					
内 容	<p>1 制定の理由</p> <p>子ども・子育て支援新制度における教育・保育は、下表に掲げる施設(※1)と事業(※2)に分類される。</p> <p>このうち、地域型保育事業について、区の認可事業とされたため、区が認可を行うにあたっての基準を、国が定める基準を踏まえ条例で定めるものである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 10%;">定員</th> <th style="width: 10%;">対象児童</th> <th style="width: 65%;">施設・事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">教育・保育施設(※1)</td> <td style="text-align: center;">20 人以上</td> <td style="text-align: center;">0～5 歳</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園 ・ 認可保育所 ・ 幼稚園（定員の下限設定なし） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域型保育事業(※2)</td> <td style="text-align: center;">19 人以下</td> <td style="text-align: center;">0～2 歳</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭的保育事業(例：保育ママ) ・ 小規模保育事業(例：小規模保育室) ・ 居宅訪問型保育事業(例：ベビーシッター) ・ 事業所内保育事業(定員の上限設定なし。例：病院内保育所) </td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】認可と確認について</p> <p>幼稚園、認可保育所、保育ママ等の事業者が保育事業を行うにあたっては、はじめに、認可の権限のある者(認可権者)による『認可』を受ける必要があります。また、認可を受けた施設・事業者が新制度における財政支援を受けるためには、確認の権限のある者(確認権者)から『確認』を受けなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施設・事業</th> <th style="width: 35%;">認可権者</th> <th style="width: 35%;">確認権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">教育・保育施設</td> <td style="text-align: center;">都道府県・政令市・中核市</td> <td style="text-align: center;">区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域型保育事業</td> <td style="text-align: center; background-color: #cccccc;">区</td> <td style="text-align: center;">区</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 3px double black; padding: 5px; display: inline-block;"> 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 </div> </div> <p>※ 教育・保育施設及び地域型保育事業の確認基準は、別に「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」を制定する。</p>	区分	定員	対象児童	施設・事業名	教育・保育施設(※1)	20 人以上	0～5 歳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園 ・ 認可保育所 ・ 幼稚園（定員の下限設定なし） 	地域型保育事業(※2)	19 人以下	0～2 歳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭的保育事業(例：保育ママ) ・ 小規模保育事業(例：小規模保育室) ・ 居宅訪問型保育事業(例：ベビーシッター) ・ 事業所内保育事業(定員の上限設定なし。例：病院内保育所) 	施設・事業	認可権者	確認権者	教育・保育施設	都道府県・政令市・中核市	区	地域型保育事業	区	区
区分	定員	対象児童	施設・事業名																			
教育・保育施設(※1)	20 人以上	0～5 歳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園 ・ 認可保育所 ・ 幼稚園（定員の下限設定なし） 																			
地域型保育事業(※2)	19 人以下	0～2 歳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭的保育事業(例：保育ママ) ・ 小規模保育事業(例：小規模保育室) ・ 居宅訪問型保育事業(例：ベビーシッター) ・ 事業所内保育事業(定員の上限設定なし。例：病院内保育所) 																			
施設・事業	認可権者	確認権者																				
教育・保育施設	都道府県・政令市・中核市	区																				
地域型保育事業	区	区																				

2 制定の内容

家庭的保育事業等に従事する者の資格など、ほぼ国の基準どおりとするが、一部の内容について区独自の基準とする。

(1) 乳児室の広さに関する部分

	国基準	区基準
小規模A型	(満2歳未満)	国の基準どおり
小規模B型	乳児室又はほふく室	
小規模C型	(1人につき3.3㎡以上)	

⇒現行の認証B型の施設基準は「2.5㎡以上」であるが、認証B型が新制度の小規模になる場合の基準は、保育の質を向上させるためにも、国基準に合わせる。

	国基準	区基準
事業所内保育 (20人以上)	(満2歳未満) 乳児室(1人につき1.65㎡以上)	(満2歳未満) 乳児室(1人につき3.3㎡以上)

⇒現行の都基準が「3.3㎡以上」となっており、保育の質を維持する必要があることから、国基準に上乗せした基準とする。

(2) 職員の配置に関する部分

	国基準	区基準
小規模B型	保育士の割合 (半数以上)	保育士の割合 (6割以上)
事業所内保育 (19人以下)		

⇒現行の職員配置基準が「6割以上」となっており、保育の質を維持する必要があることから、国基準に上乗せした基準とする。

3 施行日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

今後の方針

認可及び確認事務の具体的な手続きについて検討をすすめ、新制度への円滑な移行を図る。

第 5 6 号議案

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の進達について

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 8 月 7 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準（第 4 条）

第 2 節 運営に関する基準（第 5 条—第 3 4 条）

第 3 節 特例施設型給付費に関する基準（第 3 5 条・第 3 6 条）

第 3 章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準（第 3 7 条）

第 2 節 運営に関する基準（第 3 8 条—第 5 0 条）

第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 5 1 条・第 5 2 条）

付則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 3 4 条第 2 項及び第 4 6 条第 2 項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (5) 家庭的保育事業 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (9) 支給認定 法第20条第4項に規定する支給認定をいう。
- (10) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。
- (11) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。
- (12) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。
- (13) 支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。
- (14) 教育・保育 法第14条第1項に規定する教育・保育をいう。

- (15) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
 - (16) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
 - (17) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により区市町村が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
 - (18) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。
 - (19) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
 - (20) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。
 - (21) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。
 - (22) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。
 - (23) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。
 - (24) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。
- (一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。

3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前

子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分
第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する

方法

- イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利

用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を

速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により区市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により区市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等を確認するものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・

保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(特定教育・保育の提供の記録)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する区市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する区市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費

用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対

し交付しなければならない。

- 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

- (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下

同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

（特定教育・保育に関する評価等）

第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その

他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する区市町村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る区市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並び

に特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。）

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するかどうかによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようと

する小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）若しくは地域型保育（同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。）を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦

情の内容等を記録しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して区市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により区市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該区市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、区市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該区市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の

提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録

(3) 第19条に規定する区市町村への通知に係る記録

(4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同

じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、この章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに

該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。）」とする。

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつてはその利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつてはその利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4条において同じ。）にあつてはその利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつてはその利用定員の数を1人とする。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域

型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により区市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により区市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携

する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の区の指定する施設を適切に確保しなければならない。

3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する区市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する区市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する内

閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 提供する特定地域型保育の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに特定地域型保育の提供を行わない日

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

- (6) 利用定員
- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考の方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(計画及び記録の整備)

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育

の提供に関する次の各号に掲げる計画及び記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画
 - (2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録
 - (3) 次条において準用する第19条に規定する区市町村への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)に係る地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する

事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、この章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用する。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項

第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、法の施行の日から施行する。

（特定保育所に関する特例）

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、区市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、

第 6 条及び第 7 条の規定は適用しない。

- 2 特定保育所は、区市町村から児童福祉法第 24 条第 1 項の規定に基づき保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(施設型給付費等に関する経過措置)

第 3 条 特定教育・保育施設が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第 13 条第 1 項中「法第 27 条第 3 項第 2 号に掲げる額」とあるのは「法附則第 9 条第 1 項第 1 号イに規定する区市町村が定める額」と、「法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する区市町村が定める額」とあるのは「同項第 2 号ロ(1)に規定する区市町村が定める額」と、「同項第 3 号」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 3 号」と、同条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第 9 条第 1 項第 1 号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する区市町村が定める額の合計額」と、「法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「同項第 2 号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する区市町村が定める額の合計額」と、「同項第 3 号」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 3 号」とする。

- 2 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就

学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する区市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する区市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ(2)に規定する区市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」とする。

（小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置）

第4条 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは、「6人以上15人以下」とする。

（連携施設に関する経過措置）

第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると区が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

（提案理由）

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める必要があるため、この条

例案を提出いたします。

第 5 6 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 6 年 8 月 7 日

件 名	足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の進達について																																							
所管部課名	子ども家庭部子ども家庭課 子ども・子育て施設課																																							
内 容	<p>1 制定の理由</p> <p>幼稚園、認可保育所、保育ママ等の事業者が保育事業を行うにあたっては、はじめに、認可の権限のある者(認可権者)による『認可』を受ける必要があり、また、認可を受けた施設・事業者が新制度における財政支援を受けるためには、確認の権限のある者(確認権者)から『確認』を受けなければならない。</p> <p>この『確認』を区が行うにあたっての基準を、国が定める基準を踏まえ条例で定めるものである。</p> <p>【参考】認可権者と確認権者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施設・事業</th> <th style="width: 35%;">認可権者</th> <th style="width: 35%;">確認権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育・保育施設</td> <td>都道府県・政令市・中核市</td> <td style="background-color: #cccccc;">区</td> </tr> <tr> <td>地域型保育事業</td> <td style="background-color: #cccccc;">区</td> <td style="background-color: #cccccc;">区</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 </div> <p>※ 地域型保育事業の認可基準は、別に「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定する。</p> <p>2 制定の内容</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員や運営に関する事項を定めるものであり、全ての規定事項について国の基準どおりとする。</p> <p>(1) 主な規定事項</p> <p>①利用定員に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 20%;">施設区分</th> <th style="width: 20%;">定員</th> <th style="width: 40%;">認定区分の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">特定教育・保育</td> <td>認定こども園</td> <td>20人以上</td> <td>1号～3号認定</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>20人以上</td> <td>2号・3号認定</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>最低利用定員数の設定なし</td> <td>1号</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">特定地域型保育</td> <td>家庭的保育事業</td> <td>1人以上5人以下</td> <td>3号認定</td> </tr> <tr> <td>小規模保育室A・B型</td> <td>6人以上19人以下</td> <td>3号認定</td> </tr> <tr> <td>小規模保育室C型</td> <td>6人以上10人以下(※)</td> <td>3号認定</td> </tr> <tr> <td>居宅訪問型保育事業</td> <td>1人</td> <td>3号認定</td> </tr> <tr> <td>事業所内保育事業</td> <td>上限の設定なし</td> <td>3号認定(雇用する労働者の子どもとその他の子どもごと)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">※当該基準の施行の日から起算して5年を経過するまでは、6人以上15人以下</p>	施設・事業	認可権者	確認権者	教育・保育施設	都道府県・政令市・中核市	区	地域型保育事業	区	区		施設区分	定員	認定区分の範囲	特定教育・保育	認定こども園	20人以上	1号～3号認定	保育所	20人以上	2号・3号認定	幼稚園	最低利用定員数の設定なし	1号	特定地域型保育	家庭的保育事業	1人以上5人以下	3号認定	小規模保育室A・B型	6人以上19人以下	3号認定	小規模保育室C型	6人以上10人以下(※)	3号認定	居宅訪問型保育事業	1人	3号認定	事業所内保育事業	上限の設定なし	3号認定(雇用する労働者の子どもとその他の子どもごと)
施設・事業	認可権者	確認権者																																						
教育・保育施設	都道府県・政令市・中核市	区																																						
地域型保育事業	区	区																																						
	施設区分	定員	認定区分の範囲																																					
特定教育・保育	認定こども園	20人以上	1号～3号認定																																					
	保育所	20人以上	2号・3号認定																																					
	幼稚園	最低利用定員数の設定なし	1号																																					
特定地域型保育	家庭的保育事業	1人以上5人以下	3号認定																																					
	小規模保育室A・B型	6人以上19人以下	3号認定																																					
	小規模保育室C型	6人以上10人以下(※)	3号認定																																					
	居宅訪問型保育事業	1人	3号認定																																					
	事業所内保育事業	上限の設定なし	3号認定(雇用する労働者の子どもとその他の子どもごと)																																					

	<p>②運営に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 正当な理由のない提供拒否の禁止（応諾義務）・ 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考・ 区が行うあっせん、調整及び要請に対する協力・ 特定教育・保育施設等との連携（特定地域型保育事業のみ）・ 利用者負担の徴収 など <p>3 施行日</p> <p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。</p>
今後の方針	認可及び確認事務の具体的な手続きについて検討をすすめ、新制度への円滑な移行を図る。

第 5 7 号議案

足立区における保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例
の進達について

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 8 月 7 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区における保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例
足立区における保育の実施等に関する条例(平成 2 3 年足立区条例第 4
号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「、次条に当たる」を「、子ども・子育て支援法施行規則(平
成 2 6 年内閣府令第 4 4 号。以下「内閣府令」という。)第 1 条に規定
する事由に該当する」に改める。

第 5 条を次のように改める。

第 5 条 削除

第 7 条第 1 号中「第 5 条」を「内閣府令」に改める。

第 1 0 条第 1 項中「及び第 5 条」を削る。

第 2 3 条第 2 項中「第 5 6 条第 9 項」を「第 5 6 条第 7 項」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 2 4 年法律第 6 5 号)の
施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第 2 3
条第 2 項の改正規定は、平成 2 7 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日以後の入園に係る申込み及びこれに対する承認その他の入園
手続については、施行日前においても、この条例による改正後の足立
区における保育の実施等に関する条例の規定の例により行うことがで
きる。

(提案理由)

内閣府令が公布されたことに伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 5 7 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 6 年 8 月 7 日

件 名	足立区における保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例の進達について
所管部課名	子ども家庭部子ども家庭課 子ども・子育て支援課
内 容	<p>1 改正の理由</p> <p>子ども・子育て支援法施行規則（平成 2 6 年内閣府令第 4 4 号）が平成 2 6 年 6 月 9 日に公布され、保育の必要性の認定事由が定められた。</p> <p>従来は、児童福祉法により保育に欠ける事由を条例で定めることとされていたが、子ども・子育て支援新制度では、内閣府令で一元的に当該事由が定められた。そのため、従来の保育に欠ける事由を定めている本条例について、下記のとおり所要の改正を行う。</p> <p>【参考 1】 保育の必要性の認定とは</p> <p>子ども・子育て支援新制度では、施設・事業（幼稚園、保育所、認定こども園、保育ママ、小規模保育室など）の利用を希望する場合は、区へ保育の必要性の認定を申請し、認定証の交付を受ける必要がある。ただし、幼稚園等の利用希望の場合、施設を通じて認定の申請を行う。また、必要性の認定と入所申込みは、同時に手続きが可能である。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 保育所 ② 区立こども園（長時間） ④ 私立こども園（長時間） ⑦ 保育ママ ⑧ 小規模保育室 </div> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> ③ 私立幼稚園 ⑤ 私立こども園（短時間） ⑥ 区立こども園（短時間） </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <pre> graph TD subgraph Public_Facilities [Public Facilities Process] A[保育の必要性の認定の申請] --> B[保育の必要性の認定・認定証の交付] B --> C[区へ入所申込み] C --> D[利用調整] D --> E[入所承諾] D --> F[入所不承諾] end subgraph Private_Facilities [Private Facilities Process] G[各施設へ入園申込み] --> H[入園の内定] H --> I[保育の必要性の認定の申請] I --> J[保育の必要性の認定・認定証の交付] J --> K[利用契約の締結] end </pre> </div>

【参考2】保育の必要性の認定事由

内閣府令で定められた事由を、区の事由とする（国の基準どおりとする）。

【現行の基準】				新制度「保育の必要性」の事由【新たな基準】		
現行制度における「保育に欠ける」事由			現行利用要件	国基準 (子ども・子育て支援法施行規則)	足立区基準 基準案	
施設 対象者	○保育所 ○区立こども園(長時間)	○家庭福祉員 (保育ママ)	○小規模保育室	○認証保育所 ○私立こども園 (長時間)	左記の施設・事業全て 左記の施設・事業全て (※1)	
保 護 者	①	自宅内外労働 (夜間、パートタイムを含む)	自宅内外労働 (週4日、24時間以上)	自宅内外労働	就労(パートタイム、夜間等 基本的に全ての就労) *就労の下限時間は区 が別途定める。	自宅内外労働 (月48時間以上)
	②	妊娠、出産	妊娠、出産	妊娠、出産	妊娠、出産	現行どおり
	③	疾病・障がい	疾病・障がい	疾病・障がい	疾病・障がい	現行どおり
	④	自宅内外介護・看護 (付添いを含む)	自宅内外介護・看護 (付添いを含む)	自宅内外介護・看護 (付添いを含む)	同居又は長期入院等し ている親族の介護・看護	現行どおり
	⑤	災害復旧	-	-	災害復旧	災害復旧
	⑥	求職活動中	求職活動中	求職活動中	月160時間以上 の利用契約 求職活動中 (起業準備を含む)	求職活動中 (起業準備を含む。)
	⑦	就学・技能習得	就学・技能修得	就学・技能習得	就学・職業訓練	現行どおり
	⑧	-	-	-	虐待やDVのおそれがあること	虐待やDVのおそれがあること
	⑨	育児休業取得時に、 既に保育を利用して いる子どもがいて継続 利用が必要であること	-	-	育児休業取得時に、既 に保育を利用している 子どもがいて継続利用 が必要であること	育児休業取得時に、既 に保育を利用している 子どもがいて継続利用 が必要であること
	⑩	区長が認める上記事 由に類する状態	その他区長が明 らかに保育が必要 と認める場合	-	その他、上記に類する 状態として市町村が認 める場合	区長が認める上記事 由に類する状態

※1 認証保育所は、新制度施行で「(ア)新制度による保育所・小規模保育に移行」又は「(イ)認証保育所のまま」を選択できますが、(ア)のみ本基準の対象となります((イ)は対象外)。

⇒現行基準からの主な変更点

- ①施設・事業ごとに異なっていた基準を、施設・事業に係わらず統一した基準とする。
- ②国基準と同様に、『就労下限時間(足立区では月48時間以上とする)』、『求職活動中(起業準備を含む)』、『虐待やDVのおそれがあること』の要件を加える。

2 改正の内容（主な改正点）

旧	新
<p>（入所資格者）</p> <p>第4条 保育所に入所する資格を有する児童は、法第24条第1項に基づく保育の実施が必要なもので、<u>次条に当たるもの</u>でなければならない。</p>	<p>（入所資格者）</p> <p>第4条 保育所に入所する資格を有する児童は、法第24条第1項に基づく保育の実施が必要なもので、<u>子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下、「内閣府令」という。）第1条に規定する事由に該当するもの</u>でなければならない。</p>
<p><u>（保育の実施基準）</u></p> <p>第5条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。</p> <p>（1）<u>居宅外で労働することを常態としていること。</u></p> <p>（2）<u>居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。</u></p> <p>（3）<u>妊娠中であるか又は出産後間がないこと。</u></p> <p>（4）<u>疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有していること。</u></p> <p>（5）<u>長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障がいをする同居の親族を常時介護していること。</u></p> <p>（6）<u>震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</u></p> <p>（7）<u>区長が認める前各号に類する状態にあること。</u></p>	<p>第5条 削除</p>

⇒子ども・子育て支援法施行規則（内閣府令）に定める保育の必要性の認定事由を引用するため、第4条を改正するとともに、従来は条例で規定すべきこととされていた保育に欠ける事由（第5条）を削除する。

3 施行日

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。

今後の方針

その他関連する規則、要綱、要領等についても、子ども・子育て支援新制度実施に向けて整備していく。

また、保育料については、現在「子育て支援サービス利用者負担適正化審議会」で審議中であり、その答申を元に、別途改正する。

現行	改正案
<p>○足立区における保育の実施等に関する条例</p> <p>第1条 ～ 第3条 (略)</p> <p>(入所資格者)</p> <p>第4条 保育所に入所する資格を有する児童は、法第24条第1項に基づく保育の実施が必要なもので、<u>次条に当たる</u>ものでなければならない。</p> <p><u>(保育の実施基準)</u></p> <p>第5条 保育の実施は、<u>児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 居宅外で労働することを常態としていること。</u></p> <p><u>(2) 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。</u></p> <p><u>(3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。</u></p> <p><u>(4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい</u><u>を有していること。</u></p> <p><u>(5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障がい</u><u>を有する同居の親族を常時介護していること。</u></p> <p><u>(6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</u></p> <p><u>(7) 区長が認める前各号に類する状態にあること。</u></p> <p>第6条 (略)</p>	<p>○足立区における保育の実施等に関する条例</p> <p>第1条 ～ 第3条 (略)</p> <p>(入所資格者)</p> <p>第4条 保育所に入所する資格を有する児童は、法第24条第1項に基づく保育の実施が必要なもので、<u>子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「内閣府令」という。）第1条に規定する事由に該当する</u>ものでなければならない。</p> <p>第5条 削除</p> <p>第6条 (略)</p>

(保育の実施の承諾の取消し)

第7条 区長は、入所中の児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の実施の承諾を取り消すことができる。

- (1) **第5条**に規定する実施基準に該当しなくなったとき。
- (2) 正当な理由がなく長期間にわたって保育の実績がないとき。
- (3) 入所の申請に虚偽があることが判明したとき。
- (4) その他規則で定める事由が生じたとき。

第8条 ～ 第9条 (略)

(認可外保育施設の利用承認及び保育)

第10条 認可外保育施設を利用できる児童は、第4条**及び第5条**の規定に当たる児童とする。

- 2 第6条及び第7条の規定は、認可外保育施設を利用している児童又は利用しようとしている児童に準用する。この場合にあつては、「保育の実施」とあるのは「利用」と読み替えるものとする。

第11条 ～ 第22条 (略)

(督促及び滞納処分)

第23条 区長は、扶養義務者が保育料を納期限までに納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。

- 2 区長は、第15条に定める費用を納付すべき者が前項の規定による督促を受け、指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、法第56条**第9項**の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

第24条以下 (略)

(保育の実施の承諾の取消し)

第7条 区長は、入所中の児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の実施の承諾を取り消すことができる。

- (1) **内閣府令**に規定する実施基準に該当しなくなったとき。
- (2) 正当な理由がなく長期間にわたって保育の実績がないとき。
- (3) 入所の申請に虚偽があることが判明したとき。
- (4) その他規則で定める事由が生じたとき。

第8条 ～ 第9条 (略)

(認可外保育施設の利用承認及び保育)

第10条 認可外保育施設を利用できる児童は、第4条_____の規定に当たる児童とする。

- 2 第6条及び第7条の規定は、認可外保育施設を利用している児童又は利用しようとしている児童に準用する。この場合にあつては、「保育の実施」とあるのは「利用」と読み替えるものとする。

第11条 ～ 第22条 (略)

(督促及び滞納処分)

第23条 区長は、扶養義務者が保育料を納期限までに納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。

- 2 区長は、第15条に定める費用を納付すべき者が前項の規定による督促を受け、指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、法第56条**第7項**の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

第24条以下 (略)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第23条第2項の改正規定は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日以後の入園に係る申込み及びこれに対する承認その他の入園手続については、施行日前においても、この条例による改正後の足立区における保育の実施等に関する条例の規定の例により行うことができる。

第 5 8 号議案

足立区立認定こども園条例の一部を改正する条例の進達について上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 8 月 7 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区立認定こども園条例の一部を改正する条例

足立区立認定こども園条例（平成 2 3 年足立区条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 号中「足立区における保育の実施等に関する条例（平成 2 3 年足立区条例第 4 号。以下「保育実施条例」という。）第 5 条に規定する基準」を「子ども・子育て支援法施行規則（平成 2 6 年内閣府令第 4 4 号。）第 1 条に規定する事由」に改める。

第 1 4 条第 1 項第 1 号中「保育実施条例」を「足立区における保育の実施等に関する条例（平成 2 3 年足立区条例第 4 号）」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日以後の入園に係る申込み及びこれに対する承認その他の入園手続については、施行日前においても、この条例による改正後の足立区立認定こども園条例の規定の例により行うことができる。

（提案理由）

内閣府令が公布されたことに伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 5 8 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 6 年 8 月 7 日

件 名	足立区立認定こども園条例の一部を改正する条例の進達について					
所管部課名	子ども家庭部子ども家庭課 子ども・子育て支援課					
内 容	<p>1 改正の理由</p> <p>保育の必要性の認定事由が子ども・子育て支援法施行規則（平成 2 6 年内閣府令第 4 4 号）で一元的に定められたことに伴い、当該事由の引用先を内閣府令に変更する必要があるため、所要の改正を行う。</p> <p>2 改正の内容（主な改正点）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">旧</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>（入園資格）</p> <p>第 1 0 条 認定こども園の入園資格は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>（ 1 ） 長時間保育を利用する幼児は、1 歳（当該年度中に 1 歳に達する者を除く。）から小学校就学の始期に達するまでのもので、その保護者が<u>足立区における保育の実施等に関する条例（平成 2 3 年足立区条例第 4 号。以下「保育実施条例」という。）第 5 条に規定する基準</u>に該当し、かつ、足立区（以下「区」という。）の区域内に住所を有するものとする。</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p>（入園資格）</p> <p>第 1 0 条 認定こども園の入園資格は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>（ 1 ） 長時間保育を利用する幼児は、1 歳（当該年度中に 1 歳に達する者を除く。）から小学校就学の始期に達するまでのもので、その保護者が<u>子ども・子育て支援法施行規則（平成 2 6 年内閣府令第 4 4 号）第 1 条に規定する事由</u>に該当し、かつ、足立区（以下「区」という。）の区域内に住所を有するものとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒保育の必要性の認定事由が子ども・子育て支援法施行規則（内閣府令）で一元的に定められたことに伴い、当該事由の引用先を「足立区における保育の実施等に関する条例」から「内閣府令」に変更する。</p> <p>3 施行日</p> <p>子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の施行の日から施行する。</p>		旧	新	<p>（入園資格）</p> <p>第 1 0 条 認定こども園の入園資格は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>（ 1 ） 長時間保育を利用する幼児は、1 歳（当該年度中に 1 歳に達する者を除く。）から小学校就学の始期に達するまでのもので、その保護者が<u>足立区における保育の実施等に関する条例（平成 2 3 年足立区条例第 4 号。以下「保育実施条例」という。）第 5 条に規定する基準</u>に該当し、かつ、足立区（以下「区」という。）の区域内に住所を有するものとする。</p>	<p>（入園資格）</p> <p>第 1 0 条 認定こども園の入園資格は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>（ 1 ） 長時間保育を利用する幼児は、1 歳（当該年度中に 1 歳に達する者を除く。）から小学校就学の始期に達するまでのもので、その保護者が<u>子ども・子育て支援法施行規則（平成 2 6 年内閣府令第 4 4 号）第 1 条に規定する事由</u>に該当し、かつ、足立区（以下「区」という。）の区域内に住所を有するものとする。</p>
旧	新					
<p>（入園資格）</p> <p>第 1 0 条 認定こども園の入園資格は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>（ 1 ） 長時間保育を利用する幼児は、1 歳（当該年度中に 1 歳に達する者を除く。）から小学校就学の始期に達するまでのもので、その保護者が<u>足立区における保育の実施等に関する条例（平成 2 3 年足立区条例第 4 号。以下「保育実施条例」という。）第 5 条に規定する基準</u>に該当し、かつ、足立区（以下「区」という。）の区域内に住所を有するものとする。</p>	<p>（入園資格）</p> <p>第 1 0 条 認定こども園の入園資格は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>（ 1 ） 長時間保育を利用する幼児は、1 歳（当該年度中に 1 歳に達する者を除く。）から小学校就学の始期に達するまでのもので、その保護者が<u>子ども・子育て支援法施行規則（平成 2 6 年内閣府令第 4 4 号）第 1 条に規定する事由</u>に該当し、かつ、足立区（以下「区」という。）の区域内に住所を有するものとする。</p>					
今後の方針	<p>その他関連する規則、要綱、要領等についても、子ども・子育て支援新制度実施に向けて整備していく。</p> <p>保育料については、現在「子育て支援サービス利用者負担適正化審議会」で審議中であり、その答申を元に、別途改正する。</p>					

現行	改正案
<p>足立区立認定こども園条例</p> <p>第1条 ～ 第9条 (略)</p> <p>(入園資格)</p> <p>第10条 認定こども園の入園資格は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 長時間保育を利用する幼児は、1歳(当該年度中に1歳に達する者を除く。)から小学校就学の始期に達するまでのもので、その保護者が<u>足立区における保育の実施等に関する条例(平成23年足立区条例第4号。以下「保育実施条例」という。)</u>第5条に規定する基準に該当し、かつ、足立区(以下「区」という。)の区域内に住所を有するものとする。</p> <p>(2) 短時間保育を利用する幼児は、4歳(当該年度中に4歳に達する者を除く。)から小学校就学の始期に達するまでの幼児(前号に掲げる者を除く。)で、区の区域内に住所を有するものとする。</p> <p>第11条～第13条 (略)</p> <p>(保育料の額)</p> <p>第14条 保育料の額は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 長時間保育を利用する幼児 1人当たり 月額 <u>保育実施条例</u>第16条、第18条及び第20条第1項の規定を準用して算出される費用の額</p> <p>(2) 以下、(略)</p>	<p>足立区立認定こども園条例</p> <p>第1条 ～ 第9条 (略)</p> <p>(入園資格)</p> <p>第10条 認定こども園の入園資格は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 長時間保育を利用する幼児は、1歳(当該年度中に1歳に達する者を除く。)から小学校就学の始期に達するまでのもので、その保護者が<u>子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条に規定する事由</u>に該当し、かつ、足立区(以下「区」という。)の区域内に住所を有するものとする。</p> <p>(2) 短時間保育を利用する幼児は、4歳(当該年度中に4歳に達する者を除く。)から小学校就学の始期に達するまでの幼児(前号に掲げる者を除く。)で、区の区域内に住所を有するものとする。</p> <p>第11条～第13条 (略)</p> <p>(保育料の額)</p> <p>第14条 保育料の額は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 長時間保育を利用する幼児 1人当たり 月額 <u>足立区における保育の実施等に関する条例(平成23年足立区条例第4号)</u>第16条、第18条及び第20条第1項の規定を準用して算出される費用の額</p> <p>(2) 以下、(略)</p>

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日以後の入園に係る申込み及びこれに対する承認その他の入園手続については、施行日前においても、この条例による改正後の足立区立認定こども園条例の規定の例により行うことができる。

第 5 9 号議案

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の進達について

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 8 月 7 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 1 2 年足立区条例第
6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 2 項中「自己啓発等休業中の職員」の次に「、同法第 2 6
条の 6 第 1 項の規定による配偶者同行休業中の職員」を「、自己啓発
等休業」の次に「、配偶者同行休業」を加える。

付 則

この条例は、平成 2 7 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

新たな制度を導入するにあたり、文言の追加を行う必要があるので、
この条例案を提出いたします。

第 5 9 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 6 年 8 月 7 日

件 名	足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の進達について
所管部課名	子ども家庭部 子ども家庭課
内 容	<p>1 改正理由 地方公務員法が改正され、「配偶者同行休業制度」が新設されたことに伴い条例を改正する。</p> <p>2 改正内容 配偶者同行休業中の職員には、いかなる給与も支給しない旨を定める。</p> <p>3 施行年月日 平成 2 7 年 1 月 1 日</p>
今後の方針	<p>関連規定についての一部改正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 足立区幼稚園教育職員の初任給、昇格等に関する規則・ 足立区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則・ 足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条から第23条 (省 略) (退職者等の給与)</p> <p>第24条 (中略)</p> <p>2 地方公務員法第55条の2第5項の規定により退職となった職員、同法第26条の5第1項の規定による自己啓発等休業中の職員、育児休業法第2条第1項の規定による育児休業中の職員(以下「育児休業中の職員」という。)及び教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業中の職員には、その退職、自己啓発等休業、育児休業又は大学院修学休業の期間中、いかなる給与も支給しない。</p> <p>3 (中略)</p> <p>第25条から第34条 (省 略)</p>	<p>第1条から第23条 (省 略) (退職者等の給与)</p> <p>第24条 (中略)</p> <p>2 地方公務員法第55条の2第5項の規定により退職となった職員、同法第26条の5第1項の規定による自己啓発等休業中の職員、<u>同法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業中の職員</u>、育児休業法第2条第1項の規定による育児休業中の職員(以下「育児休業中の職員」という。)及び教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業中の職員には、その退職、自己啓発等休業、<u>配偶者同行休業</u>、育児休業又は大学院修学休業の期間中、いかなる給与も支給しない。</p> <p>3 (中略)</p> <p>第25条から第34条 (省 略)</p> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、平成27年1月1日から施行する。</u></p>

第60号議案

足立区学校法人の助成に関する条例の進達について
上記の議案を提出する。

平成26年8月7日

提出者 足立区教育委員会教育長 青木光夫

足立区学校法人の助成に関する条例

足立区学校法人の助成に関する条例を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この条例は、学校法人（以下「法人」という。）に対する助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成)

第2条 区長は、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第10条の規定に基づき、法人に対し、予算の範囲内において、助成金の支出、財産の無償貸付その他の助成を行うことができる。

2 助成の対象となる事業は、区長が規則で定める。

3 区長は、第1項の規定による助成のほか、法人が足立区における保育の実施等に関する条例（平成23年足立区条例第4号）第2条第4号、又は足立区立認定こども園条例（平成23年足立区条例第35号）第2条もしくは第3条に掲げる施設として供している建物その他の工作物を当該法人が設置する保育所又は認定こども園として使用する場合に限り、無償で譲渡することができる。

(申請手続)

第3条 法人は、前条の規定による助成を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

(1) 理由書

(2) 助成を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書

(3) 別に国又は他の地方公共団体から助成を受け、又は受けようとする

る場合には、その助成の方法及び程度を記載した書類

(4) 財産目録

(5) 貸借対照表及び収支計算書

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(助成の決定)

第4条 区長は、助成の可否を決定したときは、法人に対し、その旨を通知する。

2 区長は、前項の決定をするに際し、必要と認める条件を付することができる。

(使用制限)

第5条 助成を受けた法人は、助成に係る補助金、貸付金、公有財産等の財産を助成の目的以外の用途に使用してはならない。

(事業計画の変更等)

第6条 法人が助成の対象たる事業の計画を変更し、又は廃止しようとするときは、区長の承認を得なければならない。

(助成の取消し等)

第7条 助成を受けた法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、区長は、助成の全部又は一部を取り消し、既に交付された補助金、貸付金その他の財産があるときは、その返還を命ずることができる。

(1) 第4条第2項に規定する条件に違反したとき。

(2) 第5条又は前条の規定に違反したとき。

(事業報告)

第8条 助成の決定を受けた法人は、助成の対象となる事業について、事業年度を終了したときは、速やかに事業報告をしなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(提案理由)

学校法人に対する助成に関し、規定を整備する必要があるので、この
条例案を提出いたします。

第 6 0 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 6 年 8 月 7 日

件 名	足立区学校法人の助成に関する条例の進達について
所 管 部 課 名	子ども家庭部 子ども家庭課
内 容	<p>1 制定の理由</p> <p>(1) 学校法人に対する助成に関し必要な事項を定めるため。</p> <p>(2) 現在、社会福祉法人のみに限定されている、区立認可保育所等民営化に伴う建物その他の工作物の無償譲渡（土地は区保有）を、学校法人に対しても可とするための法整備を行う。</p> <p>→ 学校法人が区立認可保育所等の設置者となることにより、長年地域に密着して教育を行ってきた学校法人としてのノウハウ・人脈等を教育・保育に活かしながら、区と連携した幼保連携型認定こども園の運営が可能となる。</p> <p>2 主な内容</p> <p>私立学校振興助成法(昭和 50 年法律第 61 号)第 10 条の規定に基づき、学校法人に対し予算の範囲内において、助成金の支出、財産の無償貸付その他の助成を行うことができる等。なお、助成の対象となる事業は規則で定める。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>平成 2 7 年 4 月 1 日</p>
今 後 の 方 針	施行年月日 平成 2 7 年 4 月 1 日

第 6 1 号議案

足立区社会教育委員条例の一部を改正する条例の進達について
上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 8 月 7 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区社会教育委員条例の一部を改正する条例

足立区社会教育委員条例（昭和 5 4 年足立区条例第 2 4 号）の一部を
次のように改正する。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とし、第 2 条を第 3 条とし、第
1 条の次に次の 1 条を加える。

（委嘱の基準）

第 2 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資
する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

社会教育法の一部が改正され、これまで法律で定められていた社会教
育委員の委嘱の基準が削除され、区条例で定める必要があるので、この
条例案を提出いたします。

第 6 1 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 6 年 8 月 7 日

件 名	足立区社会教育委員条例の一部を改正する条例の進達について
所管部課名	子ども家庭部 青少年課
内 容	<p>1 改正理由 社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）が改正され、社会教育委員の構成に係る規定が廃止されたことに伴い、新たに条例で委嘱の基準について規定する必要があるため、条例を改正する。</p> <p>2 改正内容 第 2 条に、社会教育委員の委嘱について、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱するという条項を加える。</p> <p>3 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
今後の方針	すみやかに社会教育委員を委嘱し、平成 2 6 年 1 2 月までに第一回社会教育委員会議を開催する。

足立区社会教育委員条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区社会教育委員条例 昭和54年3月23日条例第24号</p> <p>足立区社会教育委員条例を公布する。 足立区社会教育委員条例 (設置)</p> <p>第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定に基づき、足立区教育委員会(以下「教育委員会」という。)に足立区社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 委員の定数は、10人以内とする。 (任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委任)</p> <p>第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。</p> <p>付 則 この条例は、昭和54年6月1日から施行する。</p>	<p>○足立区社会教育委員条例 昭和54年3月23日条例第24号</p> <p>足立区社会教育委員条例を公布する。 足立区社会教育委員条例 (設置)</p> <p>第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定に基づき、足立区教育委員会(以下「教育委員会」という。)に足立区社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。 <u>(委嘱の基準)</u></p> <p>第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。 (定数)</p> <p>第3条 委員の定数は、10人以内とする。 (任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委任)</p> <p>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。</p> <p>付 則 この条例は、昭和54年6月1日から施行する。 <u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

第 6 2 号議案

損害賠償請求に関する和解の進達について
上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 8 月 7 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

損害賠償請求に関する和解について
区立中学校部活動中の事故に係る損害賠償について、下記により和解
する。

記

1 相手方

浦安市在住者

2 損害賠償額

6, 5 6 3, 0 0 0 円

3 事故の概要

平成 1 9 年 7 月 1 6 日、当時区立中学校 1 年生であった被害者が荒
川河川敷野球場で野球部の練習中、熱中症を発症した。

その後、平成 2 2 年 4 月 1 日に熱中症後遺症（てんかん及び高次脳
機能障害）の症状固定診断を受けた。

（提案理由）

学校管理下の事故に係る損害賠償に関する和解について、地方自治法
第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定に基づき、この案を提出いたします。

教 育 委 員 会 報 告

平成26年8月7日

件 名	子ども元気基金活用事業の実施結果について																																				
所管部課名	学校教育部 教育政策課																																				
内 容	<p>3年間の子ども元気基金活用事業の概要および評価について、以下のとおり報告する。</p> <p>なお、評価については「効果性に関する視点」と「継続性に関する視点」の両面から行った。</p> <p>1 実施状況（平成23～25年度）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">全体</th> <th style="text-align: center;">(学校)</th> <th style="text-align: center;">(保育)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請数</td> <td style="text-align: center;">1,033件</td> <td style="text-align: center;">768件</td> <td style="text-align: center;">265件</td> </tr> <tr> <td>事業数</td> <td style="text-align: center;">378件</td> <td style="text-align: center;">239件</td> <td style="text-align: center;">139件</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td style="text-align: center;">193,597,628円</td> <td style="text-align: center;">104,367,346円</td> <td style="text-align: center;">89,230,282円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 効果性に関する評価</p> <p>(1) 評価の視点・概要</p> <p style="margin-left: 20px;">A 子どもの意欲向上や成長等に寄与 B 教員の指導力向上に寄与 C 地域等との関係づくりに寄与 D 計画時に予定していた効果を得られず</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">全体</th> <th style="text-align: center;">(学校)</th> <th style="text-align: center;">(保育園)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A (子ども)</td> <td style="text-align: center;">368件</td> <td style="text-align: center;">232件</td> <td style="text-align: center;">136件</td> </tr> <tr> <td>B (教員)</td> <td style="text-align: center;">114件</td> <td style="text-align: center;">56件</td> <td style="text-align: center;">58件</td> </tr> <tr> <td>C (地域等)</td> <td style="text-align: center;">123件</td> <td style="text-align: center;">63件</td> <td style="text-align: center;">60件</td> </tr> <tr> <td>D (不調)</td> <td style="text-align: center;">2件</td> <td style="text-align: center;">2件</td> <td style="text-align: center;">0件</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">※複数の項目に該当する事業はそれぞれに計上</p> <p>(2) 分析と今後への展望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活用事業のほとんどが子ども達の意欲向上や成長等に寄与しており、子ども元気基金の所期の目的は達成された。 ・事業を通して得た、子ども達の興味や関心のあり方、意欲への結びつき方などに関する知見を今後の事業に活かしていく。 ・教員提案で実施した事業を中心に、直接あるいは間接的に教員の指導力向上に寄与した事例も多い。 ・外部の先駆的な取り組みを消化吸収し、当区での実施に当たって適切な形へ作り上げてきた経験などを、今後の経営支援や教員指導に活かしていく。 		全体	(学校)	(保育)	申請数	1,033件	768件	265件	事業数	378件	239件	139件	事業費	193,597,628円	104,367,346円	89,230,282円		全体	(学校)	(保育園)	A (子ども)	368件	232件	136件	B (教員)	114件	56件	58件	C (地域等)	123件	63件	60件	D (不調)	2件	2件	0件
	全体	(学校)	(保育)																																		
申請数	1,033件	768件	265件																																		
事業数	378件	239件	139件																																		
事業費	193,597,628円	104,367,346円	89,230,282円																																		
	全体	(学校)	(保育園)																																		
A (子ども)	368件	232件	136件																																		
B (教員)	114件	56件	58件																																		
C (地域等)	123件	63件	60件																																		
D (不調)	2件	2件	0件																																		

- ・基金事業を通じて築いた地域や大学、近隣校等との連携関係がより良い形で継続し、さらに他校・園にも広がるよう、基金事業の成果に関する情報共有を進める。

3 継続性に関する評価

(1) 評価の視点・概要

- A 教育委員会の事業に反映または参考とした
- B 地域、大学等との連携により継続（予定含む）
- C 物品の活用により継続（予定含む）
- D ノウハウの蓄積により継続（予定含む）
- E 改善への気づき・手がかかり

	全 体	(学校)	(保育園)
A (反映・参考)	6 2 件	2 7 件	3 5 件
B (連携活用)	6 5 件	5 2 件	1 3 件
C (物品活用)	1 2 5 件	6 6 件	5 9 件
D (ノウハウ)	6 2 件	3 6 件	2 6 件
E (気づき)	8 1 件	7 2 件	9 件

※複数の項目に該当する事業はそれぞれに計上

(2) 教育委員会の事業に反映または参考とした主な取り組み

①学力向上及び「進学重点校」に向けて（千寿桜堤中学校）

民間塾を活用した学力向上の取り組み。足立はばたき塾として事業化した。また、ノウハウの蓄積による同校教員の指導力向上にも寄与した。

②中学校1年生パワーアップ/勉強合宿（研鑽塾生）

中学1年生の基礎学習に関する初期のつまづきを早期に解消するための取り組み。教育委員会の事業として平成26年度から予算化した。

③秋田県における学力向上の取り組み視察（研鑽塾生）

秋田県の統一化された授業法を参考に、足立区独自の「授業の基本（足立スタンダード）」を作成した。

④絵本活動推進プロジェクト（全保育園・こども園）

就学前から読書に親しむ習慣をつくる取り組みとして、絵本活動を実施。各園それぞれの工夫により、読み聞かせや貸出しなどにも展開している。

⑤音楽活動、乳児担当制保育（夢塾生）

意欲創造プロジェクト事業に位置づけ、全園で取り組んでいる。

など

	<p>(3) 地域、大学等との連携により継続する主な取り組み 基金事業を通じて深まった地域や大学等との連携関係により、今後も事業を継続するもの。 これまでの取り組みでは得られなかった学校支援関係の広がりを見ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・踊りや昔遊びなどを通じたふれあい事業 ・高齢者施設訪問事業 ・獅子舞教室 ・卒園児（小1児童）による「里帰りボランティア」など <p>(4) 物品の活用により継続する主な取り組み 和楽器や相撲マット、園芸用品など、基金事業で購入した物品の活用により、今後も活動を継続するもの。 現場の発案で開始した事業が、さらに創意工夫を重ねて根付いていくことを期待する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和太鼓、和楽器体験 ・相撲 ・花育事業 ・フラワーアレンジメント など <p>(5) ノウハウの蓄積により継続する主な取り組み 子ども達への直接の刺激になったほか、教員や保育士が指導法の示唆を得ることもできた。 今後の日常の指導に活かしていくことを期待する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後自主学習活動 ・プロ劇団の人形劇に触れる ・読み語り ・大学教員によるワークショップ型保育 など <p>(6) 気づき・手かがりとなったもの 落語指導やトップアスリートによる一流技術体験など、そのものの継続は困難であるが、教員の指導力や子ども達の興味・関心を高めていくための方策に関する示唆を得られた。</p> <p>4 各事業の詳細 活動分野別の個別事業の詳細については、別添「子ども元気基金報告資料」を参照。</p>
<p>今後の方針</p>	<p>1 教育委員会の取り組みとして事業化したものについては、基金事業から得られた知見を活用し、より効果的に実施する。</p> <p>2 各校・園で独自の取り組みとして継続する事業についても、報告書の共有化等を通じ、ノウハウをさらに広めていく。</p>

教 育 委 員 会 報 告

平成 26 年 8 月 7 日

件 名	学校運営協議会設置校の指定について																														
所 管 部 課 名	学校教育部 教育政策課																														
内 容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5、ならびに足立区学校運営協議会規則第 3 条第 6 項及び第 7 項に基づき、西新井第一小学校開かれた学校づくり協議会会長、同校学校長の連名により、「足立区立学校運営協議会設置指定申請書」が提出された。</p> <p>指定申請書、及び委員推薦書等の提出書類の検討、ならびに協議会会長、学校長との協議を踏まえ、同校を足立区学校運営協議会規則第 3 条第 1 項に掲げる事項を達成することのできる学校であると判断し、下記のとおり学校運営協議会を置く学校として指定することを決定したので報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 設置校として指定した学校 足立区立西新井第一小学校 2 指定期間 平成 26 年 9 月 1 日～平成 30 年 8 月 31 日 3 学校運営協議会委員の任期 平成 26 年 9 月 1 日～平成 28 年 8 月 31 日 <p>《参考》運営協議会設置指定校一覧</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">谷中中学校</td> <td style="width: 10%;">第 1 期</td> <td style="width: 60%;">平成 19 年 10 月 12 日～平成 23 年 10 月 11 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第 2 期</td> <td>平成 24 年 2 月 1 日～平成 28 年 1 月 31 日</td> </tr> <tr> <td>第四中学校</td> <td>第 1 期</td> <td>平成 23 年 11 月 1 日～平成 27 年 10 月 31 日</td> </tr> <tr> <td>六月中学校</td> <td>第 1 期</td> <td>平成 24 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日</td> </tr> <tr> <td>栗原北小学校</td> <td>第 1 期</td> <td>平成 24 年 7 月 1 日～平成 28 年 6 月 30 日</td> </tr> <tr> <td>大谷田小学校</td> <td>第 1 期</td> <td>平成 25 年 2 月 1 日～平成 29 年 1 月 31 日</td> </tr> <tr> <td>平野小学校</td> <td>第 1 期</td> <td>平成 25 年 3 月 1 日～平成 29 年 2 月 28 日</td> </tr> <tr> <td>西新井第二小学校</td> <td>第 1 期</td> <td>平成 25 年 5 月 1 日～平成 29 年 4 月 30 日</td> </tr> <tr> <td>弥生小学校</td> <td>第 1 期</td> <td>平成 25 年 9 月 1 日～平成 29 年 8 月 31 日</td> </tr> <tr> <td>第五中学校</td> <td>第 1 期</td> <td>平成 25 年 9 月 1 日～平成 29 年 8 月 31 日</td> </tr> </table>	谷中中学校	第 1 期	平成 19 年 10 月 12 日～平成 23 年 10 月 11 日		第 2 期	平成 24 年 2 月 1 日～平成 28 年 1 月 31 日	第四中学校	第 1 期	平成 23 年 11 月 1 日～平成 27 年 10 月 31 日	六月中学校	第 1 期	平成 24 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	栗原北小学校	第 1 期	平成 24 年 7 月 1 日～平成 28 年 6 月 30 日	大谷田小学校	第 1 期	平成 25 年 2 月 1 日～平成 29 年 1 月 31 日	平野小学校	第 1 期	平成 25 年 3 月 1 日～平成 29 年 2 月 28 日	西新井第二小学校	第 1 期	平成 25 年 5 月 1 日～平成 29 年 4 月 30 日	弥生小学校	第 1 期	平成 25 年 9 月 1 日～平成 29 年 8 月 31 日	第五中学校	第 1 期	平成 25 年 9 月 1 日～平成 29 年 8 月 31 日
谷中中学校	第 1 期	平成 19 年 10 月 12 日～平成 23 年 10 月 11 日																													
	第 2 期	平成 24 年 2 月 1 日～平成 28 年 1 月 31 日																													
第四中学校	第 1 期	平成 23 年 11 月 1 日～平成 27 年 10 月 31 日																													
六月中学校	第 1 期	平成 24 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日																													
栗原北小学校	第 1 期	平成 24 年 7 月 1 日～平成 28 年 6 月 30 日																													
大谷田小学校	第 1 期	平成 25 年 2 月 1 日～平成 29 年 1 月 31 日																													
平野小学校	第 1 期	平成 25 年 3 月 1 日～平成 29 年 2 月 28 日																													
西新井第二小学校	第 1 期	平成 25 年 5 月 1 日～平成 29 年 4 月 30 日																													
弥生小学校	第 1 期	平成 25 年 9 月 1 日～平成 29 年 8 月 31 日																													
第五中学校	第 1 期	平成 25 年 9 月 1 日～平成 29 年 8 月 31 日																													
今 後 の 方 針	<p>運営協議会設置校として指定した西新井第一小学校の活動を支援するとともに、今後とも地域・保護者の学校運営への参画を進めるために、学校運営協議会設置校の拡大に向けての取り組みを推進する。</p>																														

教 育 委 員 会 報 告

平成26年8月7日

件 名	足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の進捗状況について																			
所 管 部 課 名	学校教育部 学校適正配置担当課																			
内 容	<p>1 上沼田小学校と鹿浜小学校の適正規模・適正配置実施計画について</p> <p>(1) 統合地域協議会の開催状況</p> <p>①開催日</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">対象校</th> <th style="width: 50%;">第八回(予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上沼田小学校と鹿浜小学校</td> <td style="text-align: center;">8/28</td> </tr> </tbody> </table> <p>②主な協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい校章のデザインの最終選考について ・新しい校歌について <p>(2) 統合地域協議会ニュースの発行について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合地域協議会での協議内容や教育委員会で決定したことなどを保護者や地域に周知するため、統合地域協議会ニュースを発行した。 (第七回統合地域協議会の内容を、第7号として7月15日に発行) <p>(3) 保護者向け説明会の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合新校舎計画(案)および上沼田小学校改修工事に関する保護者向け説明会を実施した。 <p>【開催日時等】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">校名</th> <th style="width: 30%;">日時</th> <th style="width: 40%;">場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鹿浜小学校</td> <td>7/16、午後7時から</td> <td>体育館</td> </tr> <tr> <td>上沼田小学校</td> <td>7/17、午後7時から</td> <td>図書室</td> </tr> </tbody> </table> <p>今後は、統合新校について基本構想・基本計画を策定し、鹿浜小学校近隣住民に対して、中高層条例に基づく説明会を行う予定である。</p> <p>2 鹿浜中学校と第八中学校の適正規模・適正配置実施計画について</p> <p>(1) 統合地域協議会の開催状況</p> <p>①開催日</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">対象校</th> <th style="width: 20%;">第六回</th> <th style="width: 30%;">第七回(予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鹿浜中学校と第八中学校</td> <td style="text-align: center;">7/17</td> <td style="text-align: center;">10/16</td> </tr> </tbody> </table> <p>②主な協議事項</p> <p>【第六回統合地域協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい校章のデザインの募集について <p>【第七回統合地域協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい校章のデザインの第一次選考について 	対象校	第八回(予定)	上沼田小学校と鹿浜小学校	8/28	校名	日時	場所	鹿浜小学校	7/16、午後7時から	体育館	上沼田小学校	7/17、午後7時から	図書室	対象校	第六回	第七回(予定)	鹿浜中学校と第八中学校	7/17	10/16
対象校	第八回(予定)																			
上沼田小学校と鹿浜小学校	8/28																			
校名	日時	場所																		
鹿浜小学校	7/16、午後7時から	体育館																		
上沼田小学校	7/17、午後7時から	図書室																		
対象校	第六回	第七回(予定)																		
鹿浜中学校と第八中学校	7/17	10/16																		

	<p>(2) 統合新校の校章(デザイン)の募集について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集期間：平成 26 年 8 月 28 日(木)から平成 26 年 9 月 25 日(木) まで ・募集方法：鹿浜中学校・第八中学校の生徒、保護者には、各応募用紙を学校を通じて個別配付 卒業生や地域には、町会・自治会の回覧や区ホームページを通じて周知 ・応募方法：応募用紙を上記の 2 つの中学校および鹿浜区民事務所に設置した応募箱に投函または学校適正配置担当課に提出 ・選考方法：校章のデザインは、統合地域協議会において選考(第一次選考および最終選考を実施) なお、第一次選考において選考された候補作品については、デザイナーによる補正作業を行う。 <p>(3) 統合地域協議会ニュースの発行について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合地域協議会での協議内容や教育委員会で決定したことなどを保護者や地域に周知するため、統合地域協議会ニュースを発行した。 (第六回統合地域協議会の内容を、第 6 号として発行)
<p>今後の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①新しい校章・校歌の製作に向け、引き続き、協議を進めていく。 ②統合に向けた様々な課題については、統合地域協議会において、引き続き、具体的な検討を進めていく。

教 育 委 員 会 報 告

平成26年8月7日

件 名	西新井小学校及び区道と隣接する相手方所有地との土地境界確定について
所管部課名	学校教育部 学校施設課、学校改築担当課
内 容	<p>平成24年9月14日に東京地方裁判所へ訴えを提起した土地境界確定については、下記のとおり判決が確定したので報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 判決日 平成26年6月5日2 事件番号 平成24年（ワ）第26252号境界確定等請求事件3 判決内容 区側が所有する土地と相手方所有の土地との境界を区側主張のとおり の線と確定するべきである。4 専決処分等 本件訴えの提起については、平成24年8月10日専決処分し、同年9月21日に議会報告済みである。
今後の方針	今後は、学校敷地境界に設置している老朽化した万年塀の撤去改修工事を速やかに行う。

教 育 委 員 会 報 告

平成26年8月7日

件 名	鹿浜・第八中学校統合改築に伴う設計等業務委託事業者の決定について
所管部課名	学校教育部 学校施設課、学校改築担当課
内 容	<p>鹿浜中学校及び第八中学校の統合改築に伴う設計等業務の委託事業者が決定したので、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 委託事業者 株式会社都市環境設計（渋谷区代々木一丁目58番1号）</p> <p>2 委託金額 130,410,000円（うち消費税9,660,000円）</p> <p>3 委託期間 平成26～29年度</p> <p>4 主な委託業務 （1）基本構想書・基本計画書作成業務 （2）基本設計・実施設計作成業務 （3）改築工事監理業務 （4）地盤調査等業務</p> <p>5 スケジュール 平成26～27年度 基本構想・基本計画作成 各種設計業務・各種調査業務 平成28年度 鹿浜中学校に引越し 平成28～29年度 第八中学校旧校舎解体工事及び統合新校舎改築 工事監理</p>
今後の方針	<p>地元、統合協議会等との十分な協議のうえ、事業期間の厳守など学校運営に支障を来たさないよう業務を遂行していく。</p>

教 育 委 員 会 報 告

平成26年8月7日

件 名	学校事故報告について(平成26年度7月分)
所管部課名	学校教育部 教育指導室
内 容	<p>1 学校事故状況 管理下 7件(小学校4件、中学校3件) 管理外 4件(小学校3件、中学校1件) 合計11件</p> <p>2 事故内容 (1) 交通事故 ア 下校中、横断歩道を青信号で横断していた児童に、進行中の車両のドアミラーが接触、頭部打撲。(小学校管理下) イ 帰宅後、友人と自転車で併走、先にT字路を右折した本生徒が、直進車両に自転車ごと跳ねられ、頭蓋骨骨折、くも膜下出血等。(中学校管理外) ウ 帰宅後、店舗駐車場内を自転車で通行中、車両と接触、転倒し、左側頭部、左肘、左手親指、左脛打撲。(小学校管理外) エ 休校日、自宅近くで路上に飛び出し、通行車両のドアミラーに接触、右手打撲。(小学校管理外) オ 休校日、帰宅途中、自転車で車道に飛び出し、通行車両と接触、転倒し、右足首骨折。(小学校管理外)</p> <p>(2) 授業中の傷害、打撲等の事故 ア 運動会の4段タワーを練習中、上段の4名がバランスを崩して落下、下段の男子生徒が下敷き、頭部打撲。(中学校管理下) イ 運動会の5段タワーを練習中、2・3段目がバランスを崩し、4段目の男子生徒と共に落下、落下時に顔面を強打、右眼下骨折。(中学校管理下) ウ 清掃の時間、児童に倒れ掛かれ、前のめりに転倒、ロッカーに額を打ち、眉間切創。(小学校管理下)</p> <p>(3) 休憩時間、放課後、登・下校時、部活動等における傷害、打撲等の事故 ア 下校中、突然、意識を失い単独転倒、顔面打撲の怪我。意識喪失につき、救急搬送し、入院措置。(中学校管理下) イ 下校中、歩道を走っていてバランスを崩し、前のめりに転倒、左上腕骨顆上骨折、左手首亀裂骨折。(小学校管理下) ウ 昼休み、校庭でサッカーをしていて、友達とぶつかり、転倒、頭部打撲。(小学校管理下)</p> <p>3 各学校への事故防止の指導 (1) 交通事故防止について 学校管理(内・外)を含めた事故発生状況を踏まえ、児童・生徒に正しい交通マナーを具体的に指導するとともに、家庭への注意喚起を促し、事故の未然防止を図る。 (2) 授業中の傷害・打撲等の事故防止について 指導内容の管理・指導の徹底を図るとともに、児童・生徒の行動を把握し、危険行為の未然防止に努める。 (3) 休憩時間、放課後等における事故防止について ア 校舎内外の過ごし方、危険行為の未然防止について指導を図る。 イ 部活動における事故防止は、十分な準備運動と受傷につながる危険技の禁止を徹底し、安全を重視した指導を図る。</p>

今後の方針	児童・生徒の登下校時等における交通安全教育の徹底を図り、保護者、地域、関係機関等と連携して各種事故の未然防止について指導の徹底を図る。

学校事故状況

平成26年度7月分(児童・生徒)

教育指導室

内 訳	管 理 下			管 理 外		合 計	
	幼稚園	小学校	中学校	小学校	中学校		
交 通 事 故	自転車・バイク				2	1	3
	歩行者・キックボード		1		1		2
授業中の傷害打撲等の事故	骨折・脱臼・捻挫			1			1
	裂傷・打撲・暴行		1	1			2
	火傷・熱傷						
	歯目鼻耳等の損傷						
	発症・発作・火傷						
休憩時間・放課後・登下校時の傷害打撲等の事故(学校行事含む)	骨折・脱臼・捻挫		1				1
	裂傷・打撲・暴行		1				1
	歯目鼻耳等の損傷						
	発症・発作・火傷			1			1
教師の指導上による傷害・打撲等の事故	骨折・脱臼・捻挫						
	歯目鼻耳等の損傷						
暴力・暴行傷害事件							
家出・外泊・行方不明							
窃盗・万引き・恐喝							
対教師暴力							
火災・火傷・火遊び							
その他・地域での怪我							
死 亡	病 死						
	事 故 死						
合 計			4	3	3	1	11

(施 設)

区 分	幼稚園	小学校	中学校	内 容
窓ガラス及び施設破損				
不法侵入・盗難				
その他				
合 計	0	0	0	

こんにちは赤ちゃん訪問事業	訪問実施率	96% 72% (75)	111% 94% (85)	106% 90% (85)	(95)%
妊婦健診事業	受診率	111% 100% (90)	101% 91% (90)	111% 100% (90)	(100)%

(2) 全事業(247項目)に対して、平成25年度の実績評価を実施した。

(A、B、Cの3段階評価)

A:概ね実施できた(8割程度以上).....208項目

B:ある程度できた(4割程度以上).....33項目

C:あまり実施できなかった(4割程度未満).....5項目

その他:事業実施未定(夜間保育).....1項目

※C評価の理由は、下記のとおり。

→「公立保育園の発達支援児の一時預かり(子ども・子育て施設課)」

理由:預かり児童数が少なかった。

「地域での青少年問題に対する取り組み(地域調整課)」

理由:荒天のため欠席者が多かった。

「定着支援のための事業(就労支援課)」

理由:セミナーへの参加者数が少なかった。

「両立支援アドバイザー派遣事業(区民参画推進課)」

理由:社会保険労務士派遣の実績がなかった。

「見守りサポート事業(こども支援担当課)」

理由:見守りサポートの実績がなかった。

※ 第2期あだち次世代育成支援行動計画の実績報告の詳細については、別添資料のとおり。

2 子ども施策3カ年重点プロジェクトの実績評価について

子ども施策3カ年重点プロジェクトは、足立区重点プロジェクト及び第2期あだち次世代育成支援行動計画を踏まえて、特に重点的に推進する事業を定め平成23年度から開始した。

また、子ども施策3カ年重点プロジェクト(平成23~25年度)の実施期間については、区全体の柱である足立区第二次重点プロジェクトの計画期間(平成23~26年度)に合わせて、1年間延長した。

(1) 子ども施策3カ年重点プロジェクトの主な事業の目標達成状況

※ 内訳 [達成率(%) 実績値(目標値)]

	目標の指標	H23	H24 (中間年)	H25	H26 1年延長
1. 就学前からの教育の充実を図り、学力の向上を目指す〔全11事業〕					
幼児教育プログラムの実施 (幼児教育から小学校教育への滑らかな接続を図る「あだち5歳児プログラム」)	実施園数 (区立保育園、こども園)	100% 47園 (47)	100% 45園 (45)	100% 43園 (43)	(41)園
幼保小連携ブロック会議の開催 (幼保小関係者による接続期の課題解決に向けた会議)	実施回数	100% 3回 (3)	100% 3回 (3)	100% 3回 (3)	(3)回

	あだち小学校基礎学習教室 (民間教育事業者による補習 教室)	実施校数	100% 72校 (72)	100% 60校 (60)	104% 57校 (55)	(50)校
	学力向上のための講師配置事 業(少人数指導の実施)	配置講師 数	97% 179人 (184)	94% 168人 (179)	137% 157人 (115)	(115)人
2. 多様な体験の場と機会を提供し、学ぶ意欲を育てる [全15事業]						
	大学連携による体験学習事業 (体験により学習意欲の向上と ともに社会性を育む)	実施内容	100% (ふれあ い動物教 室、1日大 学生他)	100% (ふれあ い動物教 室、1日大 学生他)	100% (ふれあ い動物教 室、1日大 学生他)	(ふれあ い動物教 室、1日大 学生他)
	幼児自然科学体験事業 (自然や科学に関して体験の 場を提供し学ぶ意欲を育てる)	実施園数 (区立保育 園)	100% 44園 (44)	100% 42園 (42)	100% 40園 (40)	(38)園
3. 心とからだの健やかな成長を支援する [全21事業]						
	母親学級・両親学級 (仲間とともに学び、孤立した育 児を防止する)	母子手帳交 付に対する 参加率	73% 33% (45)	90% 27% (30)	97% 29% (30)	(30)%
	「体力状況調査」スポーツ推進委員 の小学校派遣(スポーツ推進委員 を派遣し、子どもの体力向上の調 査・研究等を行う)	派遣校数	100% 33校 (33)	103% 34校 (33)	100% 34校 (34)	(35)校
<p>(2) 全事業(52項目)に対して、平成25年度の実績評価を実施した。</p> <p>(A、B、Cの3段階評価)</p> <p>A: 概ね実施できた(8割程度以上) 44項目</p> <p>B: ある程度できた(4割程度以上) 8項目</p> <p>C: あまり実施できなかった(4割程度未満) 0項目</p>						
今後の方針	<p>第2期次世代育成支援行動計画の法定事業(国の基本指針記載項目)や子ども施策3ヵ年重点プロジェクトの対象全事業については、目標達成(A評価)100%を目指していく。</p> <p>平成27年度から開始となる子ども・子育て支援法に基づく(仮称)足立区子ども・子育て支援事業計画に移行する事業については、昨年末に実施した利用希望把握調査(ニーズ調査)による需要量の見込みとともに、今後、第2期次世代育成支援行動計画や子ども施策3ヵ年重点プロジェクトの成果や課題を分析し、子ども・子育て支援事業計画に反映させていく。</p>					

教 育 委 員 会 報 告

平成26年8月7日

件 名	保育料決定通知書の発送誤りについて
所管部課名	子ども家庭部 子ども・子育て支援課
内 容	<p>保育料決定通知書の発送において、誤送付が発生したので報告する。</p> <p>1 事故内容 平成26年7月22日に発送した7月決定分の保育料決定通知書等の送付の際に、誤って他の保護者の決定通知を同封して郵送した事故が1件発生した。</p> <p>2 事実経過 (1) 平成26年7月22日 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育料決定通知書等を、保育所経由及び郵送で送付 ・ 対象件数 15,908件（保育所経由13,708件、郵送2,200件） (2) 平成26年7月24日 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者から、郵送で届いた封筒に他の保護者の通知が入っているとの連絡が入る。 ・ 調査したところ、他の保護者分を同封して送ってしまったことを確認 ・ 誤送付先の保護者に連絡し謝罪し、誤送付した通知書を回収 ・ 本来送付すべき保護者に誤送付があったことを連絡し謝罪、再発防止に努めることを伝え了承を得る。 <p>3 発生原因 (1) 封入前にリストと通知を照らし合わせ、決定通知書が正しく出力されているかチェックを行い、その後封入を行っていた。しかし、封入後はリストとのチェックを行っていなかったため、誤って2通を同封したことに気が付かず発送してしまった。 (2) リストのチェック及び封入を数人の職員で手分けして行っていたが、通知総数と発送総数のチェックを行えなかった。現在の処理手順では、通知別の紙リストでチェックし、手作業で複数種類の通知書を名寄せし封入しているため、リスト上の送付件数を管理していないことが未チェックの理由である。</p> </p>
今後の方針	<p>1 各通知のリストを結合し、名寄せリストを作成し、発送件数がわかるようにする。</p> <p>2 作業手順をマニュアル化するとともに、作業状況チェック表を作成し、作業に漏れがないか確認しながら処理を進められるようにする。</p>

教 育 委 員 会 報 告

平成26年8月7日

件 名	区立北保木間保育園における腸管出血性大腸菌O26の園内感染について
所管部課名	子ども家庭部子ども・子育て施設課、衛生部保健予防課
内 容	<p>平成26年7月16日、区立北保木間保育園で発生した腸管出血性大腸菌O26の園内感染について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 対象施設 区立北保木間保育園（児童数75名） 住所：南花畑5-15-3-101</p> <p>2 経過 7月16日に1歳児2名が、腸管出血性大腸菌感染症（O26）を発症したことが確認された。同日、竹の塚保健総合センターがすべての園児・職員を対象に検査を開始するとともに、園内消毒の指導を行った。7月18日、さらに1歳児1名が腸管出血性大腸菌感染症（O26）を発症したことを確認。 7月22日午後5時に保護者説明会を開催し、対応状況及び感染予防対策について、衛生部・子ども家庭部で説明を行った。</p> <p>3 原因 発症した園児の1人が数日前に家族と焼肉店を訪れており、そこで家族が生レバーを喫食している。当該児は生レバーを喫食していないが、菜ばしやトングを介して感染した可能性が疑われる。</p> <p>4 現在の状況 腸管出血性大腸菌感染症（O26）を発症した園児3名は体調が回復し、そのうち2名は7月30日現在登園している。また、陽性の3名以外の児童72名及び職員29名全員について検査を行い、すべて陰性の結果がでている。</p>
今後の方針	感染予防のため各部屋・トイレ等共用部分の消毒、換気、手洗いの励行などを強化していく。

教 育 委 員 会 報 告

平成26年8月7日

件 名	足立区待機児童解消アクション・プランの改定について																																																				
所管部課名	子ども家庭部 子ども・子育て支援課																																																				
内 容	<p>平成25年9月に改訂版を策定した「足立区待機児童解消アクション・プラン」について、本年4月の各地域における待機児童の状況や保育需要等の分析結果をもとに改定したので報告する。（別添資料参照）</p> <p>1 解決すべき課題 分析の結果、次の課題が明らかとなった。 (1) フルタイム就労世帯の待機児童は、47名（対前年比で10名の減）となったものの依然として解消されていない。 (2) 大規模開発されている地域の保育需要は、これまでの10%から15%程度まで伸びている。特に千住大橋駅周辺地域では、30%程度まで急増している集合住宅が出現している。 (3) 日暮里・舎人ライナー沿線、つくばエクスプレス沿線、土地区画整理事業によりまちの整備が進んでいる地域では、保育需要が伸びる傾向がある。</p> <p>2 保育需要の動向 保育需要は、対象年齢人口の増減にかかわらず増加傾向にあり、これまでの推移から、保育需要率は、平成28年4月で0歳から5歳児全体で38.6%程度まで増加していくと見込まれる。</p> <div data-bbox="418 1370 1422 1912" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>保育需要率の今後の見込み (各年4月1日現在)</caption> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>17年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> <th>20年</th> <th>21年</th> <th>22年</th> <th>23年</th> <th>24年</th> <th>25年</th> <th>26年</th> <th>27年</th> <th>28年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0-5歳</td> <td>28.6</td> <td>29.2</td> <td>29.1</td> <td>29.6</td> <td>30.7</td> <td>31.3</td> <td>32.4</td> <td>33.9</td> <td>35.3</td> <td>36.4</td> <td>38.1</td> <td>41.4%</td> </tr> <tr> <td>0-2歳</td> <td>23.8</td> <td>24.4</td> <td>24.3</td> <td>24.8</td> <td>26.4</td> <td>27.8</td> <td>29.2</td> <td>30.9</td> <td>32.5</td> <td>33.7</td> <td>36.1%</td> <td>36.1%</td> </tr> <tr> <td>3-5歳</td> <td>33.3</td> <td>33.8</td> <td>33.7</td> <td>34.3</td> <td>35.2</td> <td>35.0</td> <td>35.8</td> <td>36.9</td> <td>38.1</td> <td>39.2</td> <td>41.4%</td> <td>41.4%</td> </tr> </tbody> </table> </div>	年齢	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	0-5歳	28.6	29.2	29.1	29.6	30.7	31.3	32.4	33.9	35.3	36.4	38.1	41.4%	0-2歳	23.8	24.4	24.3	24.8	26.4	27.8	29.2	30.9	32.5	33.7	36.1%	36.1%	3-5歳	33.3	33.8	33.7	34.3	35.2	35.0	35.8	36.9	38.1	39.2	41.4%	41.4%
年齢	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年																																									
0-5歳	28.6	29.2	29.1	29.6	30.7	31.3	32.4	33.9	35.3	36.4	38.1	41.4%																																									
0-2歳	23.8	24.4	24.3	24.8	26.4	27.8	29.2	30.9	32.5	33.7	36.1%	36.1%																																									
3-5歳	33.3	33.8	33.7	34.3	35.2	35.0	35.8	36.9	38.1	39.2	41.4%	41.4%																																									

3 施設整備等の基本的な考え方

各地域における待機児童や保育需要の状況に応じて、概ね以下の考え方にに基づき、施設整備等を検討した。

地域における保育需要の状況	保育施設（種類）
大規模開発、沿線開発等により全年齢にわたり相当多数の保育需要が集中している地域	認可保育園
待機児童の状況などから、相当数の低年齢児の保育需要が見込まれる地域	東京都認証保育所
待機児童の状況などから、低年齢児のまとまった保育需要が見込まれる地域	小規模保育室
区内全域で低年齢児の待機児童が発生していることから、区内全域を対象とする。	家庭福祉員

4 年度別整備計画

平成26年度以降の施設整備等については、各地域における保育需要等の分析結果をもとに、平成26年度、平成27年度の2年間で既存園の定員増を含めて、907名の定員整備をする。フルタイム就労世帯の待機児童解消を最優先に、認可保育園、東京都認証保育所及び小規模保育室の設置、家庭福祉員の増員を図り、区全体でバランスのよい施設整備を進める。

- ◆ 保育施設等の新規整備による定員増員（758名）
- ◆ 既存施設の増改築等による定員増員（149名見込み）

（1）施設整備に伴う定員数の推移

年齢区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	平成28年度当初	
	4/1現在定員数合計(人)	定員整備等による増数(人)	4/1現在定員数合計(人)	定員整備等による増数(人)	4/1現在定員数合計(人)	定員整備予定数(人)	定員整備予定数(人)	4/1現在定員数合計(人)	H26度～H27度定員整備予定数合計(人)
0～5歳	11,416	416 (591)	11,832	348 (315)	12,180	558 (578)	200 (280)	12,938	758 (858)
0～2歳	5,179	258 (319)	5,437	131 (153)	5,568	294 (256)	110 (130)	5,972	404 (386)
3～5歳	6,237	158 (272)	6,395	217 (162)	6,612	264 (322)	90 (150)	6,966	354 (472)

※（ ）は、昨年度のアクション・プラン整備予定定員数を表示。

（2）施設種別ごとの年度別整備計画

	平成26年 4月1日現在		平成26年度		平成27年度		平成28年度当初	
	年齢区分	定員数(人)	整備定員数(人)	内容	整備定員数(人)	内容	定員数合計(人)	H26.4現在の比較
認可保育所	0～5歳	9,161	358	新規4園 ・東綾瀬地域(103名) ・梅田地域(85名) ・保塚・六町地域(85名) ・西新井第三団地(85名)	140	新規1園 ・千住地域(140名)	9,659	498
	0～2歳	3,358	112		50		3,520	162
	3～5歳	5,803	246		90		6,139	336
東京都 認証保育所	0～5歳	1,199	80	新規2所 ・綾瀬地域(40名) ・扇地域(40名)	0	—	1,279	80
	0～2歳	1,029	62		0		1,091	62
	3～5歳	170	18		0		188	18

	平成26年 4月1日現在		平成26年度		平成27年度		平成28年度当初	
	年齢 区分	定員数 (人)	整備 定員数 (人)	内 容	整備 定員数 (人)	内 容	定員数 合計(人)	H26.4現在 との比較
家庭福祉員	0～5歳	502	30	家庭福祉員15名	30	家庭福祉員15名	562	60
	0～2歳	502	30		30		562	60
	3～5歳	0	0		0		0	0
小規模保育室	0～5歳	353	60	新規4室 ・1ブロック-千住地域 (2室30名) ・2ブロック-新田地域(15 名) ・13ブロック-舎人、東伊 興地域(15名)	30	新規2室	443	90
	0～2歳	353	60		30		443	90
	3～5歳	0	0		0		0	0
(私立) 認定こども園	0～5歳	476	30	1園	0	———	506	30
	0～2歳	94	30		0		124	30
	3～5歳	382	0		0		382	0
(区立) 認定こども園	0～5歳	270	0	———	0	———	270	0
	0～2歳	84	0		0		84	0
	3～5歳	186	0		0		186	0
区独自の 公設保育園	0～5歳	119	0	———	0	———	119	0
	0～2歳	48	0		0		48	0
	3～5歳	71	0		0		71	0
子育て応援隊	0～5歳	100	0	———	0	———	100	0
	0～2歳	100	0		0		100	0
	3～5歳	0	0		0		0	0

今後の方針

- 1 年度別整備計画に基づき、事業者選定や施設整備、東京都への設置申請手続きなど、各施設の進捗管理の徹底を行うことで、着実な定員数の確保を図り、増加する保育需要に対応していく。
- 2 平成26年度の施設整備経費（小規模保育室4室）については、第三回足立区議会定例会において補正予算を計上する予定である。

教育委員会情報連絡

平成26年8月7日

件名	「居住実態が把握できない児童」に関する調査結果（東京都発表）について
所管部課名	子ども家庭部 子ども家庭課
内容	<p>東京都と通じて、厚生労働省から「居住実態が把握できない児童」に関する調査の実施依頼があり、このたび東京都において中間報告があったため報告する。</p> <p>1 目的 厚生労働省が市町村(特別区含む)の住民基本台帳に記録されている児童のうち「居住実態が把握できない児童」として当該市町村が把握している児童の数や当該児童の所在の把握のために市町村が行った調査等の取組状況を把握し、今後の施策の参考とするため。</p> <p>2 調査概要 平成26年5月1日時点の「居住実態が把握できない児童」の数。</p> <p>3 調査結果(足立区) 居住実態が把握できない児童数(平成26年5月1日時点) 76名 ※平成25年4月から平成26年4月まで：74名 ※平成24年度以前：2名</p> <p>4 東京都中間報告 詳細は別紙のとおり</p>
今後の方針	

「居住実態が把握できない児童」の数

別紙

	区市町村名	平成26年 5月1日 時点	平成26年 7月8日 時点
1	千代田区	1	0
2	中央区	52	22
3	港区	10	1
4	新宿区	56	5
5	文京区	0	0
6	台東区	29	22
7	墨田区	67	44
8	江東区	70	64
9	品川区	38	14
10	目黒区	8	7
11	大田区	21	8
12	世田谷区	10	1
13	渋谷区	22	10
14	中野区	22	22
15	杉並区	0	0
16	豊島区	0	0
17	北区	2	2
18	荒川区	0	0
19	板橋区	27	14
20	練馬区	13	11
21	足立区	76	16
22	葛飾区	24	24
23	江戸川区	5	2
	区部合計	553	289

	区市町村名	平成26年 5月1日 時点	平成26年 7月8日 時点
24	八王子市	3	1
25	立川市	8	8
26	武蔵野市	1	1
27	三鷹市	1	0
28	青梅市	0	0
29	府中市	18	2
30	昭島市	4	0
31	調布市	4	2
32	町田市	33	14
33	小金井市	14	12
34	小平市	7	6
35	日野市	6	2
36	東村山市	1	1
37	国分寺市	7	1
38	国立市	17	0
39	福生市	11	5
40	狛江市	5	2
41	東大和市	24	17
42	清瀬市	0	0
43	東久留米市	4	3
44	武蔵村山市	0	0
45	多摩市	1	1
46	稲城市	7	7
47	羽村市	0	0
48	あきる野市	0	0
49	西東京市	0	0
50	瑞穂町	7	4
51	日の出町	0	0
52	檜原村	0	0
53	奥多摩町	0	0
54	大島町	0	0
55	利島村	0	0
56	新島村	0	0
57	神津島村	0	0
58	三宅村	0	0
59	御蔵島村	0	0
60	八丈町	0	0
61	青ヶ島村	0	0
62	小笠原村	0	0
	市町村部合計	183	89

都全体	合計	736	378
-----	----	-----	-----

教育委員会情報連絡

平成26年8月7日

件名	足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会の検討状況について
所管部課名	子ども家庭部 子ども家庭課
内容	<p>子ども・子育て支援新制度に対応した保育料の設定について、足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会に諮問し、審議を行っている。現在までの検討状況は次のとおり。</p> <p>1 これまでの検討状況</p> <p>(1) 第1回審議会 実施日時 7月8日(火) 午前10時 主な内容 ①委員委嘱 ②保育に関する区の現状と新制度に関する説明 ③今後検討必要な事項の確認</p> <p>(2) 第2回審議会 実施日時 7月28日(月) 午後3時 主な内容 ①保育料金シミュレーション表の提示 ②学童保育室保護者負担金について ※詳細は別紙資料のとおり</p> <p>2 今後の予定</p> <p>(1) 第3回審議会 実施日時 8月26日(火) 午後3時 主な内容 ①幼稚園・認可保育所・認定こども園・小規模保育室 家庭福祉員・学童保育室の新保育料金体系(案)の検討 ②各施設、保護者に対する新制度の周知について ③答申内容の検討</p> <p>(2) 第4回審議会 実施日時 9月下旬 主な内容 ①答申(案)の提示・内容確定 ②教育委員会へ答申</p>
今後の方針	

子育て支援サービス利用者負担適正化審議会です承された検討の方向性

検討課題	足立区（案）
1 保育施設（1～3号認定）の利用者負担額の設定について	<p>1号の保育施設の利用者負担額は、国の定める5区分の階層基準を上限に設定する。</p> <p>2・3号の保育施設の利用者負担額は、認可保育所の利用者負担額を基準にして、それぞれの施設・事業の必要経費を踏まえて設定する。</p>
2 保育料金表におけるC階層、D階層の見直しに伴い、階層ごとの税額の設定（現在は所得税3万円ごとが基本）を再設定する必要がある。	<p>C2・C3階層は住民税所得割によるものであるため、D階層に移行する。</p> <p>1階層の住民税額の幅を25,000円に設定し、新制度移行前後の利用者負担額に乖離が起きないようにする。</p> <p>現行最上位階層D21（所得税90万円以上）の上位に2階層設ける。</p>
3 利用者負担額の年齢区分について	<p>現行の保育料は、3歳未満児、3歳児、4・5歳児の3区分に分かれている。国の基準は2区分となっているが、年齢別の保育内容に合った負担額とするため、現行どおりの区分とする。</p>
4 保育料算定において、現在適用している年少扶養控除を廃止した場合、そのまま移行すると、保育料は増額になる。	<p>年少扶養控除を含めない算定であっても、現行の階層になるように、階層の税額を設定する。</p>
5 保育標準時間と保育短時間の保育料のあり方について	<p>国基準同様、保育標準時間の保育料の98.3%に保育短時間の保育料を設定する。</p>
6 多子軽減の取扱いについて	<p>2人以上の就学前児童が幼稚園・保育所・認定こども園を利用している場合、第2子は半額、第3子は無料とする。</p>
7 家庭福祉員の昼食提供と、保育料の設定について	<p>家庭福祉員は、現状では保護者が昼食持参となっているが、新制度では調理設備を整え、昼食提供義務を負うことになるため、昼食提供を前提とした保育料を設定する。ただし、経過措置（5年間）として、昼食を提供しない場合は、給食費相当分を減額する。</p>

住宅取得控除前の住民税で試算した。

階層	所得割額		3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
	下限	上限	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子
新A	生活保護		0	0	0	0	0	0
新B	所得割：非課税 均等割：非課税		3,600	1,800	3,600	1,800	3,600	1,800
新C	所得割：非課税 均等割：課税		6,700	3,350	6,100	3,050	6,100	3,050
新D1	1	24,999	7,200	3,600	6,800	3,400	6,800	3,400
新D2	25,000	49,999	9,100	4,550	8,700	4,350	8,600	4,300
新D3	50,000	74,999	12,000	6,000	10,500	5,250	10,200	5,100
新D4	75,000	99,999	13,900	6,950	12,600	6,300	12,100	6,050
新D5	100,000	124,999	15,000	7,500	14,600	7,300	14,100	7,050
新D6	125,000	149,999	21,000	10,500	16,500	8,250	16,100	8,050
新D7	150,000	174,999	24,700	12,350	18,300	9,150	18,200	9,100
新D8	175,000	199,999	27,500	13,750	20,300	10,150	20,200	10,100
新D9	200,000	224,999	29,600	14,800	21,800	10,900	21,700	10,850
新D10	225,000	249,999	31,500	15,750	23,000	11,500	22,900	11,450
新D11	250,000	274,999	33,500	16,750	24,200	12,100	24,000	12,000
新D12	275,000	299,999	35,200	17,600	25,500	12,750	24,000	12,000
新D13	300,000	324,999	37,000	18,500	26,700	13,350	24,000	12,000
新D14	325,000	349,999	38,500	19,250	27,600	13,800	24,000	12,000
新D15	350,000	374,999	41,200	24,720	29,600	17,760	25,000	15,000
新D16	375,000	399,999	42,700	25,620	29,600	17,760	25,000	15,000
新D17	400,000	424,999	44,200	26,520	29,600	17,760	25,000	15,000
新D18	425,000	449,999	45,500	27,300	29,600	17,760	25,000	15,000
新D19	450,000	499,999	47,000	28,200	29,600	17,760	25,000	15,000
新D20	500,000	599,999	51,400	35,980	30,600	21,420	26,000	18,200
新D21	600,000	799,999	57,900	40,530	31,600	22,120	27,000	18,900
新D22	800,000	1,099,999	63,700	44,590	32,600	22,820	28,000	19,600
新D23	1,100,000	1,499,999	68,500	47,950	33,600	23,520	29,000	20,300
新D24	1,500,000	1,999,999	71,900	50,330	35,300	24,710	30,500	21,350
新D25	2,000,000	999,999,999	75,500	52,850	37,100	25,970	32,000	22,400

教育委員会情報連絡

平成26年8月7日

件名	東京都認証保育所の新規開設時期の再変更について
所管部課名	子ども家庭部 子ども・子育て支援課 子ども・子育て施設課
内容	<p>平成26年10月開設を目途に進めていた東京都認証保育所の建築工事遅延に伴う開設時期の変更等について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 東京都認証保育所の名称等</p> <p>(1) 名称 (仮称) 高野駅前こども園</p> <p>(2) 所在地 扇一丁目53番11号</p> <p>(3) 設置事業者 株式会社ろく (足立区南花畑1-2-6)</p> <p>(4) 開設予定年月日 【変更前】平成26年10月1日 【変更後】平成26年11月1日</p> <p>(5) 建物及び工事概要 新築(鉄骨造) 地上3階建て (1階: 保育所、2~3階: 共同住宅)</p> <p>2 開設時期変更の理由</p> <p>本認証保育所については、当初、平成26年4月の開設を予定していたが、地盤の耐力不足に伴う地盤改良工事が必要となり、開設時期を平成26年10月に変更して整備を進めていた。</p> <p>建築工事は順調に進行していたが、建物本体の基礎配筋に構造上の変更が生じ、構造計算を伴う再検討及び建築基準法に基づく計画変更確認申請の審査に予想以上の時間がかかったことにより、設置事業者が行う内装工事の開始時期が約2週間遅れたため。</p>
今後の方針	東京都認証保育所の開設時期の変更について、平成26年11月開設に向け、工事の進捗状況の把握や東京都との設置申請等の協議についての的確に行っていく。

行 事 実 施 結 果

7 月 1 日 ～ 7 月 3 0 日 青少年課

月 日	行 事 名	時 間	会 場	主催別	参加者
7/2 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	5名
7/2 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	30名
7/5 (土)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	興本地域学習センター	主催	5名
7/5 (土)	星空くらぶ (大人)	14:00～16:00	ギャラクシティ	主催	15名
7/6 (日)	星空くらぶ (プラネタリウムチーム)	9:30～16:00	ギャラクシティ	主催	20名
7/6 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
7/9 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	5名
7/9 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名
7/13 (日)	星空くらぶ (動画チーム)	14:00～16:00	ギャラクシティ	主催	15名
7/13 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
7/13 (日)	あだち日曜教室	9:30～16:30	ギャラクシティ多目的室 島根小体育館	主催	80名
7/15 (火)	紙芝居講座	19:00～21:00	ギャラクシティ	主催	10名
7/16 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	5名
7/16 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名
7/20 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
7/20 (日)	こどもみーていんぐ	13:30～16:30	ギャラクシティ	共催	50名
7/23 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	5名
7/23 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名
7/26 (土)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	興本地域学習センター	主催	5名
7/27 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
7/30 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	5名
7/30 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名

行 事 実 施 予 定

8 月 1 日～8 月 3 1 日

青少年課

月 日	行 事 名	時 間	会 場	主催別	参加者
8/2 (土)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	興本地域学習センター	主催	5名
8/2 (土)	星空くらぶ (大人)	14:00～16:00	ギャラクシティ	主催	15名
8/3 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
8/3 (日)	星空くらぶ (プラネタリウムチーム)	9:30～16:00	ギャラクシティ	主催	20名
8/6 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	5名
8/6 (水)～ 8/8 (金)	ジュニアリーダー宿泊キャンプ	2泊3日	国立中央青少年交流の家	共催	136名
8/6 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名
8/9 (土)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	興本地域学習センター	主催	5名
8/10 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
8/13 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	5名
8/13 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名
8/16 (土)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	興本地域学習センター	主催	5名
8/17 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
8/19 (火)	紙芝居講座	19:00～21:00	ギャラクシティ	主催	10名
8/20 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	5名
8/20 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名
8/23 (土)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	興本地域学習センター	主催	5名
8/23 (土)	星空くらぶ (動画チーム)	14:00～16:00	ギャラクシティ	主催	15名
8/24 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
8/27 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	5名
8/27 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名
8/30 (土)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	興本地域学習センター	主催	5名
8/31 (日)	こどもみーていんぐ	13:30～16:30	ギャラクシティ	共催	50名
8/31 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
8/31 (日)	ジュニアリーダー宿泊キャンプ報告会	10:00～12:00	足立区役所	共催	136名

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

平成26年8月7日

件 名	伊興遺跡公園展示館の設備工事に伴う休園・休館について
所管部課名	地域のちから推進部 地域文化課
内 容	<p>伊興遺跡公園展示館の設備関係は、経年劣化により破損等もあり、下記のとおり改修工事を実施する。工事期間は、来館者の安全を確保するため休園・休館する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 期間 平成26年9月16日（火）～平成27年1月4日（日）</p> <p>2 改修工事 (1) 空調設備（全て更新） (2) 照明設備（展示エリアの照明LED化） (3) トイレ（洋便器化、障がい者トイレにオストメイトの設置） (4) 自動ドア（エンジン改修、ドアガード4箇所設置） (5) その他（軒天ボード塗装、軒先鉄部塗装 等）</p>
今後の方針	あだち広報9月10日号、区ホームページ等で周知する。

別 添

行 事 実 施 結 果

7 月 1 日～7 月 31 日

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

日時	行 事 名	時 間	会 場	主催別	参加人数
7/1(火)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習	12:30～14:00	弘道第一小学校	主催	12名
7/2(水)	日本将棋連盟連携事業「将棋塾」	14:40～16:30	鹿浜第一小学校	共催	29名
7/4(金)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習	12:45～14:15	花畑西小学校	主催	13名
7/6(日)	ブリランテ 20 周年コンサート Vol. 1	14:00～16:00	西新井文化ホール	共催	540名
7/7(月)	マイタウンコンサート i n 北千住駅	18:30～19:30	J R 北千住駅南口 コンコース	主催	450名
7/9(水)	日本将棋連盟連携事業「将棋塾」	14:40～16:30	桜花小学校	共催	17名
6/24、 7/8(火)	キッズあそびサポーター講習会	10:00～12:00	生涯学習センター	主催	延 48名
7/11(金)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習	10:00～11:30	弘道小学校	主催	11名
6/20、27 7/4、11(金)	指導者講習会「コーディネーショントレ ーニング」～ビギナー実践編～	19:00～20:45	生涯学習センター	主催	延 77名
7/14(月)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習	10:00～11:30	中川東小学校	主催	13名
7/3～7/18	おりがみサポーターによる 「キッズおりがみ教室」(12会場)	放課後子ども教 室時間内	竹の塚小、千寿桜小、 梅島第一小、本木小、 伊興小、足立小、西 保木間小、新田小、 千寿常東小、千寿第 八小、舎人第一小、 中島根小	主催	延 250名

7/18(金)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習	14:00～15:30	鹿浜第一小学校	主催	20名
7/25(金)	歓喜の演 Vol.13 狂言 錬成会	14:00～16:00 19:00～20:30	西新井文化ホール	共催	昼 90名 夜 76名
7/25(金)	第34回あだちアートリンクカフェ	18:30～20:00	生涯学習センター	主催	82名
7/26(土)	スポーツコンディショニング講座 ～適切なケガの手当てと復帰へのプロセス～	10:00～12:00	生涯学習センター	主催	32名
7/28(月)	読み語りキャラバン～スキルアップ～	10:00～12:00	生涯学習センター	主催	12名

行 事 実 施 予 定

8 月 1 日～ 8 月 31 日

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

日時	行 事 名	時 間	会 場	主催別	参加予定人数 【定員等】
8/4(月)	体験プログラム② 「読み語りキャラバン in 中央図書館」	15:30～16:10	中央図書館	主催	50名
8/16～8/18	足立ジュニア吹奏楽団 練習合宿		日光林間学園	共催	団員 42名
8/22(金)	ふれあい出前寄席 第1回企画リーダー会議	14:00～14:45	特養ホーム ハピネスあだち	主催	10名
8/22(金)	第35回あだちアートリンクカフェ	18:30～20:00	東京芸術センター 会議室	主催	30名
8/19・ 8/26(火)	「子ども学講座」 (子どものことを考える大人の勉強会) ～ギャングエイジ期の子どもの心に触れる～	10:00～12:00	生涯学習センター	主催	40名
8/29(金)	ふれあい出前寄席 第2回企画リーダー会議	14:00～14:45	特養ホーム ハピネスあだち	主催	10名
8/30(土)	足立ジュニア吹奏楽団出張演奏 アリオ西新井サマーコンサート	15:00～15:45	アリオ西新井	共催	200名
8/30(土)	足立ジュニア吹奏楽団出張演奏 西新井第三団地自治会入居 50 周年記念 団地祭	18:30～19:00	西新井第三団地	共催	200名